

みはら子育て 応援プラン

第2期三原市子ども・子育て支援事業計画

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

《令和4(2022)年度見直し版》

わしも
なんでもするぞ！

みんなで支える
子育て応援都市・みはら

～未来を担うすべての子どものために、
つどう・つながる・ささえあう～



三原市
公式マスコットキャラクター
やっさだるマン



令和2(2020)年3月
広島県三原市

ごあいさつ

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27（2015）年3月に「みはら子育て応援プラン（三原市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、「子どもがのびのびと育ち、子育てが楽しいことを実感できるまち・みはら」の実現に向けて、教育・保育サービスの充実や子育てに関する経済的支援など、子ども・子育て支援施策に取り組んでいるところです。

本計画は、その第2期計画として、現在の取組を継承するとともに、アンケートなどから見えてきた、子どもと子育て家庭を取り巻く環境変化や新たなニーズに対応し、本市の子ども・子育て支援の充実などを総合的かつ計画的に推進するため策定したものです。また、本計画を子どもの貧困対策に関する計画として位置付け、子どもの貧困に対応するための方針も含めて策定しております。

未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を構築していくためには、「家族ぐるみ」の子育て意識や「地域ぐるみ」の支え合い、「事業者の協力や理解」など、地域社会全体で支えていく仕組みづくりが重要であると考えております。そのため、本計画の基本理念を「みんなで支える子育て応援都市・みはら」とし、市民、地域、事業者、行政などの関係者が密接に連携し、本計画の施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました三原市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました市民の皆様並びに関係者に心から感謝申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

令和2年3月

三原市長

目 次

第1章 計画策定の概要	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	3
第2節 計画の位置付け	6
第3節 計画の期間.....	7
第4節 計画の策定体制.....	9
第5節 計画の対象.....	9
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	11
第1節 人口, 出生, 女性の就業状況	13
1 年齢3区分別人口の推移.....	13
2 出生数・出生率の推移	14
3 合計特殊出生率の推移.....	14
4 就学前人口の推移	15
5 小学生児童人口の推移.....	15
6 中学生・中学卒業後の人口の推移	16
7 女性の就業率の推移.....	16
第2節 子ども・子育て支援施策の実施状況(第1期計画の振り返り)	17
1 基本理念と基本目標.....	17
2 主な事業の実績	20
3 幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの受入状況.....	21
4 成果と課題.....	22
第3節 子どもと子育て家庭を取り巻く状況とニーズ.....	23
1 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート	23
2 長期総合計画策定のための市民ワークショップ	32
3 三原市子どもの生活実態調査.....	35
第4節 第2期計画に向けて見えてきた課題とニーズ	43
1 人口減少対策としての子ども・子育て支援	43
2 「出会い・結婚」からスタートする切れ目のない支援	44
3 教育・保育サービスの充実と経済的支援の充実.....	46
4 子どもの貧困問題に関する施策の充実	47
5 仕事と子育ての両立の推進	49
6 地域全体での子ども・子育て支援.....	52
7 その他.....	55
第3章 計画の基本的な考え方	57

第1節 基本理念.....	59
第2節 計画の基本目標.....	60
第3節 施策の体系.....	62
第4章 基本目標ごとの取組.....	65
基本目標1 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり.....	66
1-1 出会い・結婚の支援.....	67
1-2 母子保健対策の充実.....	68
1-3 医療体制の充実.....	70
1-4 教育・保育サービスの充実.....	71
1-5 経済的支援の充実.....	73
1-6 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備.....	75
基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり.....	77
2-1 子育てに関する学習機会の提供.....	78
2-2 食育の推進.....	78
2-3 社会活動や就職活動の支援.....	79
2-4 豊かな心を育む教育活動の推進.....	80
2-5 子どもの居場所の充実.....	81
2-6 青少年健全育成の推進.....	82
基本目標3 子どもの最善の利益を支える環境づくり.....	83
3-1 児童虐待等防止対策の推進.....	84
3-2 ひとり親家庭の自立支援.....	85
3-3 障害のある子どもへの施策の充実.....	87
3-4 生活の困難を抱える家庭と子どもへの支援.....	89
基本目標4 仕事と子育てが両立する環境づくり.....	90
4-1 仕事と子育ての両立支援と働き方の見直し.....	91
4-2 父親と母親が協力して子育てに取り組むための支援.....	92
基本目標5 子育てを地域で支える環境づくり.....	93
5-1 子育てに関する情報提供の充実.....	94
5-2 地域の子育て支援拠点の充実.....	95
5-3 地域での子育てサポートの充実.....	96
第5章 子どもの貧困対策.....	97
第1節 子どもの貧困の状況・国の動向.....	99
1 日本の子どもの貧困率.....	99
2 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行.....	100
第2節 本市における子どもの貧困の状況.....	102
第3節 本市における子どもの貧困対策.....	102

1 重点的に取り組む分野.....	103
2 子どもの貧困対策に関する施策.....	104
第6章 子ども・子育て支援事業に係る 量の見込み等	111
第1節 教育・保育提供区域の設定.....	113
第2節 幼児期の教育・保育.....	114
第3節 地域子ども・子育て支援事業.....	120
第4節 新・放課後子ども総合プランへの対応.....	129
第7章 計画の推進体制等.....	131
第1節 計画の推進と連携の強化.....	133
第2節 計画の進行管理.....	133
資料編.....	135
1 三原市子ども・子育て会議条例.....	137
2 三原市子ども・子育て会議委員名簿.....	139
3 計画の策定経過.....	141
4 用語解説.....	142

第1章

計画策定の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

第2節 計画の位置付け

第3節 計画の期間

第4節 計画の策定体制

第5節 計画の対象

子どもと子育て家庭をめぐる、わが国では近年どのような課題が注目されているのでしょうか。

本計画の策定にあたり、第1期計画策定以降（平成27〔2015〕年～）に起こった国・社会の動向や、計画の位置付けなど基本的な事項を整理します。

第1節 計画策定の背景と趣旨

少子化の進行に伴う本格的な子育て支援のはじまり

平成 15（2003）年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援するため、「少子化社会対策基本法」（平成 15〔2003〕年9月1日施行）と「次世代育成支援対策推進法」（平成 17〔2005〕年4月1日施行）が制定され、子どもたちの育成を社会全体で支援する新たな取組が示されました。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「みはら子育て応援プラン（三原市次世代育成支援行動計画）」を策定し、基本理念である「子どもがのびのびと育ち、子育てが楽しいことを実感できるまち・みはら」の実現に向けて、次世代育成支援対策を推進しました。

「子ども・子育て支援新制度」スタート

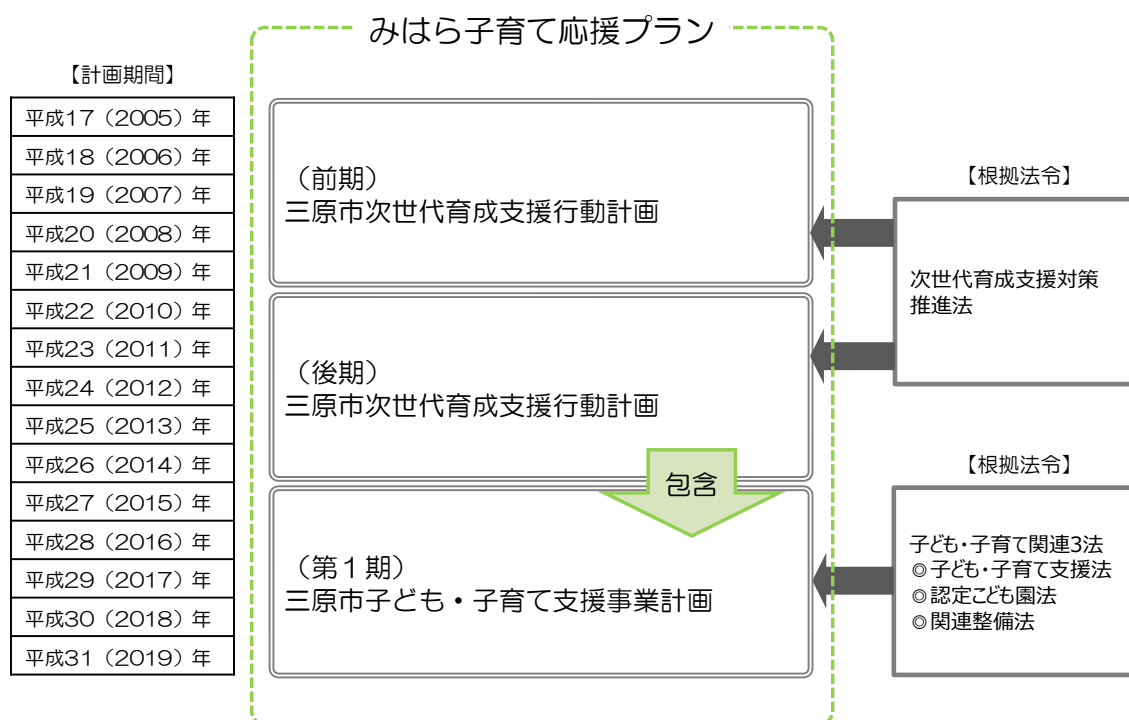
平成 24（2012）年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育と地域の子ども・子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この関連3法に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27（2015）年4月にスタートしました。一方、「次世代育成支援行動計画」は策定が任意化され、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

みはら子育て応援プラン（三原市子ども・子育て支援事業計画）

本市では、子ども・子育て支援新制度への移行後も、「三原市次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承しつつ、より実効性の高い子ども・子育て支援に取り組むため、平成 27（2015）年3月に、5年間を計画期間とする「みはら子育て応援プラン（三原市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、この計画の中にこれまで取り組んできた「三原市次世代育成支援行動計画」の施策を包含することで、本市の子ども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。

● みはら子育て応援プランのあゆみ



「子ども・子育て支援新制度」スタート以降の動向

平成 27 (2015) 年の「子ども・子育て支援新制度」施行後、わが国の子どもと子育て家庭を取り巻く環境や、国・社会の動向にも様々な変化が起こっています。

○合計特殊出生率の低下

日本の合計特殊出生率は依然として低下傾向で推移し、平成 30 (2018) 年時点で 1.42 となっています。

○子どもの貧困対策の推進

平成 26 (2014) 年 1 月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子どもの貧困対策に関連して、平成 27 (2015) 年 12 月の国の「子どもの貧困対策会議」では、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」と「児童虐待防止対策強化プロジェクト」の実施が決定しました。令和元 (2019) 年 6 月には同法律が改正され、子どもの貧困対策に関する計画策定が市町村の努力義務となりました。

○児童虐待防止への取組強化

平成 28（2016）年の児童福祉法改正では、児童虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化を図るため、社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正が行われました。また、令和 2（2020）年 4 月に施行（一部を除く）される改正児童虐待防止法では、しつけに際しての子どもへの体罰禁止、児童相談所の体制強化などが盛り込まれます。

○障害児福祉計画の法定化

平成 28（2016）年 6 月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、医療的ケア児に対する支援や障害児福祉計画の策定が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針には、子ども・子育て支援と深く関係する事項も盛り込まれ、障害児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備などの必要性があげられています。

○待機児童解消への取組強化

平成 28（2016）年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の一環であった待機児童解消への取組強化策「子育て安心プラン」は、平成 29（2017）年 11 月、内閣府から当初の予定を前倒して進める旨が発表されました。

○幼児教育・保育の無償化

令和元（2019）年 10 月に、幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する 3 歳から 5 歳児の子どもたちの利用料の一部、住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児までの子どもたちの利用料を無償化としました。無償化は地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）なども対象となっています。

○「こども家庭庁」の創設

令和 5（2023）年 4 月に、少子化対策や子どもの貧困、母子保健や虐待対策など、子ども関連の施策を一体的に推進する「こども家庭庁」が創設されます。

これまでの取組を継承しつつ、新しい課題に対応する第 2 期計画へ

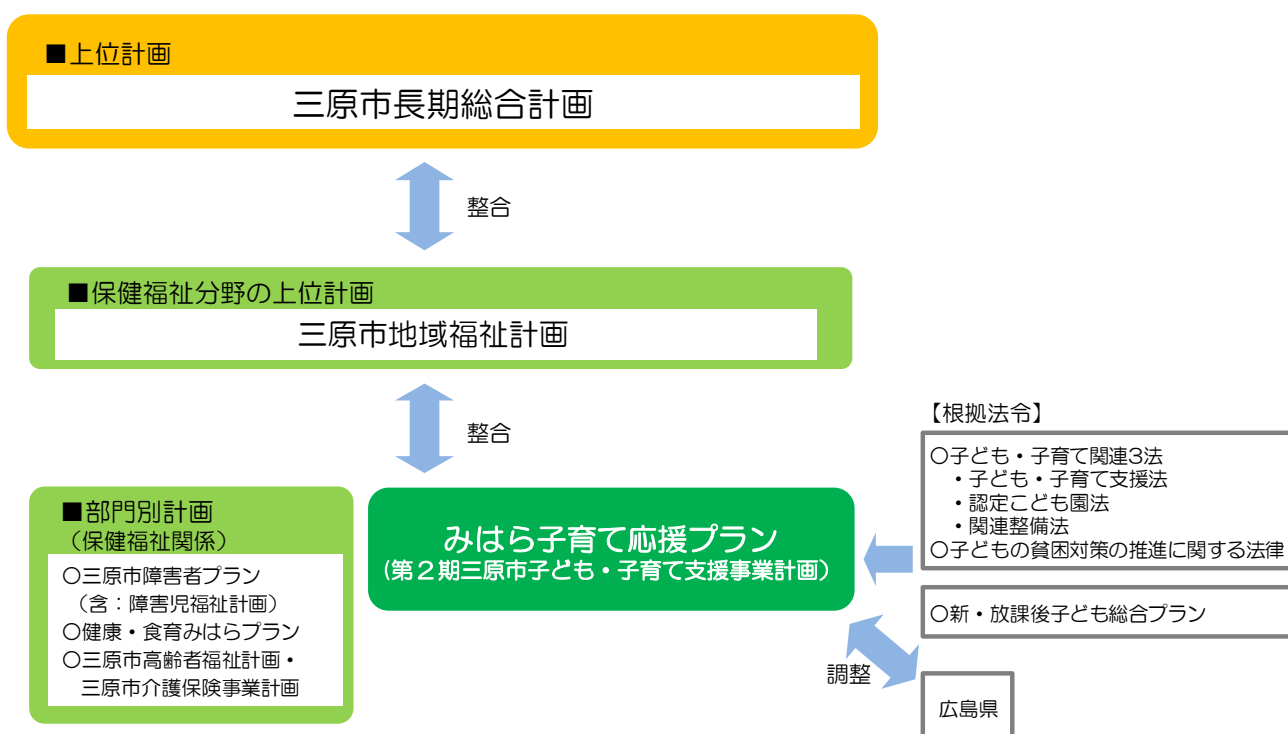
本計画は、平成 27（2015）年に策定した「みはら子育て応援プラン（三原市子ども・子育て支援事業計画）」（以降、「第 1 期計画」という。）の第 2 期計画として、これまでの本市の取組を継承しつつ、近年顕在化した子どもと子育て家庭を取り巻く環境変化などに対応し、本市の子ども・子育て支援の充実などを総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、本市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、第1期計画と同様、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の内容を包含するとともに、新たに、子どもの貧困対策に関する市町村計画と「新・放課後子ども総合プラン」の市町村行動計画の内容を含め、一体の計画として策定します。

そして、市政の最上位計画である「三原市長期総合計画」、保健福祉分野の上位計画である「三原市地域福祉計画」、その他の関連計画との整合を図っています。



【参考】子ども・子育て支援法

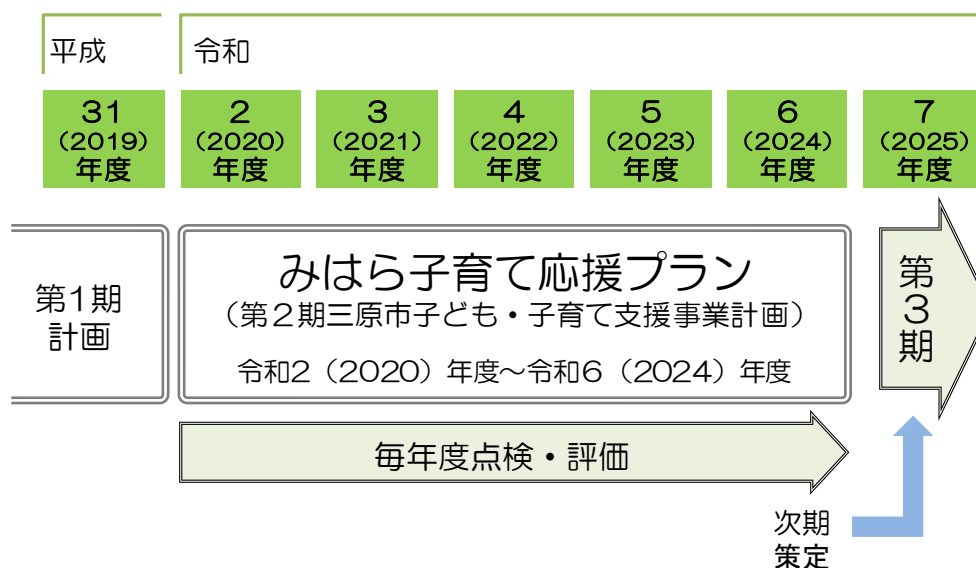
第61条第1項

市町村は、基本指針に即して五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(市町村子ども・子育て支援事業計画)を定めるものとする。

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

本計画に掲載している施策の進捗状況については、年度ごとに点検評価を行い、最終年度には、年度ごとの点検評価や時代に応じた課題などを踏まえ、次期5年間の第3期計画を策定します。



なお、本計画は、計画期間の中間年にあたる令和4（2022）年度に、計画で定める教育・保育事業等の量の見込みと実績に乖離が生じたことや、令和2（2020）年3月のプラン策定以降に生じた課題やその対応のため、次のとおり内容の見直しを行いました。

- (1) 「第1章 計画策定の概要／第1節 計画策定の背景と趣旨」
 - ・「こども家庭庁」の創設に伴う記載の追加
- (2) 「第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況／第1節 人口、出生、女性の就業状況」
 - ・「年齢3区分別人口の推移」「出生数・出生率の推移」「就学前人口の推移」
 - ・「小学生児童人口の推移」「中学生・中学卒業後の人口の推移」の変更
- (3) 「第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況／第4節 第2期計画に向けて見えてきた課題とニーズ」
 - ・コロナ禍への対応に関する記載の追加
- (4) 「第4章 基本目標ごとの取組」「第5章 子どもの貧困対策」
 - ・新規事業の追加等
- (5) 「第6章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込み等／第2節 幼児期の教育・

保育、第3節 地域子ども・子育て支援事業」

・各区分・事業における量の見込みと確保方策の変更

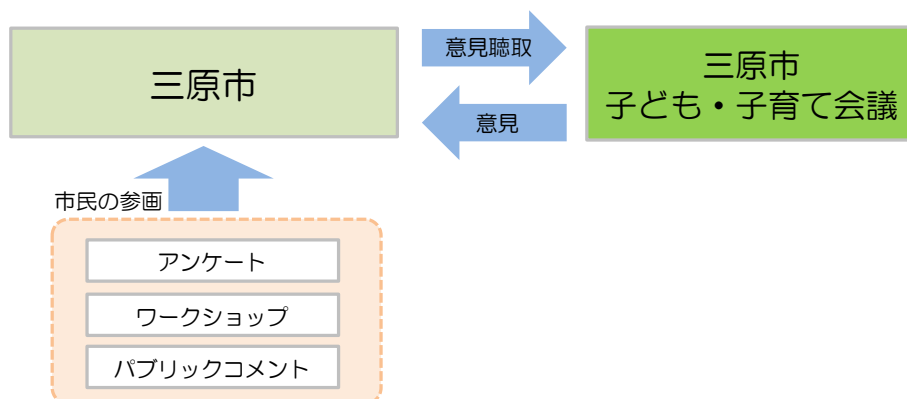
(6)「第7章 計画の推進体制等／第1節 計画の推進と連携の強化」

・「こども家庭庁」の創設に伴う記載の追加

第4節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民へのアンケートやワークショップ、パブリックコメントを実施し、幅広く子育て当事者の意見を聴取しました。

また、学識経験者や、教育・保育・医療などの子ども・子育て支援に従事する方、子育て当事者である保護者などで構成する「三原市子ども・子育て会議」において、計画の内容を審議しました。



【参考】三原市子ども・子育て会議条例

第1条

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び第3項の規定に基づき、三原市における子ども・子育て支援に係る施策の推進に関し調査審議等をするため、三原市子ども・子育て会議を置く。

第5節 計画の対象

本計画は、概ね18歳までの子どもをはじめ、その保護者を対象とします。

また、施策によっては概ね20歳未満の子どもと結婚・出産前の市民及び子どもを取り巻く社会のすべての構成員を対象とします。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

第1節 人口、出生、女性の就業状況

第2節 子ども・子育て支援施策の実施状況（第1期計画の振り返り）

第3節 子どもと子育て家庭を取り巻く状況とニーズ

第4節 第2期計画に向けて見えてきた課題とニーズ

本市の子どもと子育て家庭を取り巻く環境はどのように移り変わり、現在どのような状況にあるのでしょうか。

本市の人口、出生などの推移や、第1期計画の実施状況などについてまとめます。

第3節では、アンケートやワークショップから把握した子どもと子育て家庭を取り巻く状況とニーズ、第4節では、そのニーズなどから見えてきた第2期計画で取り組むべき課題などについてまとめます。

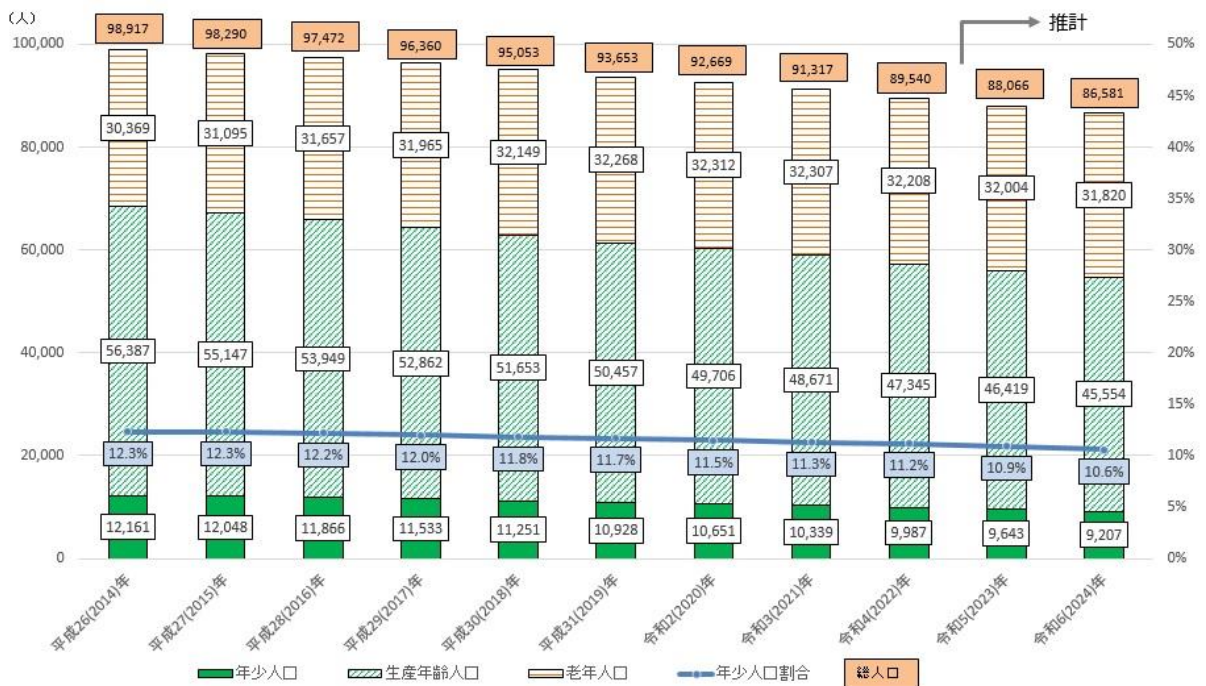
第1節 人口、出生、女性の就業状況

1 年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、継続的に減少傾向で推移しており、平成31（2019）年時点で93,653人（4月1日）、将来的には令和6（2024）年に86,581人となる予想です。

総人口に占める年少人口（0～14歳人口）の割合である「年少人口割合」も減少傾向が続くことが見込まれます。

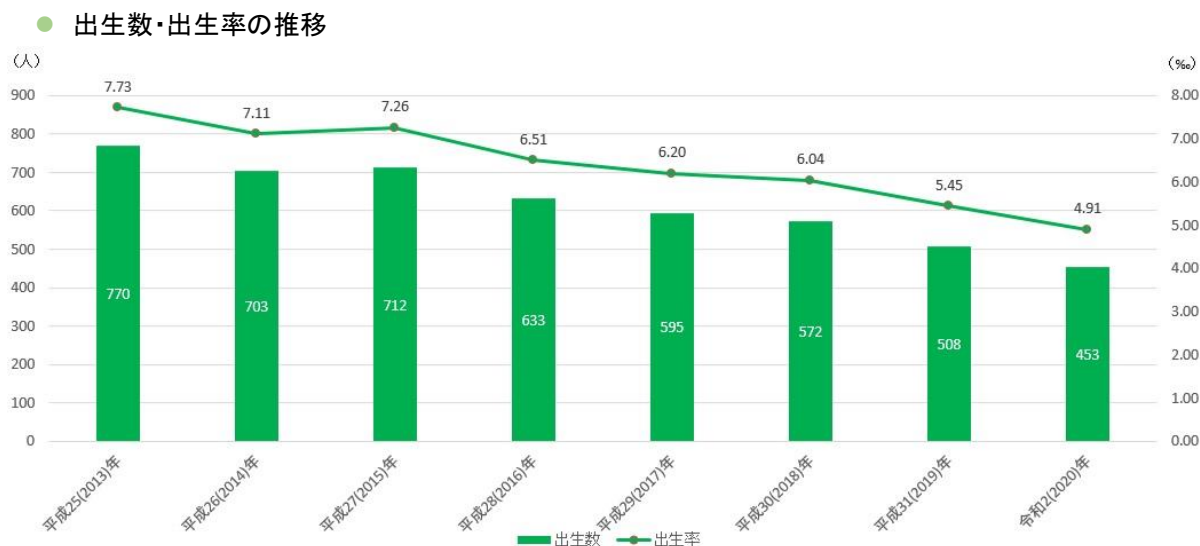
● 年齢3区分別人口の推移



※平成29（2017）年～令和4（2022）年の各4月1日時点の住民基本台帳人口からコーホート変化率法で算出

2 出生数・出生率の推移

本市の出生数の推移を見ると、平成 27（2015）年には前年を上回りましたが、概ね減少傾向で推移しています。出生率（人口千人あたり）も同様に平成 27（2015）年には前年を上回りましたが、傾向としては減少が続いています。

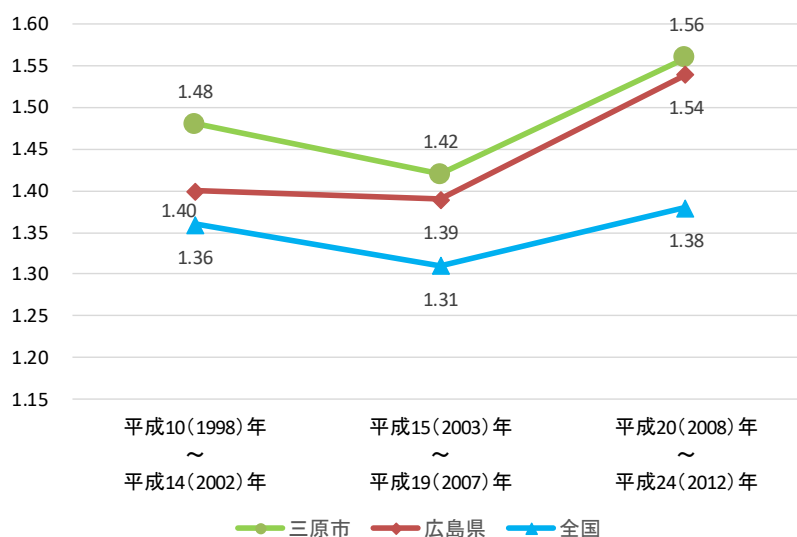


※出生数は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」総務省
 ※人口は住民基本台帳各年 9 月 30 日を使用
 ※出生率（‰＝パーミル）＝1 年間の出生数／当該年の人口×1000

3 合計特殊出生率の推移

厚生労働省が公表している本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返していますが、県平均・全国平均を上回る状況が続いており、直近の平成 20（2008）年～平成 24（2012）年の値は 1.56 となっています。

● 合計特殊出生率(ベイズ推定値)の推移

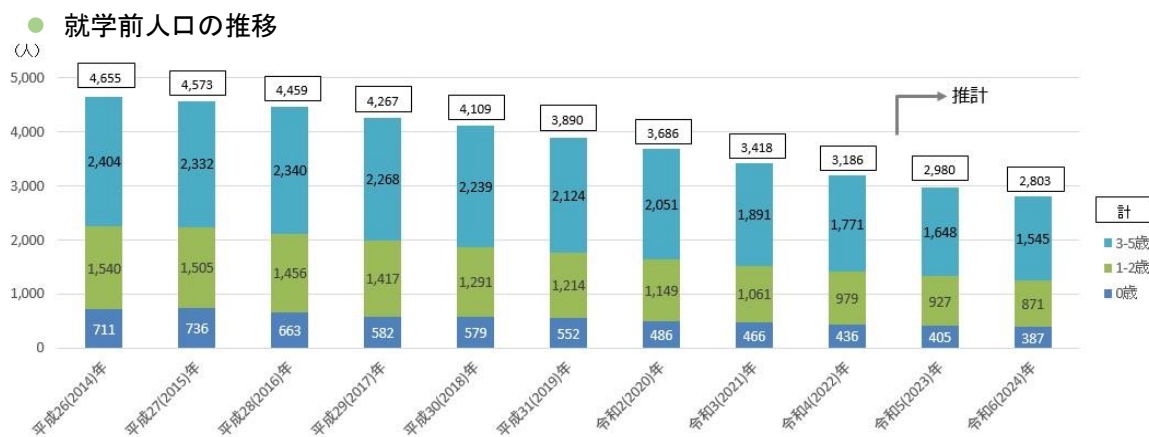


※「人口動態保健所・市町村別統計」厚生労働省

4 就学前人口の推移

本市の就学前人口の推移を見ると、継続的に減少傾向で推移しています。

平成 26（2014）年を 100 とした場合の平成 31（2019）年の比率は、就学前人口全体で 83.6%であるのに対し、0 歳児では 77.6%となり、0 歳児の減少率が大きくなっています。

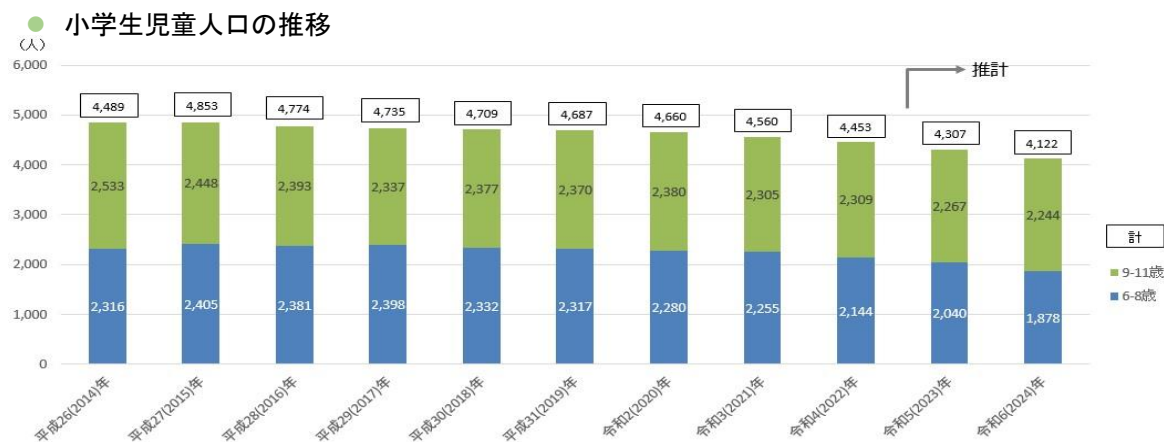


※平成 29（2017）年～令和 4（2022）年の各 4 月 1 日時点の住民基本台帳人口からコーホート変化率法で算出

5 小学生児童人口の推移

本市の小学生児童人口の推移を見ると、平成 26(2014)年から平成 27(2015)年にかけて微増となりましたが、以降は継続的に減少傾向で推移しています。

平成 26（2014）年を 100 とした場合の平成 31（2019）年の比率は、小学生児童人口全体で 96.7%となります。就学前人口の同期間の比率が 83.6%であるのに対し、小学生の減少幅は少ない傾向にありましたが、就学前人口の減少に伴い、第 2 期計画がスタートした令和 2（2020）年以降は、減少の傾向が大きくなっています。

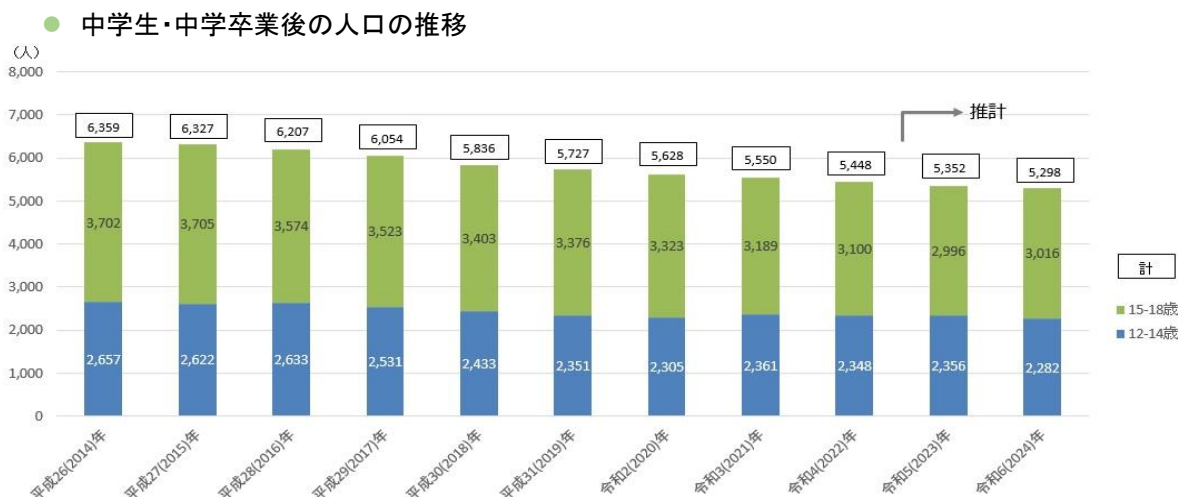


※平成 29（2017）年～令和 4（2022）年の各 4 月 1 日時点の住民基本台帳人口からコーホート変化率法で算出

6 中学生・中学卒業後の人口の推移

本市の中学生・中学卒業後の人口の推移を見ると、継続的に減少傾向で推移しています。

平成 26 (2014) 年を 100 とした場合の平成 31 (2019) 年の比率は、12-14 歳で 88.5%，15-18 歳では 91.2% となり、今後も減少傾向で推移することが見込まれます。

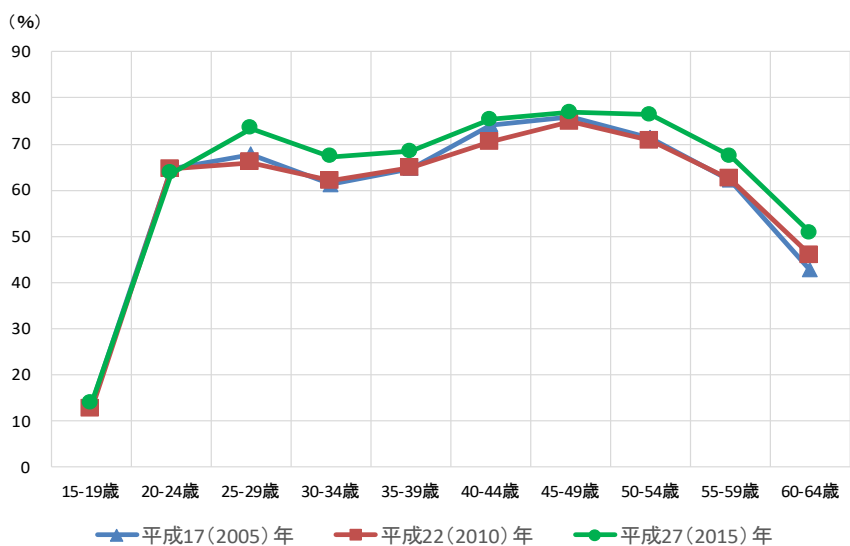


※平成 29 (2017) 年～令和 4 (2022) 年の各 4 月 1 日時点の住民基本台帳人口からコーホート変化率法で算出

7 女性の就業率の推移

本市の女性の就業率の推移を見ると、平成 22(2010)年と比べ、平成 27(2015)年ではほとんどの年齢層で上昇しています。しかし、働く女性の割合が 30 歳代で一旦低くなる「M字曲線」が見られ、20 歳代で働いていた女性が子育て期の 30 歳代で仕事を離れる傾向が続いていることがわかります。

● 女性の就業率の推移



※国勢調査

第2節 子ども・子育て支援施策の実施状況（第1期計画の振り返り）

本計画の策定にあたり、第1期計画期間中の取組内容を振り返ります。

1 基本理念と基本目標

第1期計画では、基本理念である「子どもがのびのびと育ち、子育てが楽しいことを実感できるまち・みはら」の実現に向けて、5つの基本目標を掲げて施策を展開してきました。

基本理念

子どもがのびのびと育ち、子育てが楽しいことを実感できるまち・みはら
 ～未来を担うすべての子どものために、みんなでつどう・つながる・ささえあう～

基本目標ごとの主な取組と達成状況

基本目標 1 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり	
取組内容	子どもたちが将来親になったときに、家庭や子育てを楽しめるよう、子どもの豊かな心や感性を育む教育環境づくりと自ら学ぶ環境づくりに取り組みました。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 親子食育教室 ● たくましく生きる力を育む推進事業 ● ふるさと子ども博士講座 ● 放課後子ども教室推進事業 ● 児童館の充実 など

評価指標：子育てが楽しいと回答した保護者の割合					
	平成25年	推移	平成30年 アンケート	平成31年 (目標値)	目標値 達成状況
小学校入学前児童の 保護者	—	—	75.9%	80%以上	未達成
小学生の保護者	76.1%	➡	69.7%	80%以上	未達成

基本目標 2 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

取組内容	子育て世代が安心して生活でき、子育てができるよう、生活環境の整備と医療体制の充実により、母子ともに健康な子育て環境の充実を図りました。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育・保育事業 (幼稚園・保育所・延長保育事業・一時預かり事業など) ● 放課後児童クラブ ● 乳幼児等医療費助成 ● 妊婦健康診査事業 ● 産科・小児科医療体制の確保事業 など



評価指標：希望する保育サービスを希望する時間に利用することができたと感じる保護者の割合

	平成25年	推移	平成30年 アンケート	平成31年 (目標値)	目標値 達成状況
小学校入学前児童の保護者	—	—	62.3%	55%以上	達成
小学生の保護者	46.1%	➡	53.3%	55%以上	未達成

基本目標 3 子どもの最善の利益を支える環境づくり

取組内容	障害のある子どもを養育している家庭やひとり親家庭、児童虐待の疑いのある家庭などの特別な支援を必要とする家庭などに対して、子どもの最善の利益となるよう、関係機関と連携し適切な支援の提供に努めました。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待相談事業 ● 母子家庭等自立相談事業 ● ひとり親家庭等医療費助成 ● 障害者相談支援事業 など



評価指標は設定していません

基本目標 4 仕事と子育てが調和する環境づくり

取組内容	父親と母親がともに協力して子育てに取り組み、子育てと仕事とのバランスが保てるように、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、仕事と子育ての両立を支援しました。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児休業制度等の普及啓発 ● 男女共同参画の推進 ● 父親の育児参加の促進 など

評価指標：仕事と生活の調和が取れていると感じている保護者の割合

	平成25年	推移	平成30年 アンケート	平成31年 (目標値)	目標値 達成状況
小学校入学前児童の保護者	—	—	37.8%	60%以上	未達成
小学生の保護者	47.6%	➡	49.7%	60%以上	未達成

基本目標 5 子育てと子育てを支援する地域づくり

取組内容	地域全体で子ども・子育て支援への関心と理解を深め、子どもや子育てを支え合うことができるまちづくりに取り組みました。また、子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して子育てできるような環境を構築するため、地域における子育てを支援しました。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域子育て支援センター ● 利用者支援事業 ● ファミリー・サポート・センター事業 ● 子育てガイドブックの発行 など

評価指標：子育てが楽しいと回答した保護者の割合

	平成25年	推移	平成30年 アンケート	平成31年 (目標値)	目標値 達成状況
小学校入学前児童の保護者	—	—	75.9%	80%以上	未達成
小学生の保護者	76.1%	➡	69.7%	80%以上	未達成

評価指標：地域の人が子育てを支えてくれていると感じている保護者の割合

	平成25年	推移	平成30年 アンケート	平成31年 (目標値)	目標値 達成状況
小学校入学前児童の保護者	47.9%	➡	54.0%	60%以上	未達成
小学生の保護者	50.5%	➡	50.7%	60%以上	未達成

2 主な事業の実績

第1期計画の5年間で優先度の高い事業として、9つの事業を重点事業に設定し取り組みました。その実施状況は次のとおりです。

	事業名	評価指標	平成25年度 (実績)	平成31年度 (目標)	平成31年度 (実績見込み)
1	放課後児童クラブ	実施か所数	23か所	33か所	35か所
	<ul style="list-style-type: none"> 実施か所数の増加に取り組み、目標を2か所上回る整備ができましたが、地域によっては待機児童が発生しました。（保護者が就労などのため昼間留守となる家庭の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業） 				
2	児童館の充実	延来館者数	16,210人	継続	14,814人※
	<ul style="list-style-type: none"> 講座、イベントなどの開催や自由来館を促進することで、0～18歳未満の全ての児童の健全な育成を図り、利用者の利便性を向上させるため機能の拡充を推進しました。 令和2（2020）年度のペアシティ三原西館への移転が決定し、課題である中高生の利用を促進するため新児童館をプロデュースする中高生による検討委員会を立ち上げるなど、機能拡充に向けた取組を進めています。 				
3	通常保育事業（認可保育所）	入所児童数	1,744人	1,810人	1,718人※
	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童を発生させないよう施設整備などに取り組み、需要に応じた確保に努めましたが、2号認定と3号認定については地域により待機児童が発生しました。 平成25（2013）年度～平成30（2018）年度の施設整備等実績 【新設】認定こども園2か所 小規模保育事業所3か所 事業所内保育事業所1か所 【認定こども園への移行】保育所6か所 幼稚園1か所 				
4	延長保育事業	実施か所数	12か所	19か所	19か所
	<ul style="list-style-type: none"> 実施か所数の増加に取り組み、目標の19か所で実施することができました。（保育所利用者を対象に、通常の保育時間を超えて預かりを行う事業） 				
5	一時預かり事業	実施か所数	7か所	12か所	13か所
	<ul style="list-style-type: none"> 実施か所数の増加に取り組み、目標を1か所上回る13か所で実施することができました。（家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業） 				
6	ファミリー・サポート・センター事業	年間延利用件数	525件	1,000件	701件※
	<ul style="list-style-type: none"> 利用件数の増加に取り組みました。平成25(2013)年度と比べると増加していますが、円滑なサービス提供に課題があり、改善に向けた取組が必要です。（育児の援助が必要な人に対して、援助ができる人を紹介し、地域住民同士の相互援助活動を促進する事業） 				
7	乳幼児等医療費助成	制度の拡充	実施	拡充	拡充済
	<ul style="list-style-type: none"> 制度の拡充に取り組み、平成27（2015）年7月に対象を小学生までから中学生までに拡充しました。 				
8	地域子育て支援センター	実施か所数	9か所	12か所	12か所
	<ul style="list-style-type: none"> 実施か所数の増加に取り組み、目標の12か所を達成しました。（保育所、認定こども園、商業施設などで、地域の子育てに関する情報発信や相談・支援、親子の交流の場の提供、子育てに関する講習会などを実施する事業） 				
9	利用者支援事業	実施か所数	未実施	1か所	1か所
	<ul style="list-style-type: none"> 平成28（2016）年に「子育て世代包括支援センター すくすく」を開設し、切れ目のない相談支援を実施しています。（利用者の個別ニーズに対応して情報の集約・提供、相談などを行う事業） 				

※ H31年度実績見込みの「※」の数値は、H30年度実績数値です。

3 幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの受入状況

幼児期の教育・保育事業と、小学生の放課後児童クラブについて、第1期計画期間中に、ニーズに対して次のとおり受け皿を確保しました。

(1) 幼児期の教育・保育（市全域）

低年齢の子ども（3号：0～2歳保育）において、平成28（2016）年度と平成29（2017）年度に確保不足が生じましたが、平成30（2018）年度には需要の減少と地域型保育事業の定員増加により供給が確保できました。

※「①量の見込み」は各年度で発生したニーズ量。「②確保の実績」は各々の事業で受け入れることができた数（定員）。（単位：人）

区分	平成27年度			平成28年度		
	<1号> 3～5歳教育ニーズ	<2号> 3～5歳保育ニーズ	<3号> 0～2歳保育ニーズ	<1号> 3～5歳教育ニーズ	<2号> 3～5歳保育ニーズ	<3号> 0～2歳保育ニーズ
①量の見込み	989	707	590	1,180	1,011	917
②確保の実績	2,340	1,019	846	2,835	1,055	900
認定こども園	100	125	100	145	266	219
幼稚園	2,240	—	—	2,690	—	—
保育所	—	894	700	—	789	635
地域型保育事業	—	—	46	—	—	46
②-①	1,351	312	256	1,655	44	▲ 17

区分	平成29年度			平成30年度		
	<1号> 3～5歳教育ニーズ	<2号> 3～5歳保育ニーズ	<3号> 0～2歳保育ニーズ	<1号> 3～5歳教育ニーズ	<2号> 3～5歳保育ニーズ	<3号> 0～2歳保育ニーズ
①量の見込み	1,194	980	936	1,148	954	825
②確保の実績	2,865	1,057	915	2,402	1,054	937
認定こども園	175	416	359	180	413	362
幼稚園	2,690	—	—	2,222	—	—
保育所	—	641	513	—	641	513
地域型保育事業	—	—	43	—	—	62
②-①	1,671	77	▲ 21	1,254	100	112

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

平成31（2019）年度実績（見込）で、当初目標を上回る35か所を整備しましたが、平成28（2016）年度～平成30（2018）年度にかけて、地域により確保不足が生じました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	796	1,147	1,151	1,184
②確保の実績	871	1,011	1,138	1,138
②-①	75	▲ 136	▲ 13	▲ 46

（単位：人）

4 成果と課題

第1期計画期間中には、認定こども園、小規模保育事業所、放課後児童クラブなどの保育の受け皿整備に取り組み、「基本目標2 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり」の評価指標「希望する保育サービスを希望する時間に利用することができたと感じる保護者の割合」は上昇し、概ね目標値を達成することができました。

しかしながら、「基本目標4 仕事と子育てが調和する環境づくり」の評価指標「仕事と生活の調和が取れていると感じている保護者の割合」と、「基本目標5 子育てと子育てを支援する地域づくり」の評価指標「地域の人が子育てを支えてくれていると感じている保護者の割合」については、若干の上昇が見られたものの、目標値を達成することができませんでした。

両指標とも、肯定的な回答をした保護者の割合は全体の4割～5割程度にとどまり、結果として「子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合」は減少しました。

一方、主な事業の実績(P.18)からもわかるとおり、5年前の国の動向や市民ニーズを踏まえ取り組んできた事業は、概ね順調に実施しており、保育の受け皿整備のみならず、乳幼児等医療費助成の対象学年拡充や、「子育て世代包括支援センター すくすく」の開設など、子ども・子育て支援の充実につながる大きな動きもありました。

このことから、5年前と比べ、子どもと子育て家庭を取り巻く状況やニーズが変化していることがうかがえ、アンケート結果などによりニーズの変化を分析し、現在のニーズに合った効果的な子ども・子育て支援施策を展開していくことが必要です。

また、そのニーズの変化に柔軟に対応していくためには、行政だけの力では限界があり、「仕事と生活の調和が取れていると感じている保護者の割合」や「地域の人が子育てを支えてくれていると感じている保護者の割合」を上昇させていくためには、市内の“事業者”や、子育てに関わる団体や市民などの“地域”の力が不可欠です。

上記のことを踏まえ、本計画を策定します。

第3節 子どもと子育て家庭を取り巻く状況とニーズ

本計画の策定にあたり、アンケートやワークショップから把握した本市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況やニーズについて、5年前の第1期計画策定時に実施したアンケート結果と比較しながら整理します。

1 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート

(1) 調査の目的

本計画の策定に向けて、市民の教育・保育サービスなどの利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況などを把握するため実施しました。

また、回答結果は、第6章に掲載している、今後の教育・保育サービスなどの利用ニーズ量を算出するための資料としても活用しています。

(2) 調査の方法

○調査対象：小学校入学前児童（0～5歳）の保護者

小学生（1～6年生）の保護者

○抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出

○調査方法：郵送配付・郵送回収

○調査期間：平成30（2018）年11月29日～12月17日

(3) 配付・回収状況

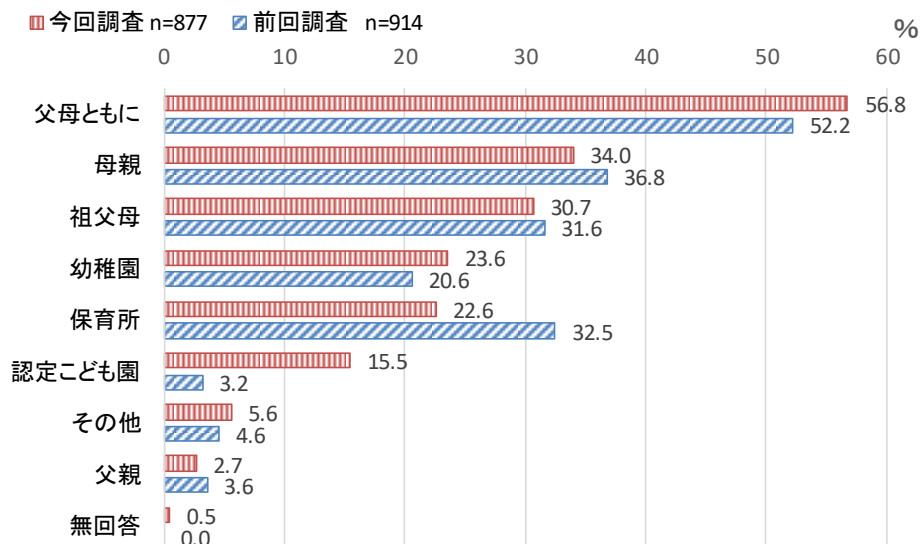
対 象	配付数	回収数	回収率
小学校入学前児童（0～5歳）の保護者	2,000 票	877 票	43.9%
小学生（1～6年生）の保護者	2,000 票	816 票	40.8%

(4) 主なアンケート結果

○子育てに日常的に関わっている人

※小学校入学前児童の保護者

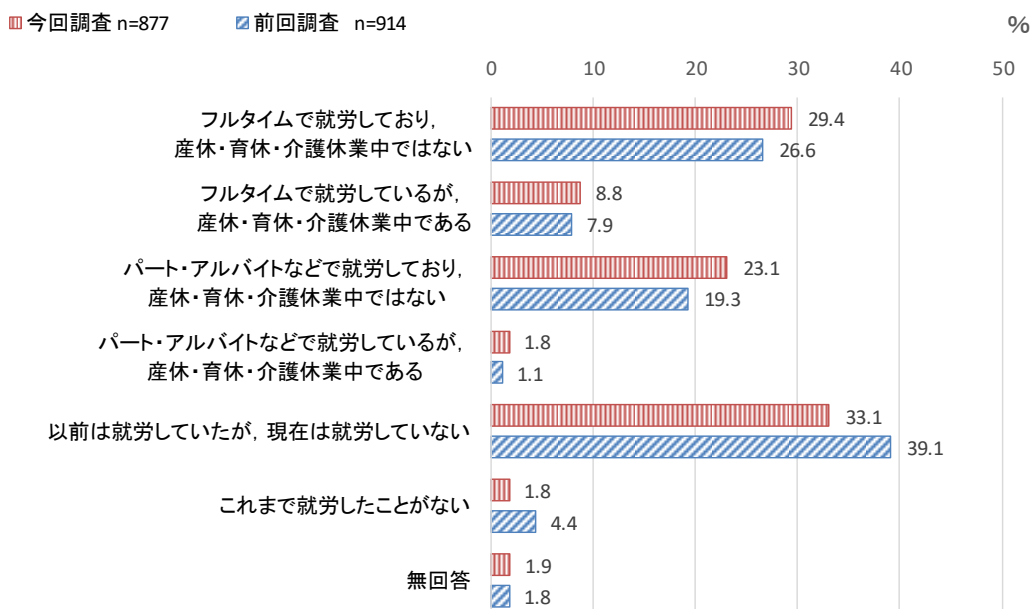
子育てに日常的に関わっているのは「父母ともに」56.8%、「母親」34.0%、「祖父母」30.7%となっています。前回調査より「父母ともに」が4.6%増加していますが、依然として母親が子育ての中心となっています。



○母親の就労状況

※小学校入学前児童の保護者

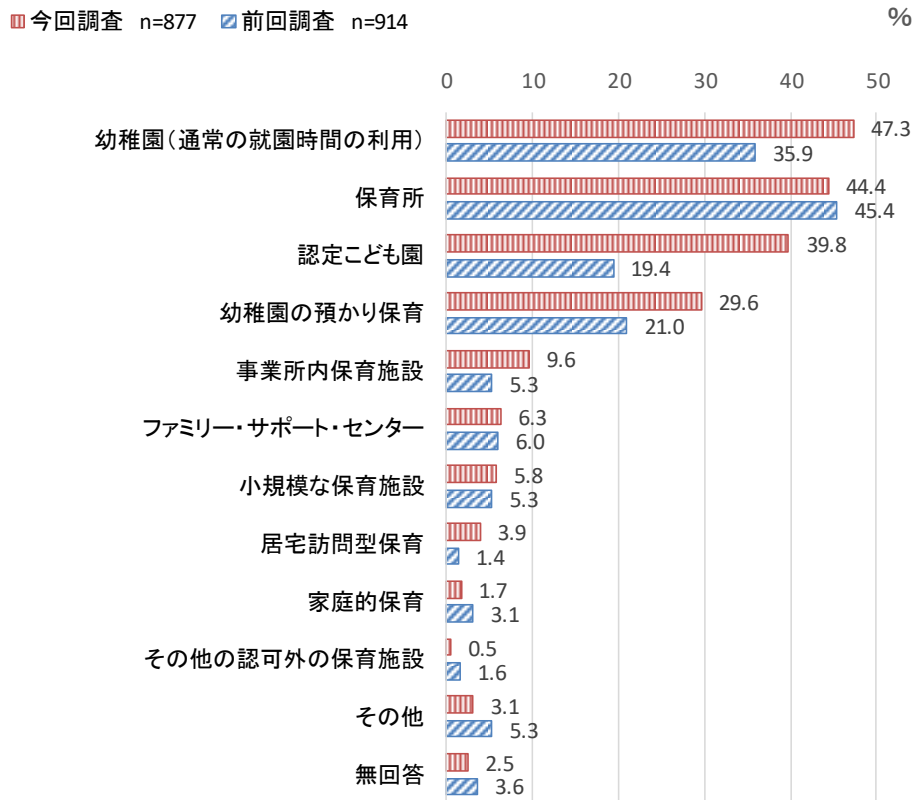
保育ニーズにつながる母親の就労状況では、フルタイムでの就労（休業中含む）が、前回調査の34.5%に対して今回38.2%と3.7%増加しています。また、パート・アルバイトでの就労も4.5%増加しています。



○定期的に利用したい教育・保育事業

※小学校入学前児童の保護者

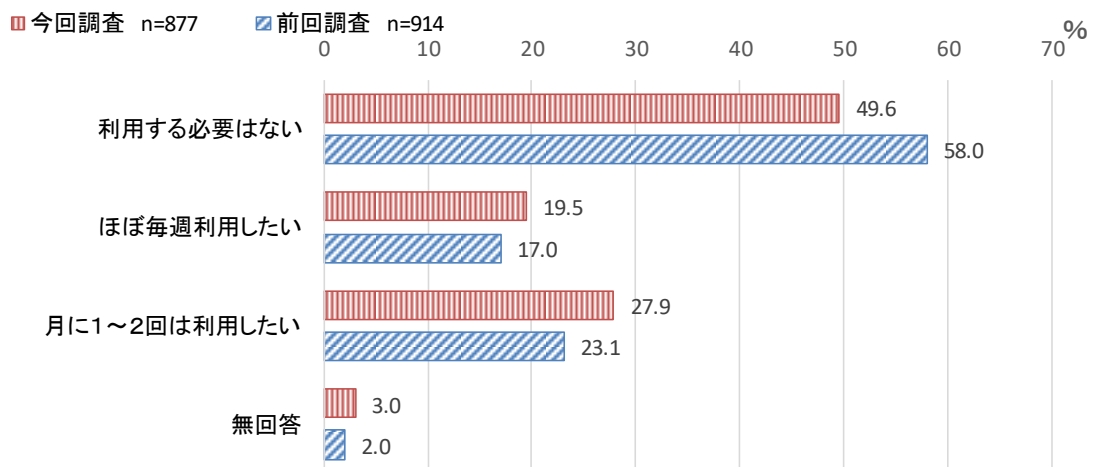
定期的に利用したいと考える教育・保育事業は、「幼稚園」47.3%、「保育所」44.4%、「認定こども園」39.8%、「幼稚園の預かり保育」29.6%となっており、前回調査と比べ幼稚園と認定こども園の増加が目立ちます。



○土曜日の教育・保育事業の利用希望

※小学校入学前児童の保護者

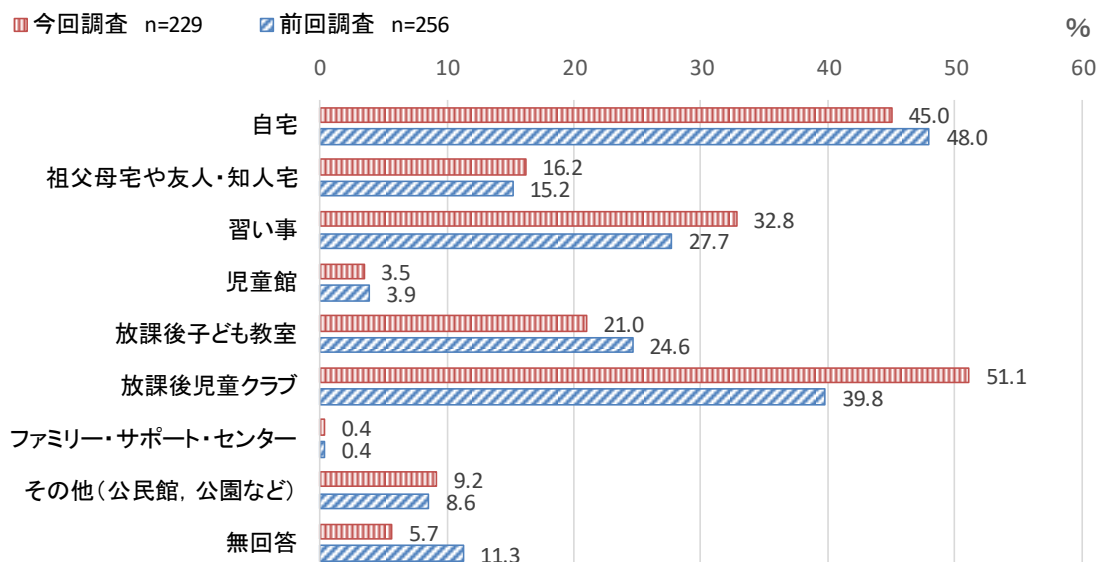
土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「利用する必要はない」が49.6%で最多となっていますが、前回調査より減少しており、「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」が前回調査よりも増加しています。



○小学校低学年の間放課後を過ごさせたい場所

※小学校入学前児童の保護者

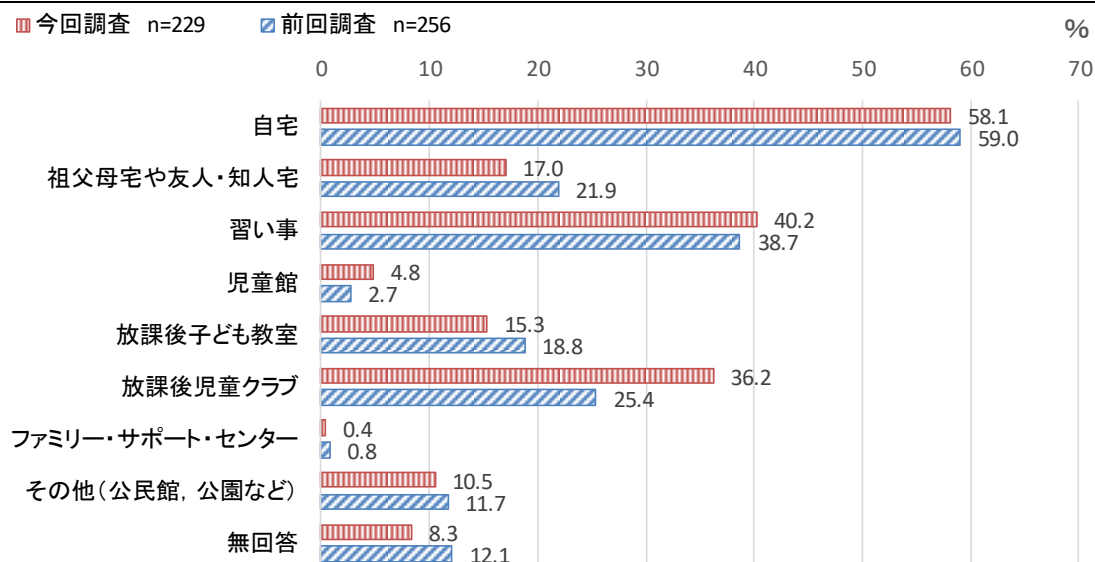
小学校低学年（1～3年生）の間放課後を過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ」51.1%、「自宅」45.0%、「習い事」32.8%となっており、「放課後児童クラブ」の割合が前回調査より大幅に増加しています。



○小学校高学年になってから放課後を過ごさせたい場所

※小学校入学前児童の保護者

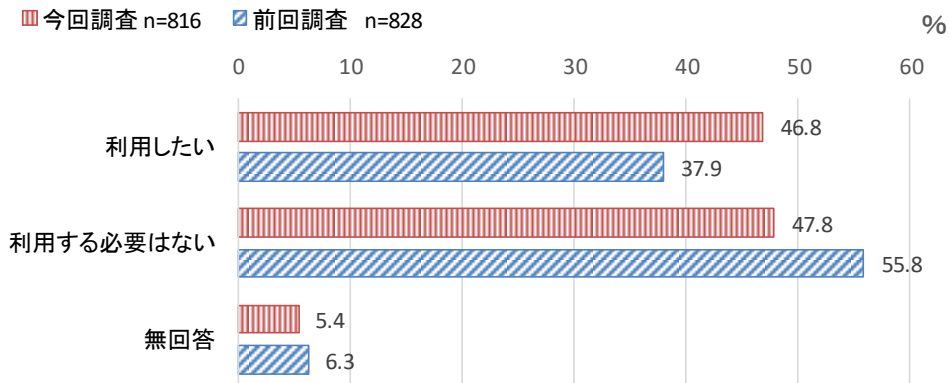
小学校高学年（4～6年生）になってから放課後を過ごさせたい場所は、「自宅」58.1%、「習い事」40.2%、「放課後児童クラブ」36.2%となっており、低学年と同様「放課後児童クラブ」の割合が大幅に増加しています。また、「児童館」は、前回調査に比べわずかながら増加しています。



○長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望

※小学生の保護者

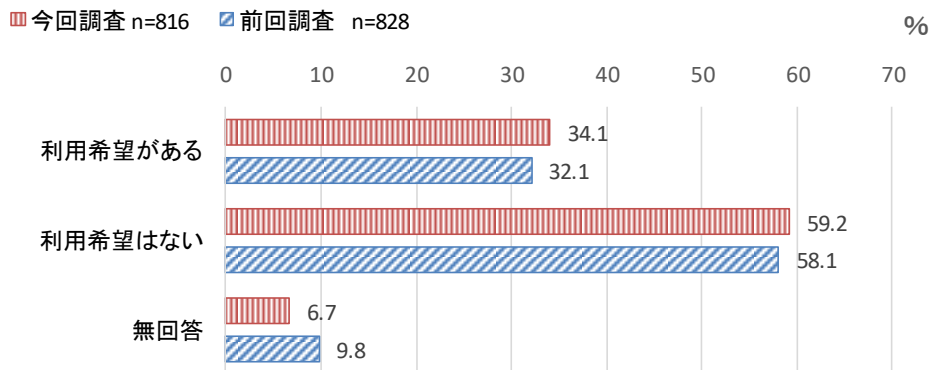
夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望は、「利用したい」46.8%となっており、前回調査より8.9%増加しています。



○放課後子ども教室の今後の利用希望

※小学生の保護者

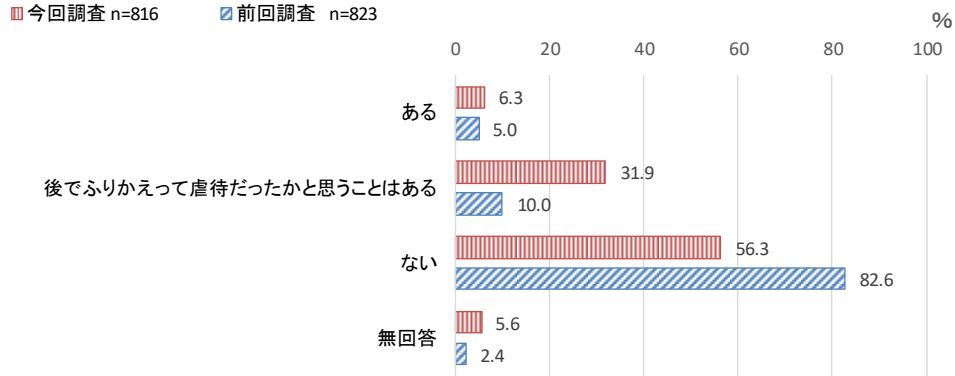
放課後子ども教室の今後の利用希望は、「利用希望がある」34.1%、「利用希望はない」59.2%となっており、前回調査より利用希望が若干増加しています。



○子どもに対して虐待をしていると感じたこと

※小学生の保護者

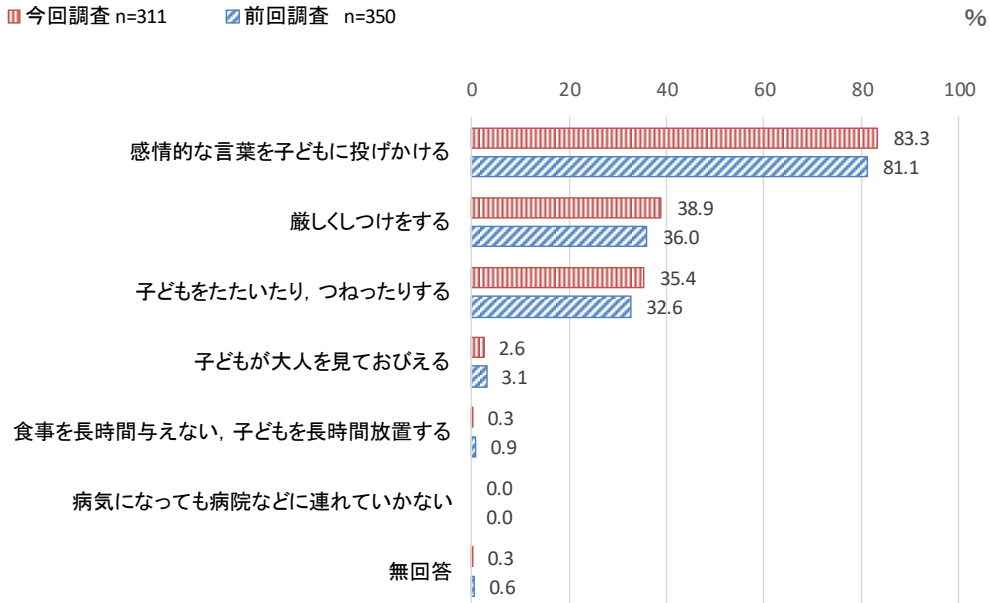
小学生の保護者の、子どもを虐待していると感じた経験の有無は、「ある」6.3%、「後でふりかえって虐待だったかと思うことはある」31.9%となっており、2つの回答を合わせると38.2%となり、前回調査より23.2%増加しています。



○子どもに対して虐待をしていると感じたときの状況

※小学生の保護者

小学生の保護者の、子どもを虐待していると感じたときの状況は、「感情的な言葉を子どもに投げかける」が83.3%と最も多くなっており、「子どもをたたいたり、つねったりする」が35.4%となっています。

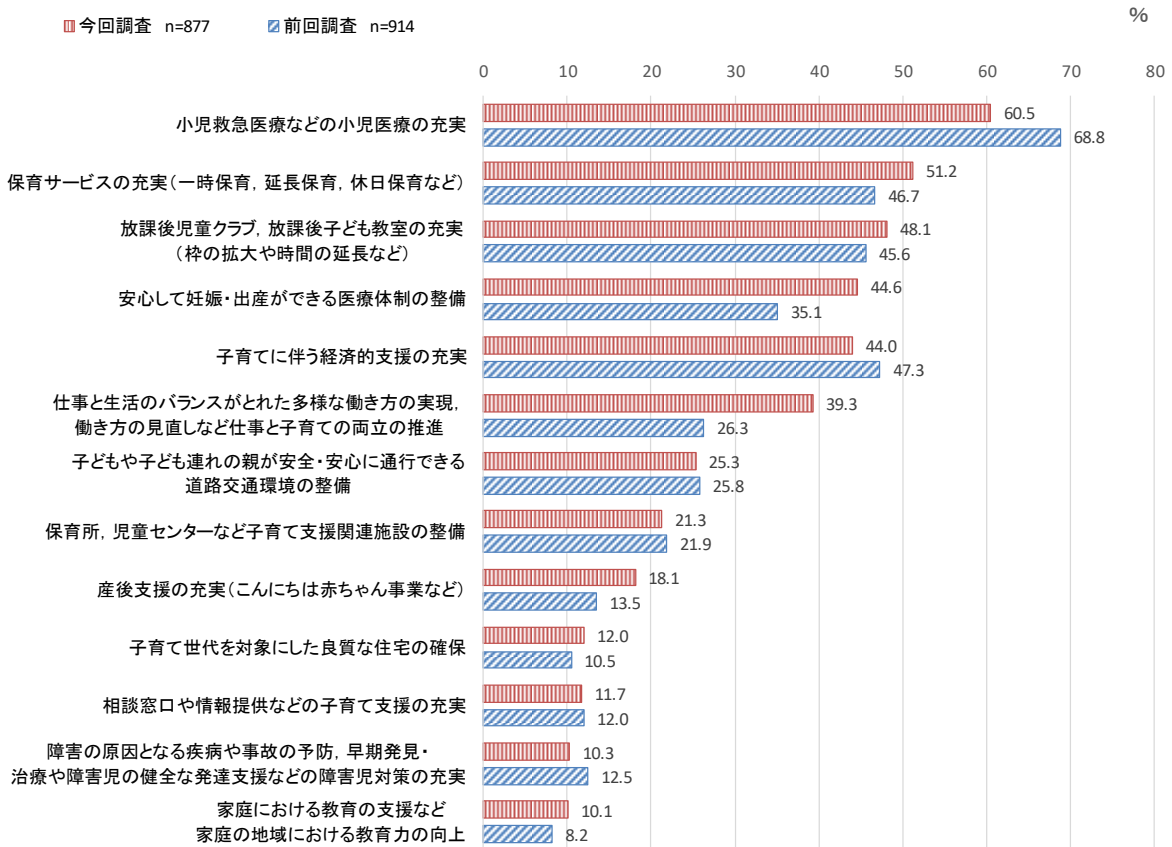


〇市が重点的に取り組む必要が高いと思う施策

※小学校入学前児童の保護者

前回調査と同様「小児救急医療などの小児医療の充実」60.5%、「保育サービスの充実」51.2%、「放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実」48.1%、「子育てに伴う経済的支援の充実」44.0%が上位となっています。

また、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」が前回調査よりも9.5%増加、「仕事と子育ての両立の推進」が13.0%増加しており、ニーズの変化がうかがえます。



※今回調査で10%以上だったものを抜粋

(5) 子育ての環境や支援に関する自由意見（抜粋）

● 保育サービスの充実

- ・ 今後、子育てをしながら働きたいと思っておりますが、核家族のため、仕事を始めるとなると（配偶者以外に）子育てをサポートしてもらえる環境の充実が必要だと感じています。延長保育や急病時の病児保育など、充実してもらえるといいなと思います。
- ・ 放課後児童クラブの利用時間延長を求めている人はとても多いと思います。延長料金が必要であったとしても、利用したいニーズは高いと思うので、ぜひお願いします。

● 経済的支援・貧困対策

- ・ 子育てに関する経済的支援を強く望みます。もう 1 人子どもが欲しいと思っても、経済的負担が多く望むのをためらいます。
- ・ 所得が多いからといって、子どもの医療費の助成がなくなるのは嫌です。所得制限をなくして、子どもは一律 500 円で診察して欲しいです。
- ・ 勉強が難しくなる小学校高学年～中学校の子どもたちへの学習支援があればうれしいです。1 か月に何万円も払って学習塾へ通わせることが不可能な世帯もたくさんあると思います。

● 仕事と子育ての両立

- ・ 三原市内で女性がやりがいを持って働くことができ、かつ育児に協力的な企業がどこなのか知りたいです。保育所の時間が 18:30 までになれば、勤め先を探すのがもう少し幅が広げられるのに…と思います。
- ・ 子育てをする際、仕事とのバランスが難しくなっています。仕事にもよりますが、子育てとの両立をしやすいするための支援制度が必要だと思います。預ける場所の確保、もしくは、働けない場合の経済的支援など、現状のままでは、子育てする余裕がない人々も多くいると思います。

● 産科・小児科医療の充実

- ・ 産科、小児科が限られているため、子育てしやすい市にするためには、そういった部分の環境づくりも必要ではないかと思います。

● 子どもの遊び場の確保

- ・ 室内又は外で子どもと遊べるスペースがもっと欲しいと思います。小さな子ども（歩けない子など）も遊べるようなスペースがあればと思っています。

●子育てに関する相談の場

- いつも子育て支援センターや子育て支援サロンを利用しています。発達や発育などで困っている、というほどではないですが、支援センターや支援サロンの先生やボランティアの方のアドバイスを遊びながらうかがえて、とてもありがたく思っています。
- 学校に行きにくい子、不登校児など、集団生活が困難な子に対しての支援を充実させて欲しいと思います。相談場所があっても、毎日通う所がなく（ふれあい教室も行けるかどうか不安がある）、気軽に安心できる場所があるとうれしいです。将来的に引きこもりなどが防げる、子どもから大人になるための「かけ橋」のような取組や場所があるとうれしいです。

●地域での子育て

- 育児うつやストレスになっている方を地域で助け合い、サポートできる環境にして欲しいと思っています。
- 子育てを一段落されたお父さんお母さん、おじいちゃんおばあちゃんなど、様々な方からいろいろな話やアドバイス、指導などをしてもらえる、交流の場があるといいなと思います。専門家ではなく、地域の方々による子育て中の失敗談、成功談など、私は実母を早くに亡くしたので、母のようなおばあちゃんがいればいいなといつも思っています。

●子育てに関する情報発信

- 三原市は、子育ての支援が充実している方だとは思いますが。ありがたく利用させていただいているサービスもあります。ただ、利用できる施設やサービスなどを知らないこと、知っていたら利用したかったこともたくさんあるような気がしています。
- 外国人として1年前に三原市に来たばかりです。具体的に、教育・保育環境や支援などがわからないので、いろいろな活動があるときに手紙を届けてもらえればうれしかったです。

2 長期総合計画策定のための市民ワークショップ

(1) ワークショップの目的

市の最上位計画である長期総合計画後期基本計画の策定にあたり、市の現状と今後のまちづくりについての市民の生の声を聞き、その内容を計画策定に活かすために実施しました。

ワークショップのテーマの一つが「子ども・子育て」であり、そこで出された市民の生の声を、本計画にも取り入れます。

(2) 実施概要

- 対象 象：住民基本台帳から無作為に抽出した市民 5,000 人のうち
参加を希望した 17 人（うち高校生 2 人）
- 実施期間：令和元（2019）年 7 月～8 月（3 回）

(3) 主な意見

主に次の 5 つの内容についての意見が出されました。「市民・地域（事業者）ができること」「行政ができること」「一体となって取り組むこと」の 3 つの視点で整理しました。

① 出会い・結婚の支援		
市民・地域（事業者）ができること	行政ができること	一体となって取り組むこと
<ul style="list-style-type: none">・ 出会いの機会の積極的活用・ 婚活パーティーなどの活用・ 祭りなどを出会いの場として活用する	<ul style="list-style-type: none">・ 男女の出会いの機会の創出支援・ 婚活パーティーなどの開催支援・ 祭りなどを出会いの場として活用する	<ul style="list-style-type: none">・ 祭りなどを出会いの場として活用する

② 妊娠・出産・子どもの医療体制の充実

市民・地域（事業者）ができること	行政ができること	一体となって取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・市内での休日，夜間診療の実施 ・産婦人科，助産院の増設 ・既存の施設や設備を活用した助産院などの復活（助産師の再活躍） 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの医療費負担の年齢引き上げ ・市内での休日，夜間診療の実施支援 ・産婦人科，助産院の誘致や開業支援 ・既存の施設や設備を活用した助産院などの開設に向けた支援 ・妊娠時の検査入院などへの支援 ・妊婦向け休日，夜間診療体制の充実 ・妊娠，出産に対する市民向けの情報発信の充実 ・産後ケアの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人，地域，行政が連携し，支え合いの中で，子どもを生子，育てていくことができる環境づくり

③ 子育て環境基盤の保全・整備

市民・地域（事業者）ができること	行政ができること	一体となって取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・SNSでの子育て支援情報の発信 ・地域での相互援助活動 ・ママ会で夕飯シェア会を開催 ・送迎や託児などを顔見知り同士で助け合う民間サービスの周知，活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSでの子育て情報の発信 ・手軽に安心して，お互いの子どもの預かりを行える仕組みづくり ・送迎や託児などを顔見知り同士で助け合う民間サービスの周知，活用 ・公園の遊具や親子で楽しめるスポーツ施設などの充実 ・待機児童の解消 ・児童館の機能充実 ・親子の体験学習機会の創出 ・経済的負担の軽減 ・子育てに関する知識を得る機会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが豊かな体験を育むことができる自然環境の保全 ・子育て情報の発信や顔見知り同士での子育ての助け合い

④ 地域で育てる環境づくりと教育・交流の充実

市民・地域（事業者）ができること	行政ができること	一体となって取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のふれあいのための行事やイベントに参加 ・地域の子どもたちとの交流ができるきっかけづくり ・気軽に世間話などを行える関係づくり ・アパート、借家に住む人も町内会に入って子どもたちの交流を活性化 ・高校生、大学生が子育てに参加できるイベントの開催 ・地域住民による公園のメンテナンス 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人とつながることができるイベントの開催や仕組みづくり ・学校で少し先の未来をイメージすることができる授業の実施 ・高校生や大学生が子育てに参加できるイベントの発信 ・三原市独自の奨学金を新設し、将来三原に戻ってきてもらう仕組みの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民とのふれあいの中で子どもを育てていくことができるコミュニティづくり ・日ごろのコミュニケーションを大切にする地域づくり ・親子で参加できる地域イベントの開催 ・異学年、他世代交流の促進 ・学区間交流を広げ、子どもたちの視野を広げる取組の推進 ・気軽に通い、集まることのできる拠点づくり

⑤ 仕事と生活の両立・父親の参画拡充

市民・地域（事業者）ができること	行政ができること	一体となって取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの実現 ・男性も参加しやすいイベントの開催 ・父親と一緒に参加できるスポーツや体を動かせる場づくり ・親子スポーツ教室から大会出場までをセットにするなど、父親同士のつながりのきっかけづくり ・子育てをしている男性同士でのネットワークづくりと交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・復職や起業などを希望する母親への支援 ・企業などへのワーク・ライフ・バランスの周知 ・女性向け就労支援（マザーハローワークなど）の充実、強化 ・父親向けイベントの充実 ・父親同士のつながりづくり ・父親の職場見学会の開催 ・男性の育休の取得支援と促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活が両立できる子育て支援 ・子育てに係る母親の負担軽減に向けた取組の推進 ・父親が子育てにわくわくする環境づくり（母親の活力が重要）

3 三原市子どもの生活実態調査

(1) 調査の目的

子どもの生活状況や日ごろ考えていること、保護者と子どもとの関わり、家庭の状況などを調査し、子どもの貧困の実態把握と、効果的な貧困対策などの、今後の子ども・子育て支援施策の充実や改善につなげるため実施したものです。

本計画は、子どもの貧困対策に関する市町村計画を兼ねており、調査結果をもとに、必要な施策を検討していきます。

(2) 調査の方法

○調査対象：小学校5年生の家庭（小学校5年生とその保護者）

中学校2年生の家庭（中学校2年生とその保護者）

○調査方法：学校を通じて配付・回収（無記名、密封調査）

○調査時期：平成29（2017）年10月

(3) 配付・回収状況

区 分		小学校5年生の家庭	中学校2年生の家庭
調査対象者数	子ども	730人	741人
	保護者	730人	741人
有効回答数 (回答率)	子ども	631人(86.4%)	541人(73.0%)
	保護者	631人(86.4%)	533人(71.9%)

(4) 主な調査結果

1 生活困窮の状況

「低所得」や「家計の逼迫^{ひっばく}」, 「子どもの体験や所有物の欠如」のうち2つ以上に該当し、生活困窮層にあると思われる小学校5年生の家庭は9.0%, いずれか1つに該当するその周辺層を含めた生活困難層にあたる小学校5年生の家庭は26.8%, 中学校2年生の家庭は生活困窮層が8.2%, 生活困難層が25.5%でした。

区 分		小学校5年生の家庭	中学校2年生の家庭
	生活困窮層	9.0%	8.2%
	周 辺 層	17.8%	17.3%
生活困難層		26.8%	25.5%
非生活困難層		73.2%	74.5%

世帯構成別では、小学校5年生のひとり親家庭の21.6%が生活困窮層、中学校2年生のひとり親家庭の23.4%が生活困窮層であり、ひとり親家庭の生活困難層の割合が高いことがわかりました。

区 分			ふたり親の家庭	ひとり親の家庭
生活困難層	生活困窮層	小学校5年生	7.4%	21.6%
		中学校2年生	5.8%	23.4%
	周 辺 層	小学校5年生	16.4%	27.5%
		中学校2年生	15.8%	29.8%
非生活困難層		小学校5年生	76.2%	51.0%
		中学校2年生	78.4%	46.8%

「生活困窮層」「周辺層」「非生活困難層」の分類

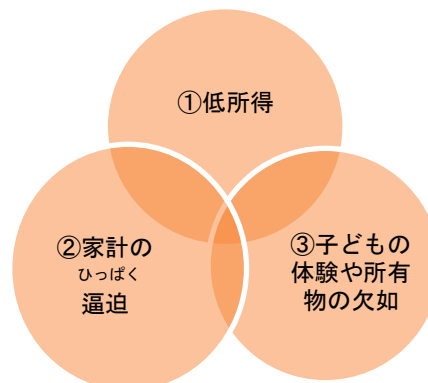
この調査では生活困難の度合いを、3つの要素から分類しています。

① **低所得**: 世帯の所得を世帯人数の平方根で割った値(二等価世帯所得)が、厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」から算出される基準(136.2万円)未満の世帯

② **家計の逼迫^{ひっばく}**: 過去1年間に、経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃などの料金の滞納があったか、また「家族が必要とする食料」「家族が必要とする衣類」を買えなかったかの7項目のうち、1つ以上が該当する世帯

③ **子どもの体験や所有物の欠如**: 日本において大多数の子どもが一般的に享受していると考えられる体験や所有物など15項目のうち3つ以上が欠如している世帯

①②③の2つ以上に該当する世帯を「生活困窮層」、1つに該当する世帯を「周辺層」、いずれにも該当しない世帯を「非生活困難層」としています。



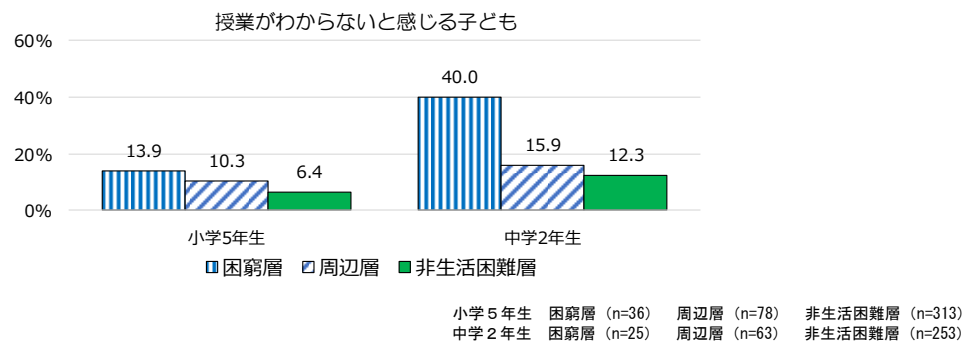
2 子どもの学び

生活困難層の子どもは、非生活困難層の子どもに比べて学校の授業がわからないと感じる割合が高く、小中学校とも自分自身の成績評価が低くなっています。授業がわからなくなってきた時期としては、全体的に小学校低学年の段階から発生しており、生活困難層の約2割が小学校1年生でわからなくなったと回答しています。

①学校の授業の理解度（子どもの回答）

授業がわからないと感じる子どもの割合は、非生活困難層に比べ生活困難層において高くなっています。

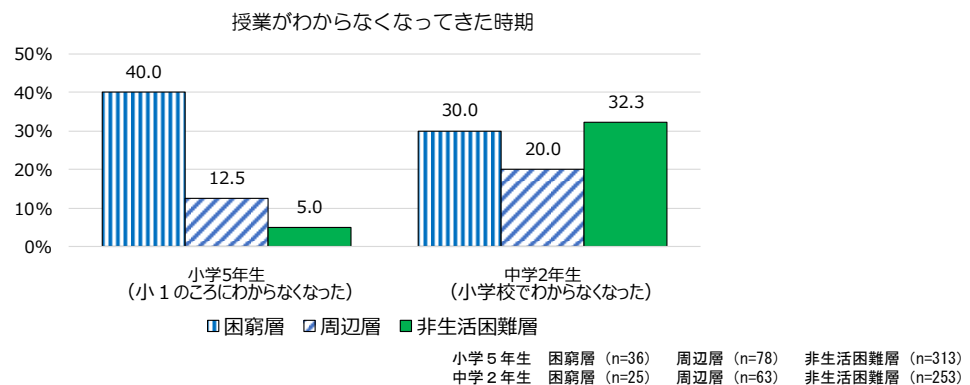
授業が「わからないときのほうが多い」「ほとんどわからない」と答えた児童生徒の割合
 小5 生活困難層：11.4%(困窮層：13.9%，周辺層：10.3%)，非生活困難層：6.4%
 中2 生活困難層：22.7%(困窮層：40.0%，周辺層：15.9%)，非生活困難層：12.3%



②授業がわからなくなってきた時期（子どもの回答）

小学生では、小学1年生の段階で授業がわからなくなってきた割合は、非生活困難層に比べ生活困難層では4倍以上となっています。

授業が「わからなくなってきた時期」の児童生徒の割合
 小5 (小1のころ) 生活困難層：23.1%(困窮層：40.0%，周辺層：12.5%)，非生活困難層：5.0%
 小5 (小3まで) 生活困難層：30.8%(困窮層：40.0%，周辺層：25.0%)，非生活困難層：35.0%
 中2 (小学校まで) 生活困難層：25.0%(困窮層：30.0%，周辺層：20.0%)，非生活困難層：32.3%

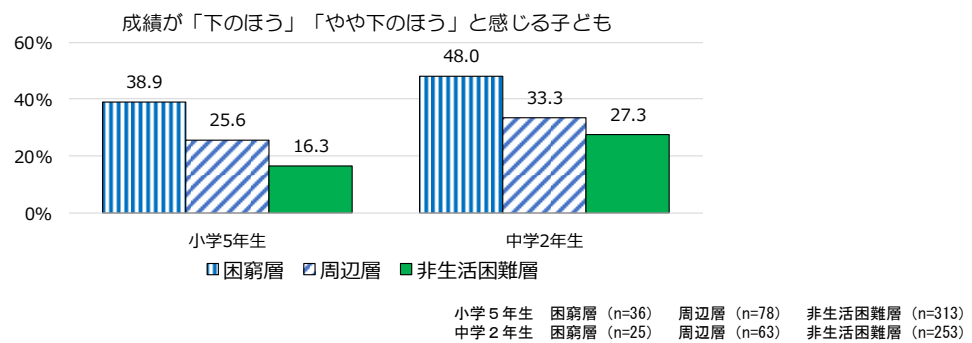


③自分自身によるクラスの中での成績評価（子どもの回答）

自分自身の成績評価が低いと感じている子どもの割合は、非生活困難層に比べ生活困難層において高くなっています。

中学生では、生活困難層の約4割が、自分の成績を「下のほう」「やや下のほう」と評価しています。

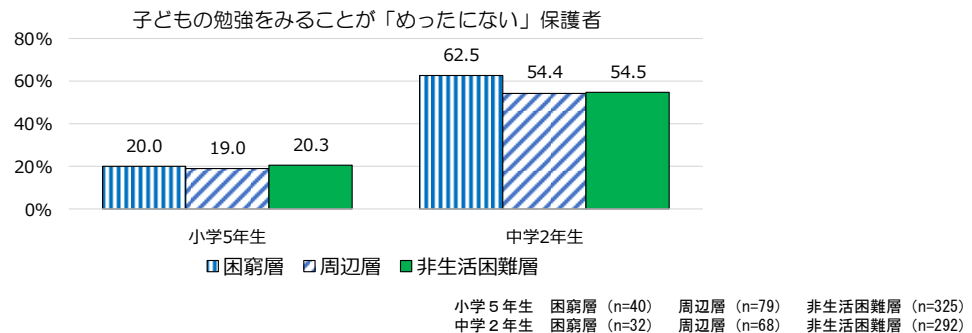
「上のほう」「やや上のほう」と答えた児童生徒の割合	
小5	生活困難層：23.7% (困窮層：16.7%, 周辺層：26.9%), 非生活困難層：30.7%
中2	生活困難層：14.8% (困窮層：8.0%, 周辺層：17.5%), 非生活困難層：25.3%
「下のほう」「やや下のほう」と答えた児童生徒の割合	
小5	生活困難層：29.8% (困窮層：38.9%, 周辺層：25.6%), 非生活困難層：16.3%
中2	生活困難層：37.5% (困窮層：48.0%, 周辺層：33.3%), 非生活困難層：27.3%



④保護者が子どもの勉強をみる頻度（保護者の回答）

中学生では、保護者が子どもの勉強をみる機会がめったにない割合が、非生活困難層に比べ生活困難層において高くなっています。

子どもの勉強をみる機会が「めったにない」と答えた保護者の割合	
小5保護者	生活困難層：19.3% (困窮層：20.0%, 周辺層：19.0%), 非生活困難層：20.3%
中2保護者	生活困難層：57.0% (困窮層：62.5%, 周辺層：54.4%), 非生活困難層：54.5%



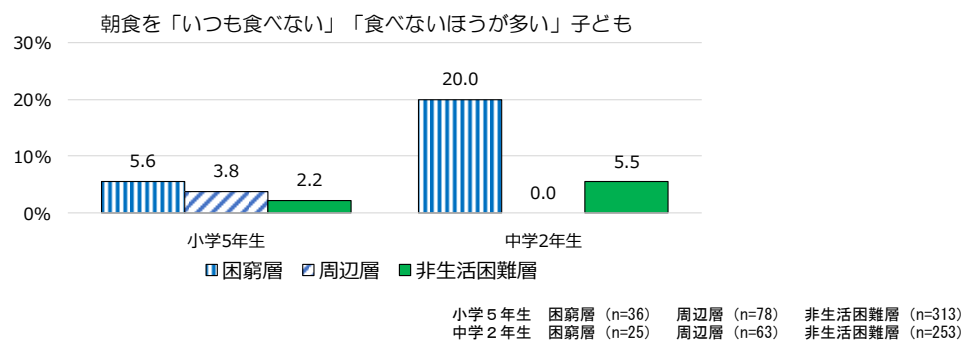
3 子どもの生活

生活困難層の子どもは、非生活困難層の子どもに比べて、孤食の割合や生活習慣が整っていない割合が高くなっています。また、平日の放課後に一人である子どもの割合は生活困難層において高くなっています。

①平日に朝食をとる頻度（子どもの回答）

朝食を食べない子どもの割合は、非生活困難層に比べ生活困難層において高くなっています。

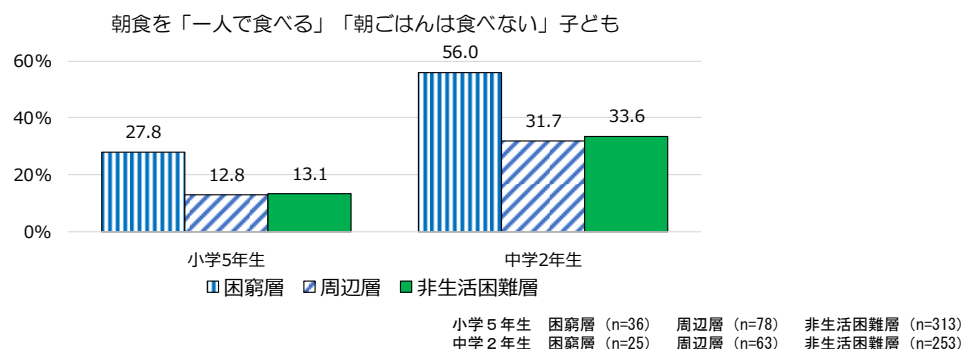
朝食を「いつも食べない」「食べないほうが多い」と答えた児童生徒の割合
 小5 生活困難層：4.4%(困窮層：5.6%，周辺層：3.8%)，非生活困難層：2.2%
 中2 生活困難層：5.7%(困窮層：20.0%，周辺層：0.0%)，非生活困難層：5.5%



②平日に朝食を一緒にとる人（子どもの回答）

孤食の状態にあると思われる子どもの割合は、非生活困難層に比べ生活困難層において高くなっています。

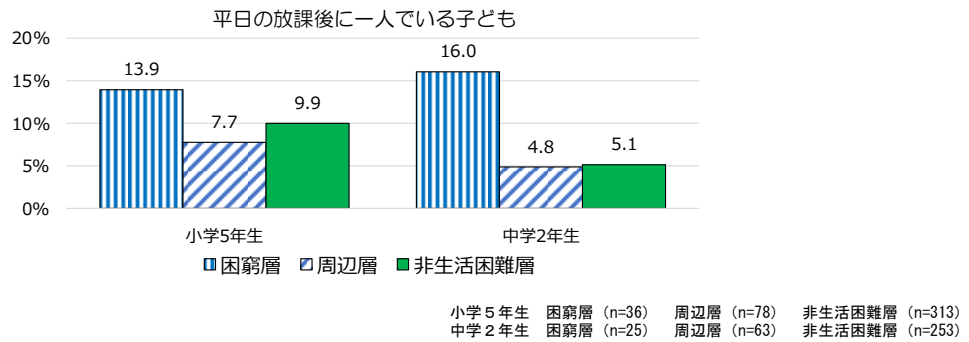
朝食を「一人で食べる」「朝ごはんは食べない」と答えた児童生徒の割合
 小5 生活困難層：17.5%(困窮層：27.8%，周辺層：12.8%)，非生活困難層：13.1%
 中2 生活困難層：38.6%(困窮層：56.0%，周辺層：31.7%)，非生活困難層：33.6%



③ 平日の放課後の状況（子どもの回答）

平日の放課後に一人である子どもの割合は、非生活困難層に比べ生活困難層において高くなっています。

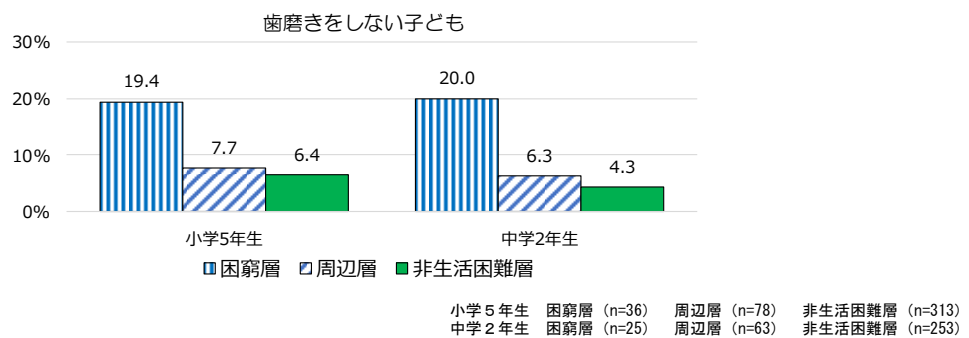
「一人である」と答えた児童生徒の割合
 小5 生活困難層：9.6%(困窮層：13.9%，周辺層：7.7%)，非生活困難層：9.9%
 中2 生活困難層：8.0%(困窮層：16.0%，周辺層：4.8%)，非生活困難層：5.1%



④ 歯磨きの習慣（子どもの回答）

歯磨きをしない子どもの割合は、非生活困難層に比べ生活困難層において高くなっています。

歯磨きを「週に数回」「月に数回」「めったにしない」と答えた児童生徒の割合
 小5 生活困難層：11.4%(困窮層：19.4%，周辺層：7.7%)，非生活困難層：6.4%
 中2 生活困難層：10.2%(困窮層：20.0%，周辺層：6.3%)，非生活困難層：4.3%



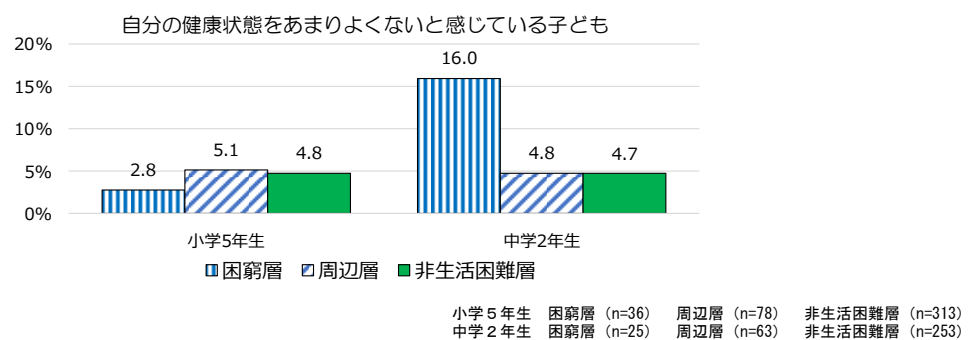
4 子どもの健康

中学生では、生活困難層の子どもは非生活困難層の子どもに比べて、自分の健康状態をあまりよくないと感じている割合が高くなっています。小学生では、生活困難層において、医療機関の受診抑制を経験している割合が高くなっています。

①健康状態の実感（子どもの回答）

中学生では、自分の健康状態をあまりよくないと感じている子どもの割合は、生活困難層において高くなっています。

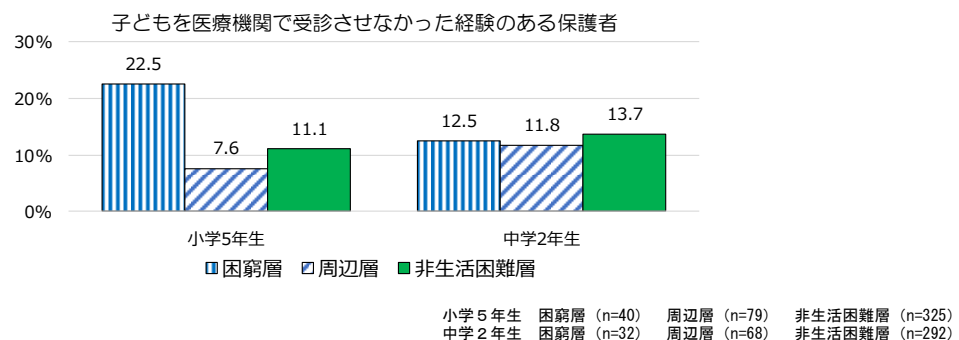
健康状態を「よくない」「どちらかといえばよくない」と答えた児童生徒の割合
 小5 生活困難層：4.4%（困窮層：2.8%、周辺層：5.1%）、非生活困難層：4.8%
 中2 生活困難層：8.0%（困窮層：16.0%、周辺層：4.8%）、非生活困難層：4.7%



②子どもを医療機関で受診させなかった経験（保護者の回答）

小学生では、過去1年間に子どもを医療機関で受診させなかった経験がある保護者は、非生活困難層に比べ生活困難層において高くなっています。

「受診させなかった」経験があると答えた保護者の割合
 小5保護者 生活困難層：12.6%（困窮層：22.5%、周辺層：7.6%）、非生活困難層：11.1%
 中2保護者 生活困難層：12.0%（困窮層：12.5%、周辺層：11.8%）、非生活困難層：13.7%



5 子どもの自己肯定感や将来の夢

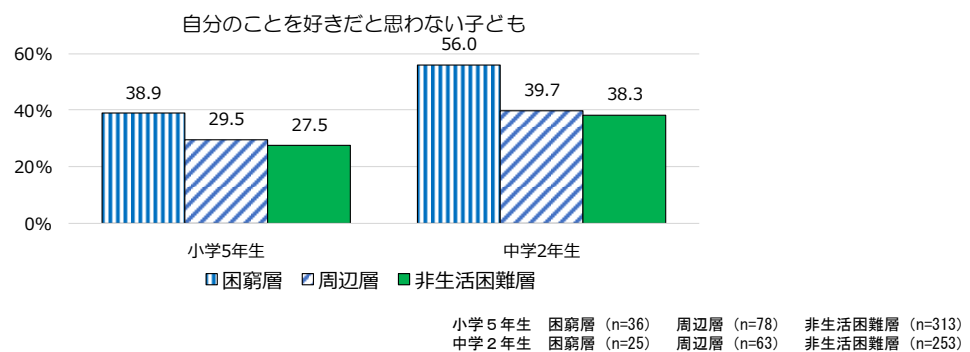
生活困難層の子どもは、非生活困難層の子どもと比較して、自己肯定感が低くなっています。また、将来の夢があるかどうかについては、小学生では、生活困難層の子どもの方が、将来の夢をかなえるのが難しいと感じている割合が高くなっています。

①自分のことが好きだと思うかどうか（子どもの回答）

自分のことを好きだと思わない子どもの割合は、非生活困難層に比べ生活困難層において高くなっています。

自分のことを「好きだと思わない」「あまり思わない」と答えた児童生徒の割合

小5 生活困難層：32.5% (困窮層：38.9%，周辺層：29.5%)，非生活困難層：27.5%
 中2 生活困難層：44.3% (困窮層：56.0%，周辺層：39.7%)，非生活困難層：38.3%

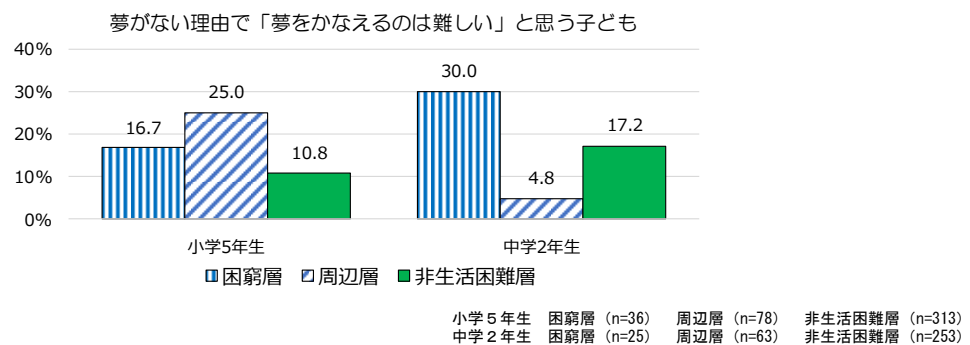


②将来の夢（子どもの回答）

小学生では、将来の夢がないと答えた子どものうち、かなえるのが難しいと感じている子どもの割合は、非生活困難層に比べ生活困難層において高くなっています。

将来の夢がないと答えた子どものうち、その理由を「夢をかなえるのは難しいと思うから」と答えた児童生徒の割合

小5 生活困難層：21.4% (困窮層：16.7%，周辺層：25.0%)，非生活困難層：10.8%
 中2 生活困難層：12.9% (困窮層：30.0%，周辺層：4.8%)，非生活困難層：17.2%



第4節 第2期計画に向けて見えてきた課題とニーズ

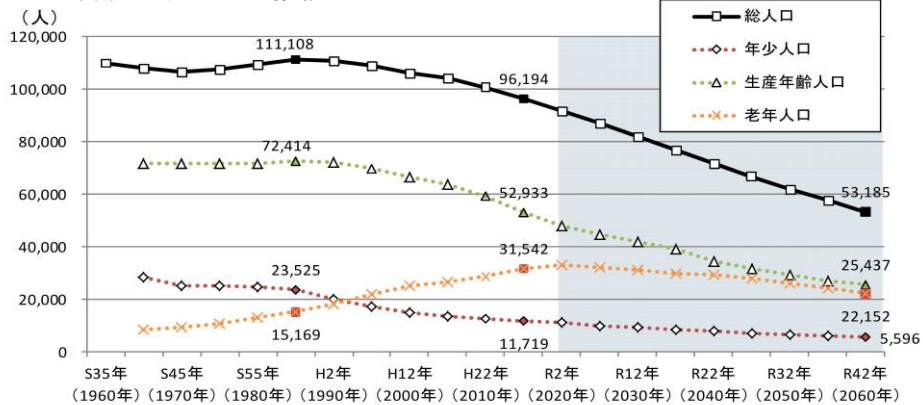
これまで、今後の人口推移、第1期計画の取組状況、現在の子どもと子育て家庭を取り巻く環境やニーズについて整理してきました。

この結果から見えてきた、第2期計画期間中に特に取り組む必要がある課題とニーズについて整理します。

1 人口減少対策としての子ども・子育て支援

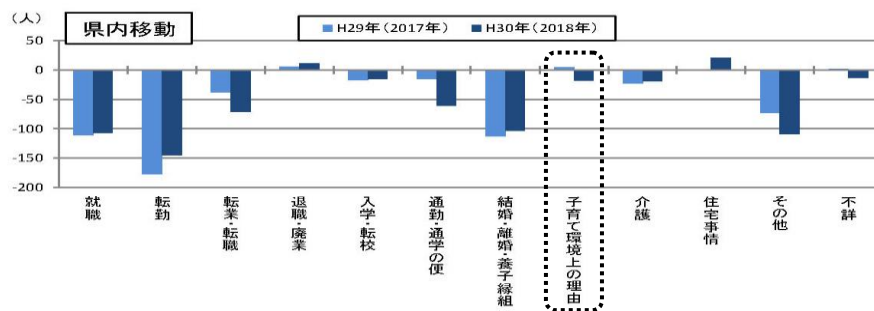
本市の総人口は、昭和60（1985）年をピークとして継続的に減少傾向にあります。社会移動（県内移動）について、子育て環境上の理由による移動は、平成29（2017）年は転入が多かったものの、平成30（2018）年には転出が多くなっています。

● 総人口及び年齢3区分人口の推移



※三原市人口ビジョン（令和2〔2020〕年改訂版）

● 転出・転入の理由の推移（県内移動）



※三原市人口ビジョン（令和2〔2020〕年改訂版）

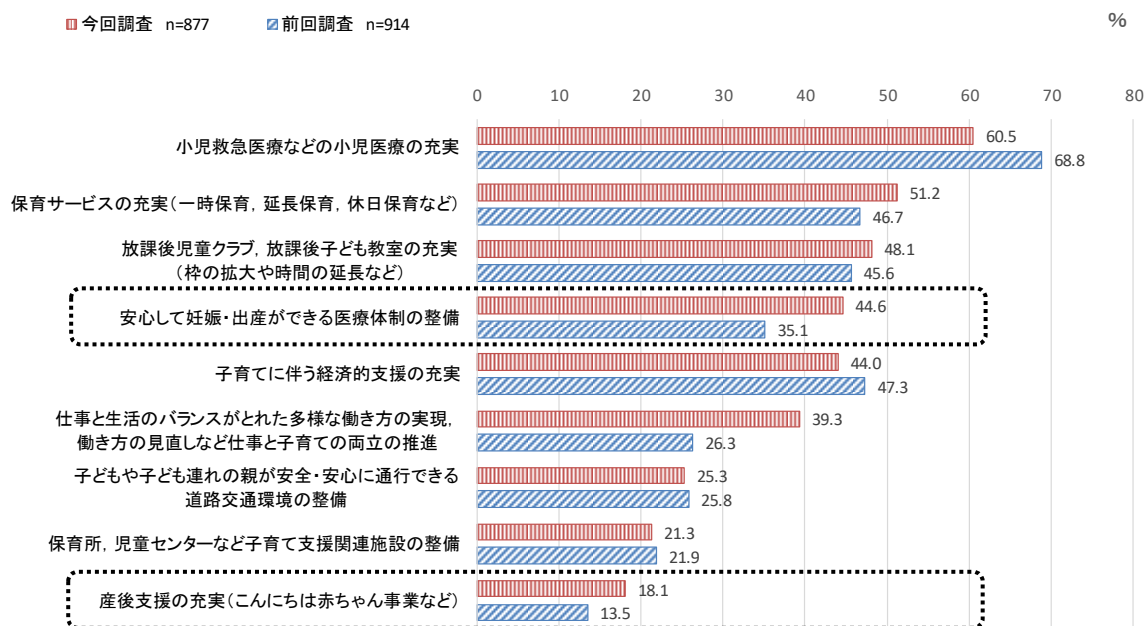
✍ 子ども・子育て支援の充実、安心して子どもを生み、育てられる環境を整えることで、本市に生まれる子どもを増やすこと、そして、子育て世代の転出抑制、転入促進に結びつくことが考えられ、人口減少対策としても重要です。

2 「出会い・結婚」からスタートする切れ目のない支援

ワークショップでは、人口減少対策として、「出会い・結婚の支援」「妊娠・出産・子どもの医療体制の充実」についての意見が多く出されました（P.30, 31）。

また、アンケートでは、「市が重点的に取り組む必要が高いと思う施策」として、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」が5年前の調査から 9.5%増加、「産後支援の充実」は 4.6%増加しており、男女の出会い・結婚に対する支援と、妊娠・出産・医療体制の充実に対する市民の関心の高さがうかがえます。

● 市が重点的に取り組む必要が高いと思う施策

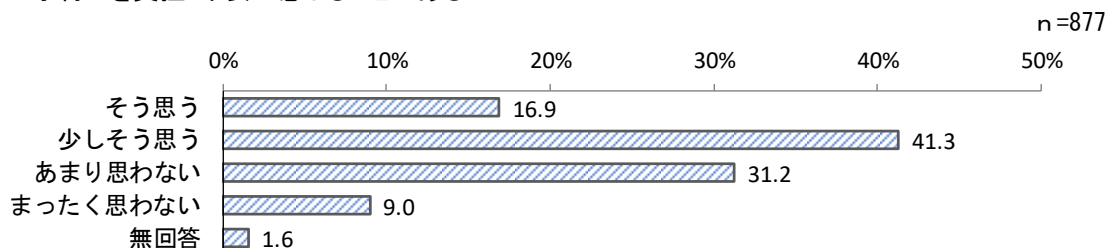


※アンケート（小学校入学前） 第9位まで

子育てに対する負担や不安

アンケートでは、子育てを負担・不安に感じている人は、「そう思う」、「少しそう思う」を合わせると 58.2%にもなり、切れ目のない支援の重要性がうかがえます。

● 子育てを負担・不安に感じることもあるか

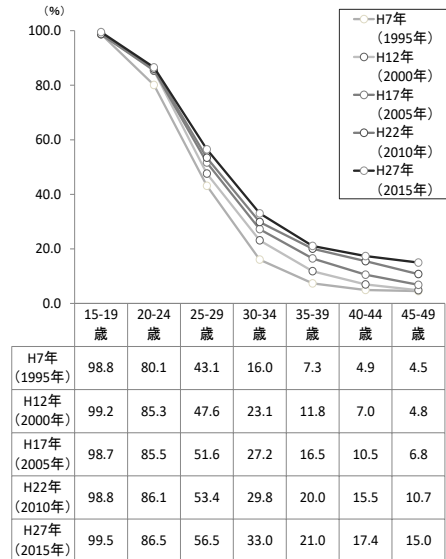
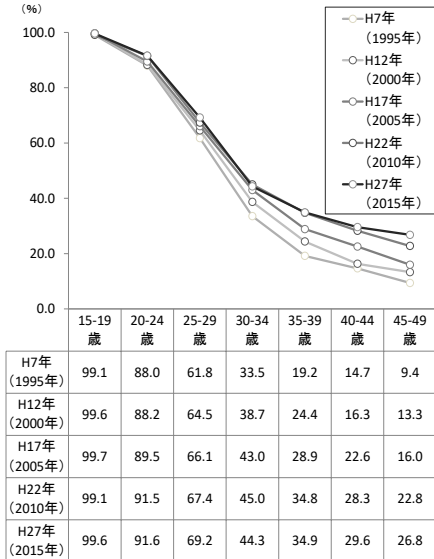


※アンケート（小学校入学前）

子どもを生み、育てる世代の未婚率の上昇

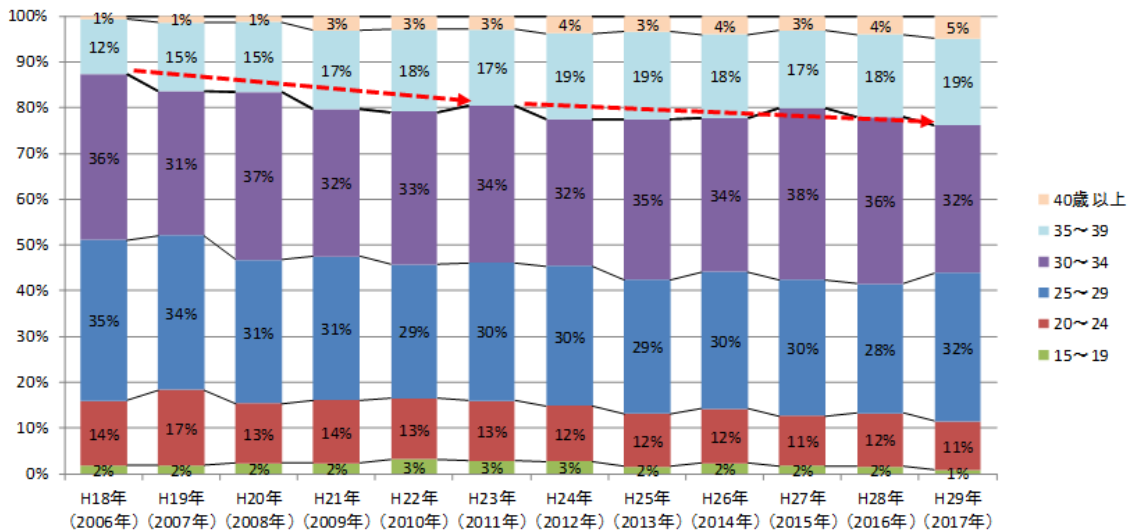
本市の未婚率は上昇傾向にあり、男性では30歳以上、女性では25歳以上の昇が顕著となっています。出産時の母親の年齢は、34歳以下が減少し35歳以上が増加する傾向にあり、出産年齢が高齢化しています。

● 未婚率の推移(下図左:男性 右:女性)



※「国勢調査」

● 出生時の母の年齢構成の推移



※「人口動態統計年報」広島県

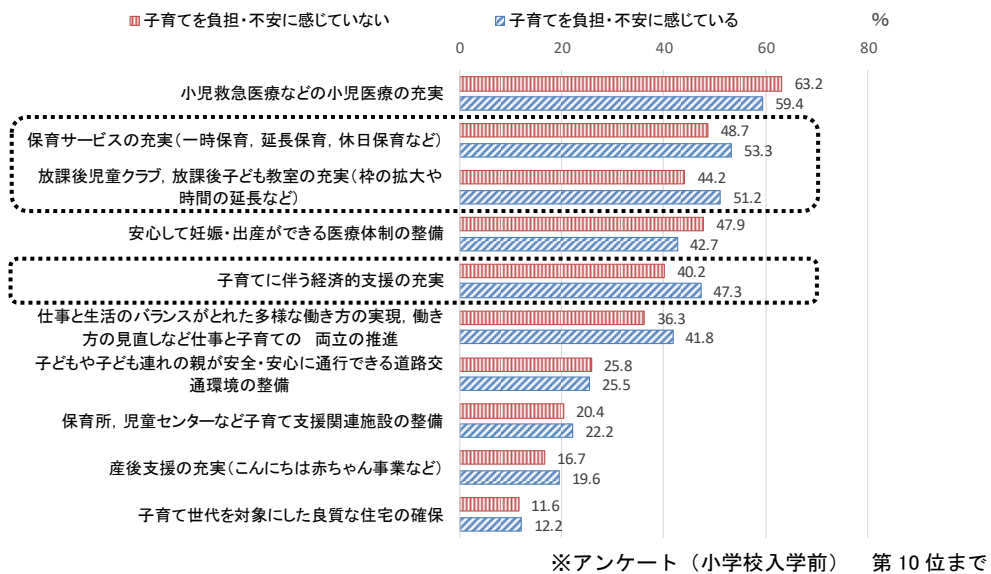
子ども・子育て支援として、子どもを生み、育てる前段階である、若者の「出会い・結婚」に向けた支援、その後の「妊娠・出産・子どもの医療体制の充実」に取り組む、安心して子ども生むことができる環境を整えていく必要があります。

3 教育・保育サービスの充実と経済的支援の充実

教育・保育サービスの充実と経済的支援の充実は、5年前に引き続き、市民ニーズが高い分野です。特に、子育てを負担・不安に感じている人や、仕事と生活の調和がとれていないと回答した人などは、そうでないと回答した人よりも、ニーズが高い結果となっています。

また、アンケートの自由意見欄でも、2つの項目についての意見が多数寄せられています（P.28）。

- 市が重点的に取り組む必要が高いと思う施策



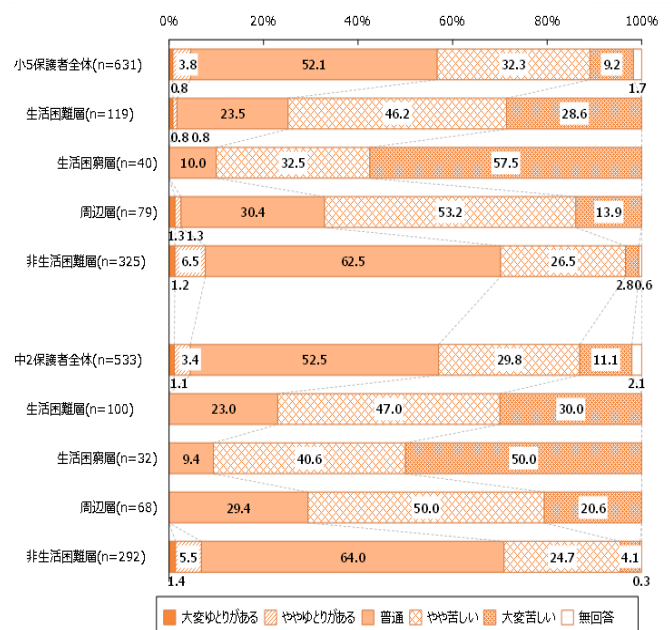
苦しいと感じる暮らしの状況

子どもの生活実態調査では、現在の暮らしの状況について、「やや苦しい」「大変苦しい」と回答した人を合わせた割合は、小5保護者で41.5%、中2保護者で40.9%にのぼっています。

※子どもの生活実態調査

✍️ 安心して子どもを生むことができる環境に加え、**教育・保育サービスの充実**、**子育ての負担感を軽減する経済的支援の充実**などの総合的な支援で、切れ目を生じさせることのないよう、安心して子どもを育てられる環境の整備に取り組む必要があります。

- 現在の暮らしの状況をどのように感じているか



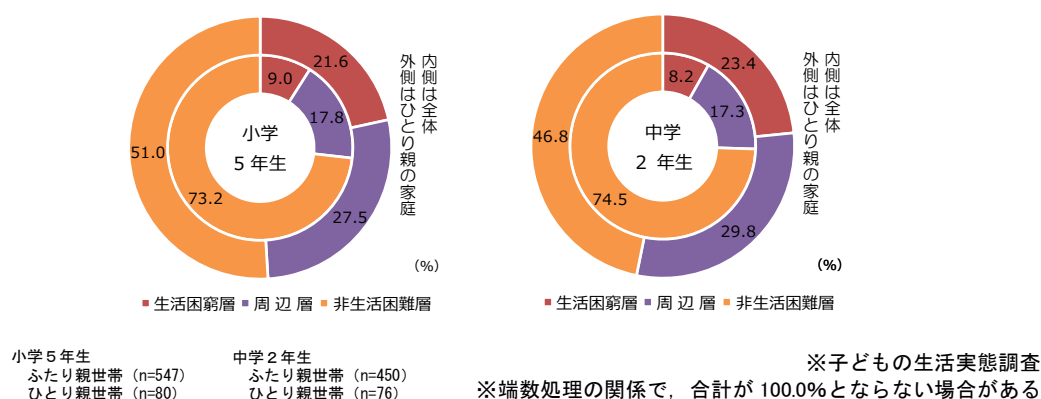
4 子どもの貧困問題に関する施策の充実

令和元（2019）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、子どもの貧困対策に関する計画の策定が市町村の努力義務となりました。

本市においても、本計画を子どもの貧困対策に関する計画に位置付け、子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、庁内関係課が連携して子どもの貧困対策に取り組む必要があります。

ひとり親家庭への支援

子どもの生活実態調査では、生活困難層（生活困窮層・周辺層）にあたる家庭の割合が、ひとり親家庭において高くなっている実態が明らかになりました。

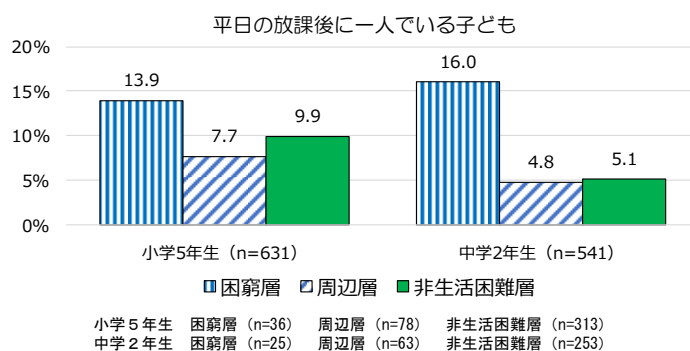


✎ ひとり親家庭において生活困難層の割合が高いことは、全国の調査でも明確に現れています。ひとり親家庭の自立支援では、経済的支援のほか、就労支援、教育・学習の支援といった複合的な施策が必要です。

子どもの居場所の充実，食・学習の支援

子どもの生活実態調査では、生活困窮層の子どもは、非生活困難層の子どもより、平日の放課後を一人で過ごす割合が高い結果となりました。

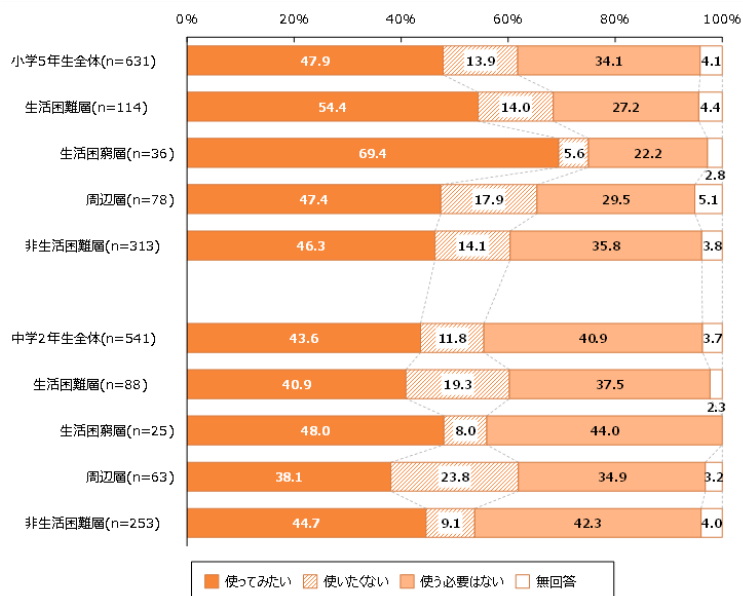
また、生活困難層の子どもは、非生活困難層の子どもに比べて、孤食などの生活習慣が整っていない割合が高くなっています (P.37)。



食や学習に関する居場所のニーズ

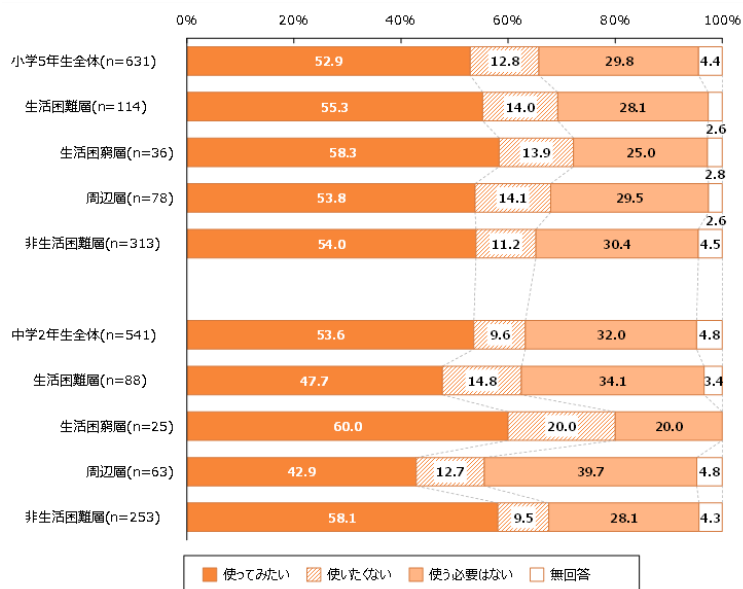
子どもの生活実態調査では、「家の人がいないときに夕ご飯をみんなで食べられる場所」と「家で勉強できないとき、静かに勉強できる場所」の利用希望について聞いています。生活困窮層の子どもは、非生活困窮層の子どもより、利用希望が高い結果となっています。

● 家の人がいないときに夕ご飯をみんなで食べられる場所の利用希望



平日の放課後に過ごせる自由な居場所に加え、食の支援に関わる居場所の提供が、特に生活の困難を抱える家庭の子どもにとって重要であることがうかがえます。

● 家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所の利用希望



小5・中2ともに全体の半数以上が、家以外で勉強のできる居場所を希望しており、ニーズがあることがうかがえます。

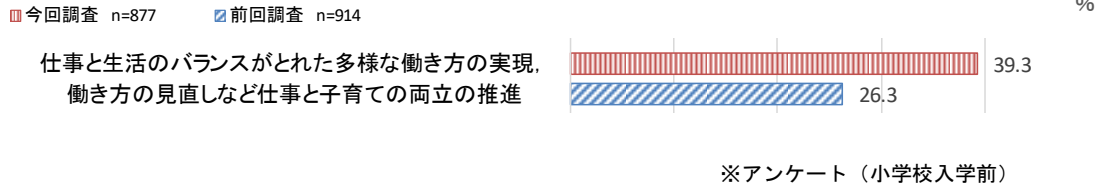
※子どもの生活実態調査

5 仕事と子育ての両立の推進

市民ニーズが最も高まった「仕事と子育ての両立の推進」

市が重点的に取り組む必要性が高いと思う施策について、小児医療、保育サービス、経済的支援の充実に続いて「仕事と生活のバランスがとれた多様な働き方の実現、働き方の見直しなど仕事と子育ての両立の推進」が39.3%となっており、5年前の調査から13.0%と大きく増加しています。

- 重点的に取り組む必要性が高いと思う施策 第6位「仕事と子育ての両立の推進」

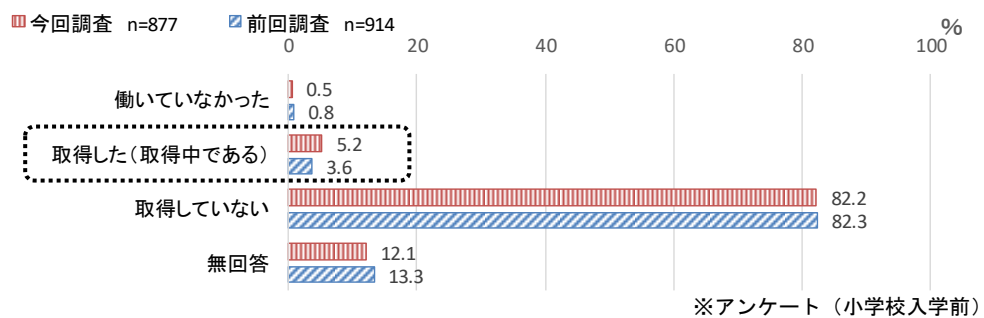


父親の育児休業取得の促進

保護者の就労状況では、父親のフルタイム就労が88.1%、母親は38.2%（ともに育休中等を含む）で、父親のフルタイム就労が大多数となっていますが、母親の負担が大きいと考えられる出産後、育児休業を取得した父親の割合はわずかとなっています。（P.22〔母親の就労状況〕）

父親の育児休業の取得割合は、5年前の調査より若干増加したものの、ほとんど変わっていません。

- 父親の育児休業の取得状況

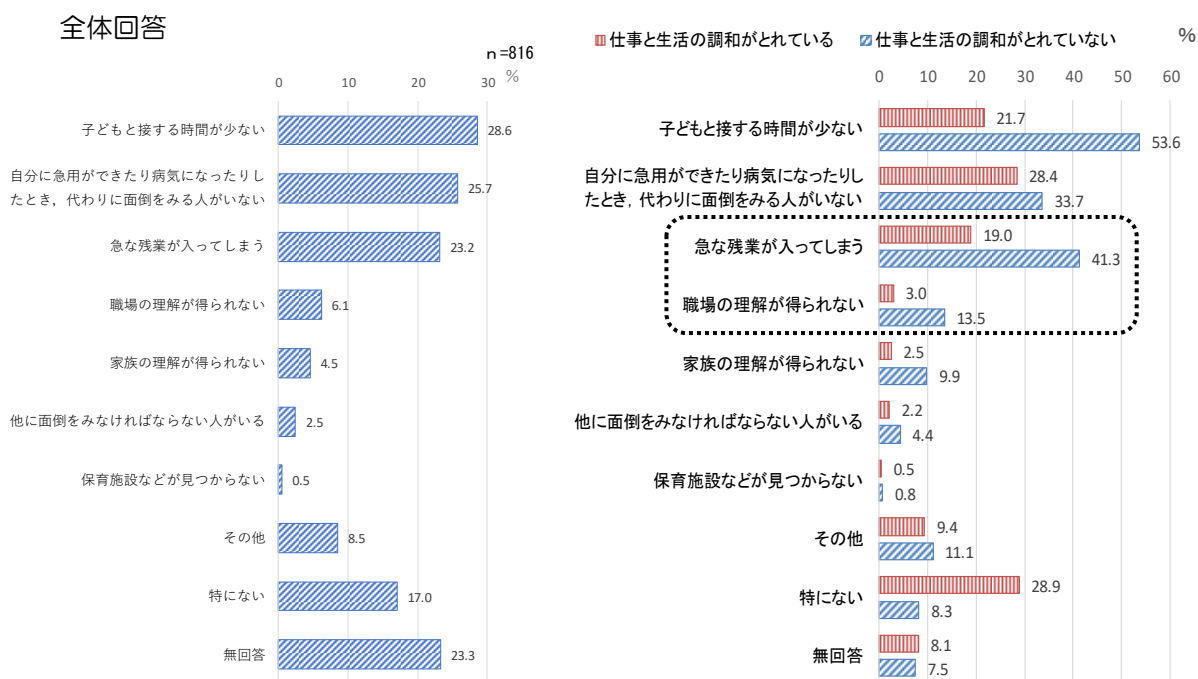


✎ アンケートの別の設問では、現状として父親は母親よりも労働時間が長いことがわかっており、育児をしづらい状況にあることもうかがえます。父母ともに、親として子どもに接する時間が持てるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が必要であり、特に父親の育児休業取得については社会的な理解が重要です。

職場の理解の重要性

アンケートでは、仕事と子育てを両立するうえで大変だと感じることとして、「子どもと接する時間が少ない」が28.6%で第1位ですが、「急な残業が入ってしまう」が23.2%、「職場の理解が得られない」が6.1%となっています。仕事と生活の調和がとれていないと感じている人ほど、その割合が高くなっています。

- 仕事と子育てを両立するうえで大変だと感じること



※アンケート（小学生）

✎ 近年は女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般化しつつあります。本市でも母親のフルタイム就労が増加しています。アンケートの別の設問では、就労している母親は希望よりも早く育休を切り上げる傾向にあり、育児休業を取得しなかった理由として、仕事や職場環境の事情によるものが多いということがわかりました。仕事と子育ての両立のためには、事業者と一緒に働く従業員への意識啓発も重要です。

夫婦が協力して子育てをしていくための支援

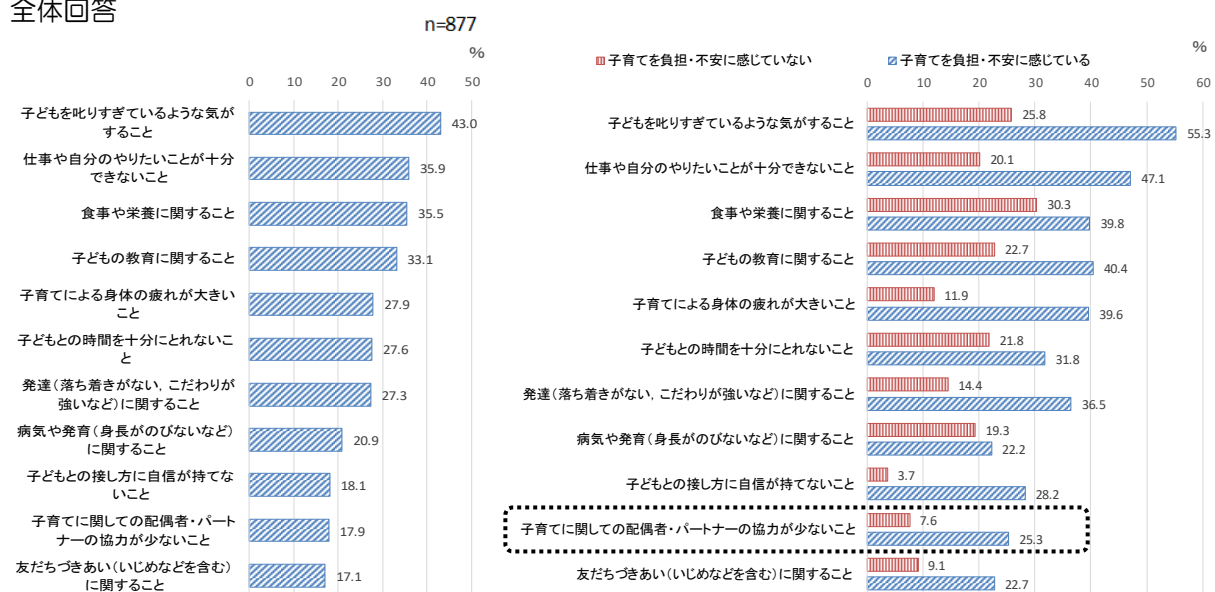
アンケートでは、子育てに関して日ごろ悩んでいることとして、「子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと」と答えた人の割合が17.9%となっています（参考：5年前の調査の10.8%から7.1%増加）。※5年前の調査と異なる選択肢が含まれています。

また、子育てを負担・不安に感じていると回答した人は、感じていないと回答した人よりその割合が高く、3倍以上となっています。

なお、アンケート回答者の93.4%は母親となっています。

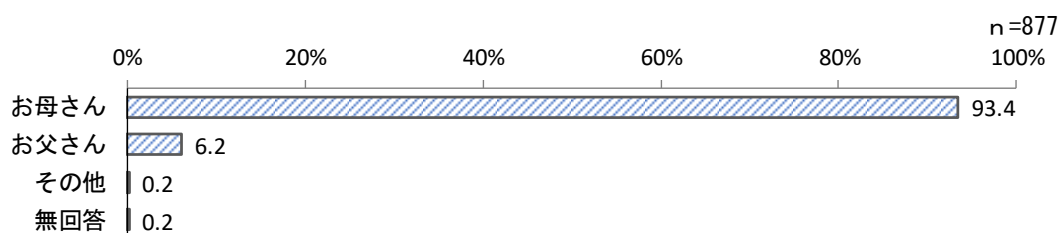
● 子育てに関して、日ごろ悩んでいることや気になること

全体回答



※アンケート（小学校入学前）

● アンケート回答者



※アンケート（小学校入学前）

✍ 父母がともに育児を担うと考え、互いに理解し協力し合って親としての役割を果たしていくことは、子どもの育ちにとって大きな意味があります。子育て中の保護者はもちろんのこと、次世代の親となる若い世代のときから、夫婦が協力して子育てをすることの大切さを伝えていくことが必要です。

6 地域全体での子ども・子育て支援

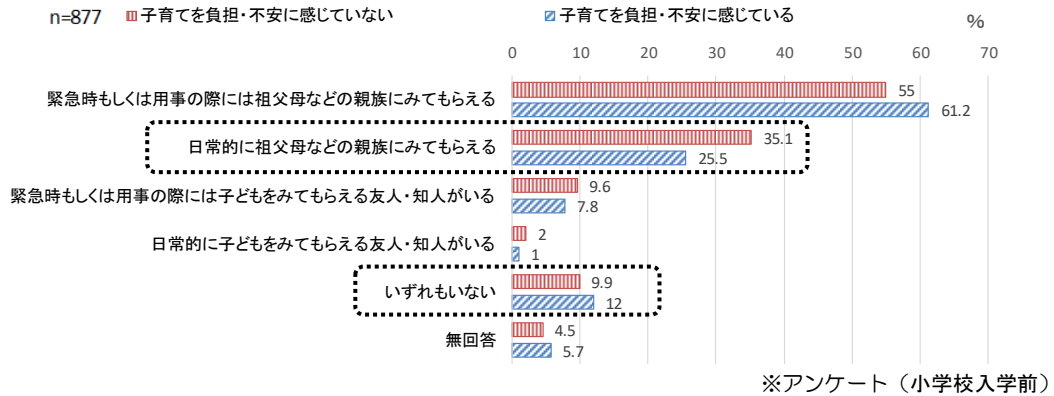
親族の協力の大きさと核家族化進行の可能性

ワークショップでは、「地域住民とのふれあいの中で子どもを育てていくことができるコミュニティづくり」や「高校生などが子育てに参加できるイベント」に取り組むべきなど、地域で育てる環境づくりについての意見が多く出ています。(P.32)

また、アンケートでは、「日ごろ、子どもをみてもらえる親族や知人の有無」について聞いたところ、子どもをみてもらえる相手として祖父母などの親族をあげる人が多く、本市では親族による支援が大きな力になっていることがうかがえます。

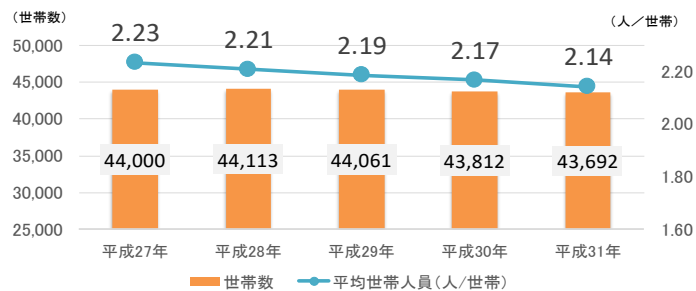
しかしながら、「いずれもない」と答えた人や「日常的に祖父母などの親族にみてもらうことができない」人の割合は、子育てを負担・不安に感じている人のほうが高い結果となっており、親族など頼ることができず子育てに不安を抱えている人がいることがわかります。

● 日ごろ、子どもをみてもらえる親族や知人などの有無



平成27（2015）年～平成31（2019）年の平均世帯人員の推移では、全体的にわずかながらの減少傾向が見られます。

● 平均世帯人員の推移



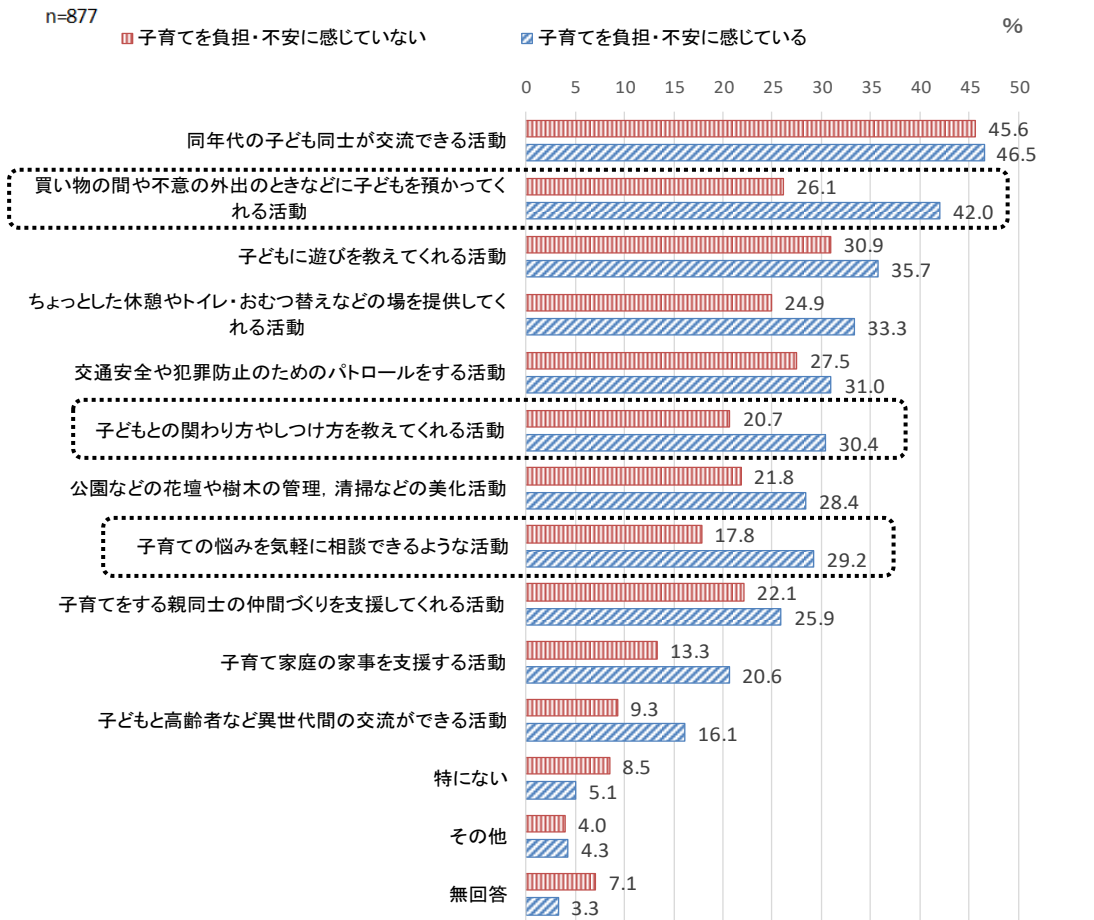
※住民基本台帳（各年4月30日時点）

今後、核家族化の進行などにより子育て家庭が親族などの支援を受けにくい状況になることも考えられます。母親の就労の増加による保育ニーズの高まりや、家族・親族だけでは子育てが難しい家庭が増える可能性があるとした場合、地域の力による子育てのサポートはより活躍の場面が増していくことが考えられます。

身近な地域での子どもの預かりや相談体制の充実

アンケートでは、身近な地域にあると良い活動として、子ども同士の交流活動などに加え、ファミリー・サポート・センター事業のような急な外出のときに子どもを預かってくれる活動や、子育ての悩みを相談できる活動などがあげられています。子育てを負担・不安に感じている人ほど、必要と感じる割合が高くなっています。

● 身近な地域にどんな活動があるとよいか



※アンケート（小学校入学前）

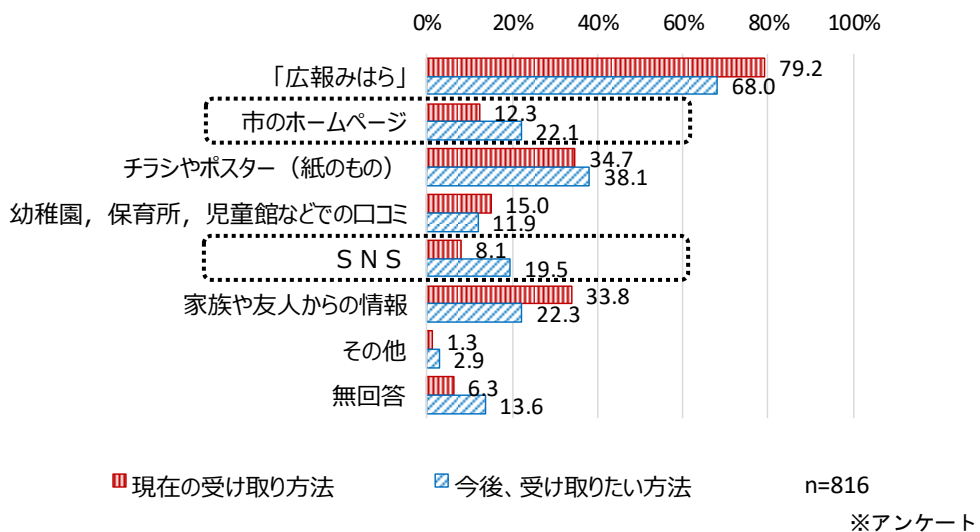
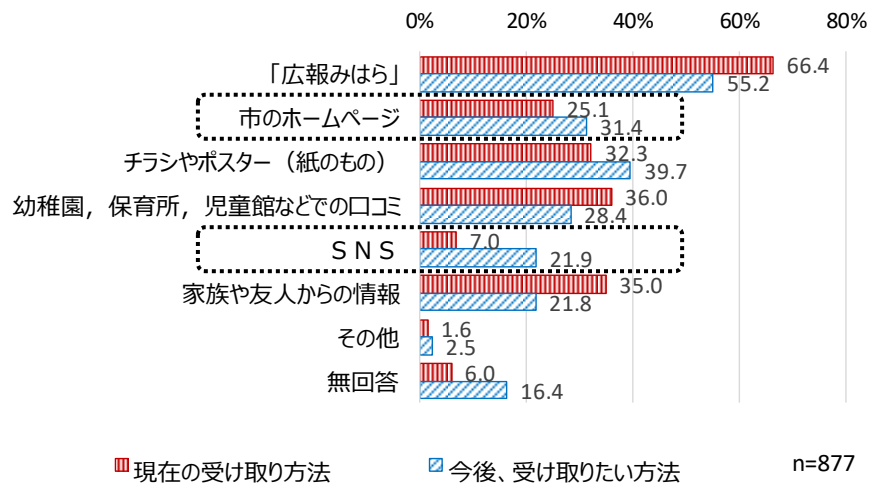
✎ **ファミリー・サポート・センター事業**については、第1期計画でも重点的に取り組んできましたが、利用にあたってのハードルが高いと感じている人も多く改善が必要な事業です。**身近な地域での相談体制の充実**については、地域で活動している団体や個人の意見を聞きながら、どのような支援ができるのか検討していく必要があります。

子育てに関する情報発信の充実

アンケートの自由意見欄などから、市の子育て支援施策の情報が市民に十分届いていないことがわかりました。(P.29)

市の事業や子育てに関する情報の受け取り方法について、現在受け取っている方法と、今後受け取りたい方法を聞いたところ、ネット媒体である「市のホームページ」「SNS」は現在の受け取り方法に対して今後の要望の割合が高くなっています。

- 市の事業や子育てに関する情報の受け取り方法(上:小学校入学前 下:小学生)



✎ 各種支援・サービスの周知を徹底していくことは重要な課題の一つです。情報提供の方法として、今後受け取りたいとされているインターネット（特に携帯デバイスで受け取れる方法）の活用、また一方的な情報発信だけでなく市民も参画ができる仕組みづくりも検討すべき課題と考えられます。

7 その他

コロナ禍への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、健康診査や集団健診の受診控えやサービス利用者の減少、イベントの開催自粛など、子育てのさまざまな面に影響を与えています。特に、妊産婦は日常生活等が制約され、自身に加え、胎児・新生児の健康等についても、強い不安を抱えて生活をしている状況にあります。

✎ 必要なサービスの提供や事業の継続ができるよう、オンラインの活用など、代替手段を確保する必要があります。また、子育てにおける不安解消のため、相談体制の充実などを図る必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第2節 計画の基本目標

第3節 施策の体系

国の動向や本市のこれまでの取組、そして、子どもと子育て家庭の状況と市民ニーズの変化に対応するため、本計画期間（令和2〔2020〕年度～令和6〔2024〕年度）で取り組むべき基本的な考え方を示します。

第1節では計画の基本理念、第2節と第3節ではその理念を実現するための基本目標と施策の体系を示します。

第1節 基本理念

本市のこれまでの取組を継承しつつ、第2章で整理した子どもと子育て家庭を取り巻く状況の変化や新たなニーズに対応していくため、本計画の基本理念を次のとおりとします。

みんなで支える子育て応援都市・みはら

～ 未来を担うすべての子どものために、つどう・つながる・ささえあう ～

子どもと子育て家庭を取り巻く状況は変化を続けており、本市の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を構築していくためには、父親と母親、さらには祖父母などが一緒に子育てに関わっていく「家族ぐるみ」の子育て意識、子育て家庭同士や地域の人々が子育てを支援していく「地域ぐるみ」の支え合い、保護者のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりのための「事業者の協力や理解」などが重要になってきます。

保護者だけを子育ての当事者とするのではなく、本市の様々な仕組みや資源を総合的に活用し、市をあげて子ども・子育て支援に取り組んでいく姿勢は、第1期計画の基本理念『子どもがのびのびと育ち、子育てが楽しいことを実感できるまち・みはら ～未来を担うすべての子どものために、みんなでつどう・つながる・ささえあう～』にも表されていますが、第2期計画においては、本市に住む一人ひとりが力を合わせて基本理念の実現に取り組んでいくという決意を込めて、「みんなで」という言葉を冒頭に据えました。

この基本理念のもと、本市の未来を担う子どもたちと子育て家庭を支援するため、市民、地域、事業者、行政などの関係者（機関）が互いに協力し、地域社会全体が一体となった子育て環境をつくり、子どもを生み、育てたいと思えるまち、そして、子ども・子育て支援の基本である「子どもの最善の利益」が実現されるまち三原市をめざします。

第2節 計画の基本目標

基本理念を実現するため、次の5つの基本目標を掲げ、施策の方向を明らかにするとともにその総合的な展開を図ります。

基本目標1

安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

本市で子どもを生み、育てる前段階である“出会い・結婚”から、妊娠、出産、育児と、ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援に取り組みます。

また、安心して子どもを預けることができるよう教育・保育サービスの充実や、子育てに関する経済的負担の軽減、安心・安全な遊び場の提供など、不安なく子育てができる環境づくりを進めます。

基本目標2

子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

子どもの豊かな心や感性を育む環境、地域の人々との交流や実際に体験する機会、安心して過ごせる居場所などを提供することで、子どもたち自らが学び、育つ環境づくりに取り組みます。

また、次世代の親となる若者を含め、全ての市民が子育てを楽しみ、子育てに真剣に取り組めるよう、学習や体験の機会を提供します。

基本目標3

子どもの最善の利益を支える環境づくり

子ども・子育て支援は「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすという考え方が基本です。子どもの基本的な権利を阻害する虐待の防止に努め、障害のある子ども、ひとり親家庭や貧困家庭、外国人世帯に属する子どもなど、支援を必要とする子どもや家庭に対して、「子どもの最善の利益」となるよう適切な支援を行います。

基本目標4

仕事と子育てが両立する環境づくり

就業している母親や共働き家庭が増加し、仕事と子育ての両立の推進が求められています。父親と母親が協力して子育てに取り組み、子育てに関する負担や不安を軽減できるよう、事業者と連携して仕事と子育ての両立を推進します。

基本目標5

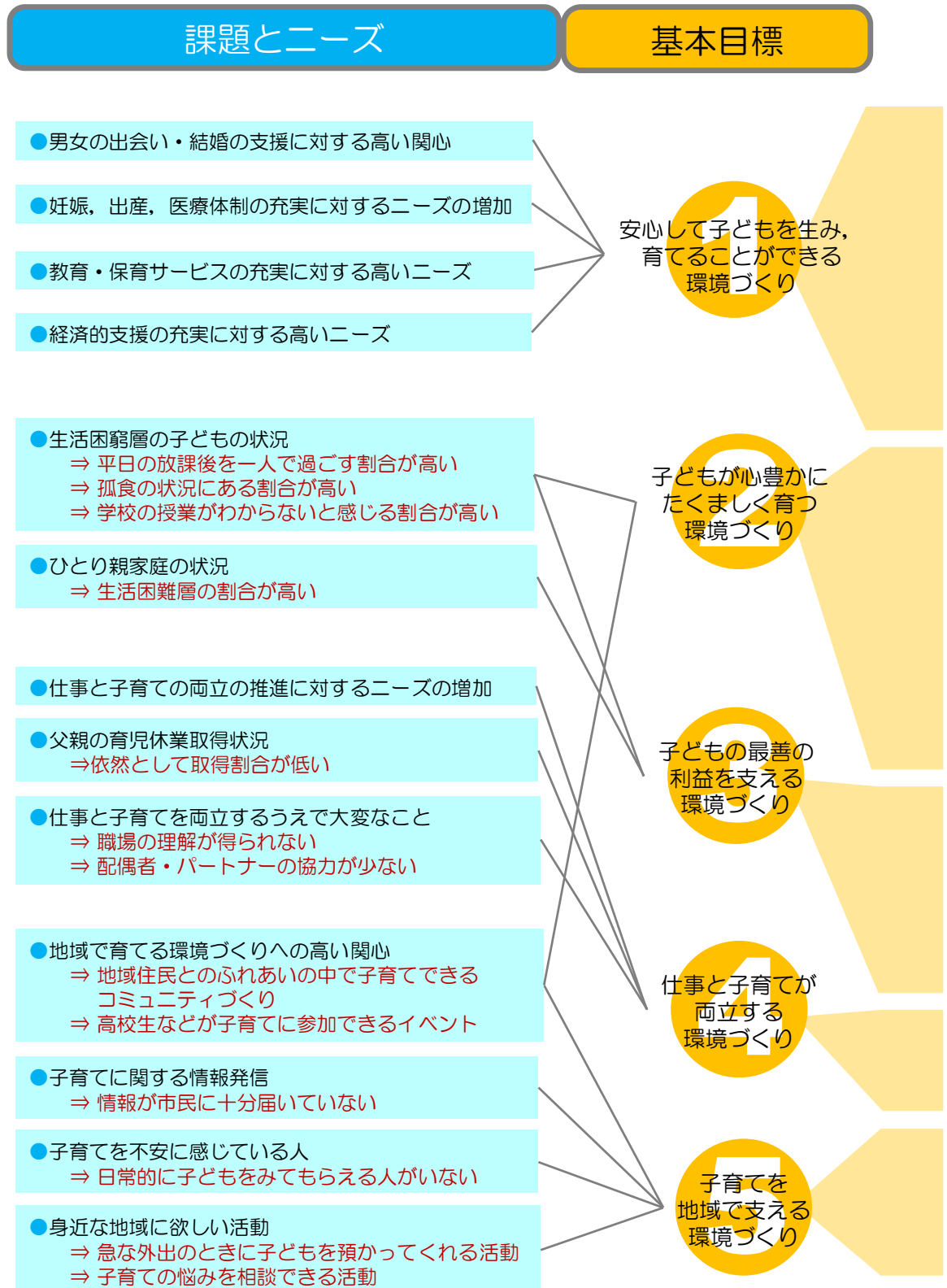
子育てを地域で支える環境づくり

子育てを楽しく感じられるよう、子育てに関する負担や不安を軽減できるよう、市民（地域）と協働で、情報発信や相談体制の充実などの子ども・子育て支援施策に取り組み、子育てを地域で支えていきます。

また、子育て家庭同士の地域での交流の場となる拠点の充実や、地域に根差した子育て支援者への支援などを通して、地域全体で子育てを支える環境づくりに取り組みます。

第3節 施策の体系

施策の体系を次のとおりとし、これまでの取組を継承しつつ、第2章で整理し



た子どもと子育て家庭を取り巻く状況の変化や新たなニーズに対応していきます。

施策の方向性

基本施策

- 子どもを生み、育てる前段階の「出会い・結婚」からスタートする切れ目のない支援
- 妊娠・出産・子どもの医療体制の充実など安心して子どもを生むことができる環境整備
- 教育・保育サービスの充実、経済的支援の充実など安心して子どもを育てられる環境整備

- 子どもの居場所の充実
多様な体験機会の提供
- 若い世代のときからの子育てに対する意識の醸成

- 経済的支援、就労支援、相談事業など、ひとり親家庭への複合的な支援
- 生活困窮世帯の子どもに対する学習の支援

- 事業者と連携した子育て支援
- 父親の育児参加の促進

- 子育てに関する情報発信の充実
- 地域の拠点の充実
- 地域人材の活用

1-1 出会い・結婚の支援	
1-2 母子保健対策の充実	
1-3 医療体制の充実	
1-4 教育・保育サービスの充実	重点
1-5 経済的支援の充実	
1-6 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備	
2-1 子育てに関する学習機会の提供	
2-2 食育の推進	
2-3 社会活動や就職活動の支援	
2-4 豊かな心を育む教育活動の推進	
2-5 子どもの居場所の充実	重点
2-6 青少年健全育成の推進	
3-1 児童虐待等防止対策の推進	重点
3-2 ひとり親家庭の自立支援	
3-3 障害のある子どもへの施策の充実	
3-4 生活の困難を抱える家庭と子どもへの支援	
4-1 仕事と子育ての両立支援と働き方の見直し	
4-2 父親と母親が協力して子育てに取り組むための支援	重点
5-1 子育てに関する情報提供の充実	
5-2 地域の子育て支援拠点の充実	重点
5-3 地域での子育てサポートの充実	

第4章 基本目標ごとの取組

基本目標1 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

基本目標3 子どもの最善の利益を支える環境づくり

基本目標4 仕事と子育てが両立する環境づくり

基本目標5 子育てを地域で支える環境づくり

基本目標ごとの具体的な取組と、その方向性や目標を示します。

基本目標 1 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

- ・ 市民ニーズを踏まえ、本市で子どもを生み、育てる前段階である“出会い・結婚”から、妊娠、出産、育児と、ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援に取り組みます。
- ・ 母親の就業率の増加などを念頭に、安心して子どもを預けることができるよう教育・保育サービスの充実や、引き続き市民ニーズの高い子育てに関する経済的支援の充実に取り組みます。
- ・ 安心・安全な遊び場の提供など、不安なく子育てができる環境づくりを進めます。

基本施策

1-1 出会い・結婚の支援

1-2 母子保健対策の充実

1-3 医療体制の充実

1-4 教育・保育サービスの充実

重点

1-5 経済的支援の充実

1-6 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

評価指標

評価指標		現状 (平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
意識調査	希望する保育サービスを希望する時間に利用することができたと感じている保護者の割合（小学校入学前）	62.3%	上昇
	希望する保育サービスを希望する時間に利用することができたと感じている保護者の割合（小学生）	53.3%	上昇
活動指標	みはら縁結びサポーターが関わって成婚した組数（累計）	0 組	4 組
	妊婦一般健康診査受診率	83.7%	84.0%
	1 歳 6 か月児健診受診率	96.6%	100%
	赤ちゃん訪問実施率	98.7%	100%
	養育支援者支援率	100%	100%
	待機児童数（教育・保育事業）	33 人	0 人
	待機児童数（放課後児童クラブ）	46 人	0 人
ファミリー・サポート・センター事業利用件数	701 件	850 件	

1-1 出会い・結婚の支援

子どもを生み、育てる前段階である、男女の「出会い」から「結婚」までの支援に取り組み、切れ目のない支援をスタートします。

○ 人材育成・相談事業

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
1 みはら縁結びサポーター養成事業	市民を対象にした「みはら縁結びサポーター」養成講座・情報交換会を開催し、独身者の結婚や婚活に関する相談に応じ、成婚に向けてアドバイスできる人材を養成します。	人材を養成するとともに、サポーターの輪を広げ自主的に活動していく仕組みを構築します。 【サポーター数】 (H30)49人 ⇒ (R6)108人 【成婚組数(累計)】 (H30)0組 ⇒ R6(4組)	子育て支援課

○ 広島県との連携

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
2 広島県「こいのわプロジェクト」連携事業	広島県が進める「みんなでおせっかいこいのわプロジェクト」と連携し、独身者への啓発や、ボランティア団体・個人の発掘、また、近隣市町や企業等との連携による出会いの場を創出します。	【婚活イベント実施回数】 (H30)未実施 ⇒ (R6)1回	子育て支援課

○ 経済的支援

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
3 結婚新生活支援事業	新婚世帯（合計所得が400万円未満の40歳未満の夫婦）に対して、市内の住宅の取得費用・リフォーム費用・賃借費用、引越費用の一部を補助します。	【支援制度を利用して移住・定住した世帯数】 (R3)10世帯 ⇒ (R6)18世帯	地域企画課

1-2 母子保健対策の充実

子どもが元気に生まれ成長するために必要な、子どもや親の健康保持と増進を図るため、健康診査や育児相談・発達相談などの相談活動や、子育て教室などの母子保健対策の充実に取り組み、妊娠から出産・育児の過程の中で、切れ目のない支援を行います。

○ 健診・予防接種事業

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
4 健康診査事業 (妊産婦健康診査事業)	妊娠中・産後の健康管理を充実するため、妊産婦健康診査の公費助成を実施します。	事業の推進により、妊産婦の健康管理を推進します。 【受診率】 ・妊婦一般健康診査 (H30)83.7% ⇒ (R6)84%	保健福祉課
5 健康診査事業 (乳幼児健康診査事業)	子どもの健やかな発達を支援するため、4か月・1歳6か月・3歳児の集団健康診査と1か月・10か月児の医療機関による個別健康診査を実施します。また、聴覚障害の早期発見のため、新生児聴覚検査を実施します。	事業の推進により、乳幼児の健康管理を推進します。 【受診率】 ・1歳6か月児健診 (H30)96.6% ⇒ (R6)100% ・3歳児健診 (H30)90.8% ⇒ (R6)100% ・新生児聴覚検査 (H30)96.2% ⇒ (R6)97%	保健福祉課
6 予防接種事業	予防に重点を置いた子どもの健康づくりのため、法が定める定期予防接種について無料接種券を交付します。	国の制度に基づき、適切に実施します。	保健福祉課

○ 訪問・相談事業など

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
7 妊活支援事業	SNSを活用して、不妊や妊活に関する個別相談や情報提供を行います。	事業の推進により、妊活支援に努めます。 【利用人数】 (R4)40人 ⇒ (R6)60人	保健福祉課
8 出産・子育て応援給付金事業	妊娠届や出産届を行った妊産婦等に対して、給付金を支給するとともに、伴走型の相談支援を行います。	国の制度に基づき、適切に実施します。	保健福祉課
9 訪問事業 (妊産婦・乳幼児訪問事業)	妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、妊産婦の身体的・精神的状況や子育てサポート体制、乳幼児の成長発達状況の確認を行い、子育て方法やサービスの情報提供等を実施します。	事業の推進により、子育てのサポートに努めます。 【実施率】 ・特定妊婦訪問 (H30)100% ⇒ (R6)100% ・赤ちゃん訪問 (H30)98.7% ⇒ (R6)100%	保健福祉課
10 訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、栄養状態や子育て状況の確認、健診や予防接種等の子育てサービスの情報提供等を行いながら、子育て相談を実施します。	事業の推進により、子育てのサポートに努めます。 【実施率】 ・赤ちゃん訪問(産婦訪問含む) (H30)98.7% ⇒ (R6)100%	保健福祉課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
11	訪問事業 (養育支援訪問事業)	子どもや養育者の状況，サポート体制や経済状況等において，集中的又は中長期的な状況確認や，保健指導・他機関連携が必要な家庭を訪問し，切れ目なく育児の支援を実施します。	事業の推進により，子育てのサポートに努めます。 【養育支援者支援率】 (H30)100% ⇒ (R6)100%	保健福祉課
12	家事支援事業	家事や育児に不安を抱え，支援が必要な子育て世帯や妊産婦，ヤングケアラーがいる家庭に対して，家事・育児を支援する訪問支援員を派遣します。	事業の推進により，子育て世帯の家事・育児を支援します。	子育て支援課
13	保健指導事業 (妊産婦・乳幼児相談事業)	妊産婦・乳幼児を対象に，育児相談や教室等を開催し，母子の心身の健康管理及び順調な発達支援に努めます。	事業の推進により，相談しやすい体制を整備します。 【各教室参加人数】 ・マタニティスクール (H30)54人 ⇒ (R6)60人 ・パパママスクール (H30)34人 ⇒ (R6)40人 【各相談利用率】 ・5か月児相談(R5から9か月児相談に移行) (H30)98.2% ⇒ (R6)98.2% ・2歳児相談 (H30)82.5% ⇒ (R6)82.5%	保健福祉課
14	発達支援事業 (発達専門相談)	発達に課題のある子どもと保護者に対し，発達専門相談を実施します。	引き続き相談を実施し，子どもと保護者の支援に努めます 【実施回数】 ・医師発達相談 (H30)6回 ⇒ (R6)6回 ・子育てなんでも相談 (H30)24回 ⇒ (R6)24回 ・運動発達相談 (H30)16回 ⇒ (R6)12回 ・心理相談，言語相談 (H30)随時 ⇒ (R6)随時	保健福祉課
15	子育て世代包括支援センター事業 (産後ケア事業)	母子が医療機関等に宿泊・通所，または助産師が家庭を訪問し，心身のケアや授乳や沐浴の方法等，具体的な育児について指導を受けることで，在宅での育児支援につなげます。	事業の推進により，育児支援に努めます。 【利用人数】 (H30)0人 ⇒ (R6)1人	保健福祉課

○「健やか」のための子育て教室

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
16	保健指導事業 (離乳食講座)	食習慣の基本をつくる離乳をスムーズにするため，各保健福祉センターにおいて学習の機会や情報の提供に努めます。	事業の推進により，離乳に関する情報提供に努めます。 【実施回数】 (H30)12回 ⇒ (R6)12回	保健福祉課

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
17 発達支援事業 (健診事後教室)	発達に課題のある子どもと保護者に対して、遊びを通して親子の関わりを学ぶ教室を実施します。	引き続き事業を実施し、保護者が子どもにより良い関わりができるよう努めます。 【実施回数】 ・おやこ教室 (H30)156回 ⇒ (R6)144回	保健福祉課

1-3 医療体制の充実

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となる医療体制を確保するため、小児救急医療の充実や医療費助成を行います。

○ 医療体制の確保

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
18 在宅当番医制事業 運営委託事業	地区医師会・医療機関と連携し、祝日小児科当番医制事業により、祝日昼間の小児救急医療を提供します。	地区医師会・医療機関と連携するとともに、継続して医療機関への補助を行い、小児医療体制の維持・確保に努めます。	保健福祉課
19 休日夜間急患センター運営費補助事業	三原市医師会休日夜間急患診療所と連携し、平日夜間における小児救急医療を提供します。	医療機関と連携するとともに、継続して医療機関への補助を行い、小児科医療体制の維持・確保に努めます。	保健福祉課
20 小児救急医療運営費補助事業	公的医療機関である三原赤十字病院と連携し、日曜日の小児救急医療体制を整え、休日における小児救急医療を提供します。	医療機関と連携するとともに、継続して医療機関への補助を行い、小児科医療体制の維持・確保に努めます。	保健福祉課
21 産科医等確保支援事業	市内の産科医療機関に対し、産科医等に支給する手当の一部を補助することで、産科医療体制の維持・確保に取り組みます。	継続して医療機関への補助を行い、市民が安心して出産・子育てができるよう、産科医療体制の確保に努めます。	保健福祉課
22 周産期医療体制維持継続等支援事業	市内産科医療機関における分娩体制及び周産期医療体制の維持を図るため、分娩に必要な経費の一部を補助します。	継続して医療機関への補助を行い、市民が安心して出産・子育てができるよう、周産期医療体制の確保に努めます。	保健福祉課

○ 医療費助成

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
23 乳幼児等医療費助成事業	子どもの疾病の早期発見・治療の促進と、家庭の経済的負担の軽減を図るため、保険診療医療費の一部を助成します。	令和5年10月から対象者を18歳までに拡充します	子育て支援課
24 不妊検査・不妊治療費助成事業	不妊検査費・一般不妊治療費、特定不妊治療費・男性不妊治療費及び不育症治療費の一部を助成します。	制度に基づき、引き続き助成します。	保健福祉課

1-4 教育・保育サービスの充実 重点

安心して子どもを預けられるよう、また、各家庭のライフスタイルに合わせた子育てを実現できるよう、多様な教育・保育サービスの充実に向けて、受け皿の確保や質の向上などに取り組みます。

○ 保育所・幼稚園など

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
25 通常保育事業 (認可保育所及び 認定こども園)	保育が必要な児童(2号, 3号)には, 保育所及び認定こども園で保育サービスを提供し, 教育が必要な児童(1号)には認定こども園で教育サービスを提供します。	幼児教育・保育の無償化による動向変化を見据えたうえで, 未入所児童及び待機児童0人に向けて, 保育人材確保に取り組み, 事業者間調整を行い, 受け皿の確保に努めます。 【未入所児童数】 (H30)102人 ⇒ (R6)0人 【待機児童数】 (H30)33人 ⇒ (R6)0人	児童保育課
26 延長保育事業	通常の保育時間を超えて保育サービスを提供します。	実施か所数の増加について, 幼児教育・保育の無償化による動向変化等を見据えたうえで, 需要の動向を見極めながら検討します。 ※H31 実施か所数 19か所	児童保育課
27 預かり保育事業	認定こども園において教育が必要な児童(1号)を預かる保育サービスを提供します。	【実施か所数(公立)】 (H30)2か所 ⇒ (R6)2か所	児童保育課
28 夜間保育事業	午後8時以降に保育サービスを提供します。	需要の動向を見極めながら実施を検討します。	児童保育課
29 休日保育事業	日曜, 祝日に保育サービスを提供します。	実施か所数の増加について, 幼児教育・保育の無償化による動向変化等を見据えたうえで, 需要の動向を見極めながら検討していきます。 ※H31 実施か所数 1か所	児童保育課
30 幼稚園・保育所等 適正配置事業	次世代を担う子どもたちに適切な教育・保育条件を整えるため, 保育所・幼稚園の施設再配置及び認定こども園設置を推進します。	幼児教育・保育の無償化による動向変化を見据えたうえで, 未入所児童及び待機児童0人に向けて, 保育人材確保に取り組み, 事業者間調整を行い, 受け皿の確保に努めます。 【未入所児童数】 (H30)102人 ⇒ (R6)0人 【待機児童数】 (H30)33人 ⇒ (R6)0人	教育振興課 児童保育課
31 幼児教育・保育の 質の維持向上事業	三原市保育協議会等への支援や, 市内幼児教育・保育施設での公開研究会等への参加を促進することにより, 幼稚園教諭, 保育士及び保育教諭の資質の向上に努めます。	引き続き研究団体へ助成するとともに, 公開研究会等の開催周知に努めます。	教育振興課 児童保育課

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
32 就労・移住定住支援事業	移住して民間の施設（医療、介護・福祉、幼稚園、保育園等）に新規就労する者に対して、引越費・家賃・養育費を交付します。併せて幼稚園教諭、保育士、保育教諭の新規就労者（市内在住者も可）に対して就労奨励金を交付します。	【支援制度を利用した新規就労者の数】 (R4)新規 ⇒(R5)15人	地域企画課

○ 地域に密着した事業

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
33 小規模保育事業	0歳児～2歳児の保育の量的拡充を図るため、定員6～19人までの小規模で家庭的な雰囲気のもと保育します。	未入所児童及び待機児童の解消のため、事業者間調整を行い、受け皿の確保に努めます。 ※H31実施か所数 3か所	児童保育課
34 事業所内保育事業	0歳児～2歳児の保育の量的拡充を図るため、民間事業所内に設置している事業所内保育施設で、地域の児童を保育します。	未入所児童及び待機児童の解消のため、事業者間調整を行い、受け皿の確保に努めます。 ※H31実施か所数 1か所	児童保育課
35 居宅訪問型保育事業	0歳児～2歳児を対象に、障害や疾病などで、集団保育が著しく困難な児童を、その児童の居宅において1対1で保育します。	幼児教育・保育の無償化による動向変化を見据えたくうえで、需要の動向を見極めながら実施を検討します。	児童保育課
36 家庭的保育事業	市町村が認定した家庭的保育者に居宅等における0歳児～2歳児の乳幼児を対象とした定員5人以下の保育をします。	幼児教育・保育の無償化による動向変化を見据えたくうえで、需要の動向を見極めながら実施を検討します。	児童保育課

○ 一時的な預かり

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
37 一時預かり事業	保育所等に入所していない児童を対象に、保護者の冠婚葬祭、傷病等の緊急的・一時的な保育や、認定こども園に在籍する満3歳以上の1号認定子どもで、教育時間の前後又は長期休業日等に当該施設において一時的に保育します。	幼児教育・保育の無償化による動向変化等を見据えたくうえで、需要の動向を見極めながら継続及び充実に努めます。 ※H31実施か所数 13か所	児童保育課
38 ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助が必要な人（依頼会員）に対して、援助ができる人（提供会員）を紹介し、地域住民同士の相互援助活動を促進します。事前の会員登録が必要です。	利用しやすい制度となるよう、援助ができる人（提供会員）を増やすための取組や、制度の周知、マッチングしやすい環境づくりに努めます。 【年間延利用件数】 (H30)701件 ⇒(R6)850件 【年間実利用者数】 (H30)20人 ⇒(R6)60人	子育て支援課
39 病児・病後児保育事業	病気の回復期にあり、集団保育の実施が困難な児童を対象に、その期間中、保育所等の専用スペースで一時的に預かります。	幼児教育・保育の無償化による動向変化を見据えたくうえで、需要の動向を見極めながら継続に努めます。 ※H31実施か所数 4か所	児童保育課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
40	ショートステイ事業	保護者が疾病等の理由により家庭での児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に養育します。宿泊を伴う事業です。(原則7日以内)	実態の把握に努め、関係機関と連携して適切に実施します。	子育て支援課
41	トワイライトステイ事業	保護者が仕事等により帰宅が恒常的に夜間にわたったり、恒常的な休日勤務のために児童の養育が十分できない場合に、児童養護施設等で一時的に養育します。(原則宿泊なし・22時まで)	需要の動向を見極めながら実施を検討します。	子育て支援課

○ 小学生の預かり

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
42	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等のため昼間留守となる家庭の小学生を対象に、小学校の余裕教室等において、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	待機児童の解消に向けて施設整備を進めるとともに、市民ニーズを踏まえ利用しやすい環境整備に取り組みます。 【待機児童数】 (H30)46人 ⇒ (R6)0人	子育て支援課

1-5 経済的支援の充実

子育てに関する経済的な負担を軽減するため、手当の給付や、助成・補助・貸付制度などによる経済的支援の充実に取り組みます。

○ 手当などの支給

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
8	出産・子育て応援給付金事業 (1-2の再掲)	妊娠届や出産届を行った妊産婦等に対して、給付金を支給するとともに、伴走型の相談支援を行います。	国の制度に基づき、適切に実施します。	保健福祉課
43	児童手当給付事業	子どもを養育している家庭の生活安定と次世代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、国の制度に基づき、手当を支給します。 受給対象者：中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育している方)	国の制度に基づき、適切に手当を支給します。	子育て支援課
44	チャイルドシート購入費助成事業	申請日において6歳未満の児童を養育している人を対象に、チャイルドシートの購入費を助成します。(児童1人につき1回限り)	引き続き助成を実施することにより、保護者の経済的負担の軽減と交通安全対策を図り、乳幼児の健全育成に努めます。また、制度の周知にも努めます。	子育て支援課

○ 学びなどへの助成

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
45	奨学金貸付事業	教育の機会均等を図るため、高等学校・高等専門学校生への奨学金貸付を実施します。	引き続き実施するとともに、制度の周知に努めます。	学校教育課
46	就学援助事業	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学校教育に必要な学用品や学校給食費等を援助します。	引き続き実施するとともに、制度の周知に努めます。	学校教育課
47	離島乳幼児通園・通所乗船費補助事業	鷺浦地域から市内の教育・保育施設に通園・通所する乳幼児につき添う保護者の乗船料を補助します。	引き続き実施するとともに、制度の周知に努めます。	子育て支援課

○ 健康・医療への助成

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
48	予防接種事業 (小児インフルエンザ予防接種費補助事業)	生活保護世帯及び市民税非課税世帯に属する0歳から中学3年生までの子どもに対し、季節性インフルエンザ予防接種費の助成を行います。	引き続き実施するとともに、制度の周知に努めます。	保健福祉課
23	乳幼児等医療費助成事業 (1-3の再掲)	子どもの疾病の早期発見・治療の促進と、家庭の経済的負担の軽減を図るため、保険診療医療費の一部を助成します。	令和5年10月から対象者を18歳までに拡充します	子育て支援課

○ 若年の住まいを応援

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
49	ファーストマイホーム応援事業	三原市内において、新たに住宅を取得する若年層世帯(40歳未満の夫婦、15歳未満の子がいる世帯)に対して、住宅取得費の一部を補助します。	【市の定住相談窓口を利用して市外から移住を決めた世帯数(世帯)】 (H30)23世帯 ⇒ (R6)40世帯	地域企画課
3	結婚新生活支援事業 (1-1の再掲)	新婚世帯(合計所得が400万円未満の40歳未満の夫婦)に対して、市内の住宅の取得費用・リフォーム費用・賃借費用、引越費用の一部を補助します。	【支援制度を利用して移住・定住した世帯数】 (R3)10世帯 ⇒ (R6)18世帯	地域企画課

1-6 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

子育てしやすい安心・安全な環境づくりのため、公園などの子どもが安心・安全に遊べる場の確保や、交通安全対策、防犯・防災対策に取り組みます。

○ 安心、安全な遊び場所・過ごし場所の提供

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
50 都市公園整備事業	都市公園の整備を推進し、子ども等が快適に安心して遊べる空間を提供します。	【都市公園数】 (H30)94 か所 ⇒ (R6)98 か所 【トイレ水洗・洋式化公園数】 (H30)22 か所 ⇒ (R6)40 か所	都市開発課
51 児童遊園設置支援事業	地域住民の協力によって設置される「児童遊園」の設置や管理を支援し、子どもの健全な育成と安心・安全な遊び場を確保します。	地域で適切な管理ができるよう引き続き支援します。	子育て支援課
52 遊具整備事業	久井地域及び大和地域に、多様な子どもが遊ぶことのできる複合遊具を整備します。	整備及び適切な管理を行います。	久井支所 地域振興課 大和支所 地域振興課

○ 交通安全対策

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
53 通学路安全対策事業	児童や歩行者が安心して利用できるよう、通学路の安全対策や歩道の整備を行います。	【改良率】 ・古城通系崎線 2 (H30)81% ⇒ (R6)100% ・本町古浜線 4 (H30)52% ⇒ (R6)100% ・円一皆実線 (H30)80% ⇒ (R3)100%	都市開発課
54 交通安全事業	子ども自身の交通安全思想を育むため、幼児・児童・生徒を対象に、交通指導員による交通指導を実施します。また、各季交通安全週間に合わせ交通安全キャンペーンを開催します。	・幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校等での交通指導を引き続き実施します。 ・各季交通安全週間に合わせキャンペーン等を実施し普及啓発に努めます。	生活環境課
55 交通安全施設整備事業	交通事故を防止し、安全・円滑・快適な交通環境の確保を図るため、道路反射鏡など交通安全施設を整備します。	引き続き、安全・円滑・快適な交通環境の確保を図るため、適切な点検・更新を行うとともに、交通安全上必要となる場所について交通安全施設の整備を行います。	土木整備課

○ 防犯、防災対策

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
56 子どもの安心・安全事業	子どもの安全な環境づくりのため、地域ぐるみ運動の促進などに取り組み、見守り活動用品の貸与などを実施します。	引き続き実施し、地域ぐるみの運動を推進します。	生活環境課
57 通学路交通安全プログラム事業	市内の小中学校の通学路危険箇所を点検し、必要な対策・対応を行います。	引き続き実施し、通学路の環境整備を推進します。	生活環境課 土木整備課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
58	未就学児の移動経路の安全対策	交通事故を防止し、安全・円滑・快適な交通環境の確保を図るため、防止柵や区画線など交通安全施設を整備します。	未就学児が日常的に集団で移動する経路について、適切な点検・更新を図るとともに、交通安全施設の整備を行います。	土木整備課
59	安心・安全情報の共有	災害情報や防犯情報等を、登録されたメールアドレスに配信し、保護者等と情報の共有化に努めます。	【メールアドレス登録者数】 (H30)8,555人 ⇒ (R6)10,000人	危機管理課 生活環境課
60	防犯灯維持管理事業	通学路等の歩道に対して、防犯灯の設置を促進するとともに、適切な維持管理を行います。	引き続き、防犯灯の設置を促進し、適切な維持管理を行います。	生活環境課
61	安心安全事業 (防犯ブザー購入費補助)	児童生徒の安全確保のため、小学校新入生などを対象に、防犯ブザー購入費を助成します。	小学校新入生を対象に、防犯ブザー購入費補助を実施します。	学校教育課

基本目標 2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

- ・ 次世代の親となる若者を含め、全ての市民が子育てを楽しみ、子育てに真剣に取り組めるよう、学習や体験の機会を提供します。
- ・ 地域の人々との交流や、様々な体験機会を提供し、子どもたちが自ら学び、育つ環境づくりに取り組みます。
- ・ 安心、安全に過ごせる居場所づくりを推進し、子どもの健全育成を図ります。

基本施策

2-1 子育てに関する学習機会の提供

2-2 食育の推進

2-3 社会活動や就職活動の支援

2-4 豊かな心を育む教育活動の推進

2-5 子どもの居場所の充実

重点

2-6 青少年健全育成の推進

評価指標

評価指標		現状 (平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
意識調査	子育てが楽しいと回答した保護者の割合 (小学校入学前)	75.9%	上昇
	子育てが楽しいと回答した保護者の割合 (小学生)	69.7%	上昇
活動指標	育児応援事業 (子育てに関する学習機会の提供) 実施回数	2 回	6 回
	中高生対象イベントの実施回数	1 回	3 回
	図書館での読み語り行事実施回数	110 回	128 回
	児童館の中高生来館者数 (延べ)	151 人	3,900 人
	子ども食堂実施か所数	2 か所	6 か所
	若者居場所づくり事業参加者数	3 人	10 人

2-1 子育てに関する学習機会の提供

子育てが成長の機会となり、楽しく、安心して子育てに取り組めるよう、子育て中の保護者や次世代の親となる若者を対象とした学習機会の確保に努めます。

○ 保護者の学習機会の提供

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
62 育児応援事業 (子育てに関する学習機会の提供)	子育て中の保護者を対象に、ワーク・ライフ・バランスの実現や虐待防止等につながる各種講演会・研修会を開催し、子育てに関する学習機会を提供します。	【実施回数】 (H30)2回 ⇒ (R6)6回	子育て支援課

○ 子どもの体験機会の提供

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
63 中高生対象イベント実施事業	次世代の親を育成するため、児童館等において、中高生を対象とした乳幼児とふれあう保育体験など、子育てに関して学習の機会となるイベントを実施します。	【実施回数】 (H30)1回 ⇒ (R6)3回	子育て支援課

2-2 食育の推進

健康・食育みはらプランと整合を図りながら、子どもたちの食への関心を高め、望ましい食習慣を確立するため、乳幼児、小中学生、高校生とその保護者を対象とした食育の取組を推進します。

○ 食育の推進

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
64 乳幼児のための食生活啓発事業	乳幼児の栄養についての話と調理実習を行い、各家庭において栄養バランスの取れた望ましい食生活の普及啓発に努めます。	継続して普及啓発に努めます。	児童保育課
65 食育推進事業 (親子食育教室)	親子のふれあいや調理実習、食育講話やクイズを通じた食育の推進と健康づくりのための教室を開催します。	小学校等と連携し子どもや保護者への食育推進を図ります。 【実施回数】 (H30)9回 ⇒ (R6)10回	保健福祉課
66 食育推進事業 (ヘルスパートナー事業)	中学生・高校生に対し、食を通じた健康づくりの実践者となるよう、情報発信や体験学習機会を提供します。	中学校・高校と連携し、子ども(中学生・高校生)への食育推進を図ります。 【体験学習会実施回数】 (H30)6回 ⇒ (R6)8回	保健福祉課

○「食」への関心・理解

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
67 食育推進事業 (レシピコンテスト)	高校生を対象に，“自分で作る朝ごはん”のレシピを募集し，自らメニューを考え実際に作る機会を提供します。入賞作品を活用して，食に対する関心を高める機会を提供します。	朝食習慣の定着化と子どものころからの生活習慣病予防を図ります。市内高校生を対象として実施するとともに，制度の周知に努めます。 【事業に参加する市内高校数】 (H30)3校 ⇒ (R6)4校	保健福祉課
68 食育推進事業 (クッキング保育)	保育所及び認定こども園の児童を対象に，食育年間計画に基づきクッキング保育を実施します。菜園活動を通して，育てることから調理まで体験することで，食への関心と意欲，食べ物への感謝の心を培います。 また，保護者を対象に試食会を実施し，食への理解と関心を深めます。	【実施か所数（公立）】 (H30)11か所 ⇒ (R6)11か所 【年間平均実施回数（公立）】 (H30)12.5回 ⇒ (R6)13回	児童保育課

2-3 社会活動や就職活動の支援

次世代を担う若者に対して，子どもを生み，育てることの意義を理解するための活動を推進するとともに，市内への就職意識を高めるなど，若者の円滑な社会活動や就業活動のための支援施策を推進します。

○ 社会活動の推進

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
69 中高生対象イベント実施事業 (2-1の再掲)	次世代の親を育成するため，児童館等において，中高生を対象とした乳幼児とふれあう保育体験など，子育てに関して学習の機会となるイベントを実施します。	【実施回数】 (H30)1回 ⇒ (R6)3回	子育て支援課

○ 就職活動の支援

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
70 Jデスクみはら事業	若者の市内への就職意識を高めるため，企業情報誌を作成し，市内の中学生，高校生等へ配布します。	毎年市内50社程度を掲載し，市内中学2年生，高校2年生等へ配布します。	商工振興課

2-4 豊かな心を育む教育活動の推進

子どもの豊かな人間性を育てていくため、学力・体力の向上に加えて、学校・地域・家庭などが連携・協力して、体験活動の充実や読書活動を推進します。

○ たくましく生きる力の育成

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
71 たくましく生きる力育成事業	「たくましく生きる力を育む三原教育宣言」に基づき、学校・家庭・地域が連携し市民協働で、子育て「金のルール」を推進します。 子どもたちの元気の素「金のルール」～「早寝・早起き・朝ごはん・読書・あいさつ・靴そろえ」～	引き続き、市民協働で取組を推進します。	学校教育課

○ 体験学習の充実

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
72 青少年体験学習事業	シンガポールの中学生や湯河原町の小学生との交流、青少年教育施設での活動、郷土学習等の体験活動を通じて、青少年の「学びの場」・「活動の場」を提供し交流を図ります。	【参加者】 (H30)532人 ⇒ (R6)550人	生涯学習課
73 「学び・体験の場」提供事業	子どもたちの将来に向け、仕事・職業などに関する体験を通じた学びの場を提供します。	継続的に講座を開催します。	子育て支援課

○ 読書活動の推進

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
74 子どもの読書推進活動事業	子どもが本と出会い、読書に親しむことができる場となるよう、市立図書館において読み語りなどの行事や乳幼児・児童・生徒が親しみやすい図書の収集・案内を積極的に行います。	【読み語り行事実施回数】 ・中央図書館 (H30)67回 ⇒ (R6)80回 ・本郷図書館 (H30)11回 ⇒ (R6)12回 ・久井図書館 (H30)12回 ⇒ (R6)12回 ・大和図書館 (H30)20回 ⇒ (R6)24回	生涯学習課

2-5 子どもの居場所の充実 重点

児童館，放課後児童クラブ，放課後子ども教室など，子どもが安心・安全に過ごせる居場所づくりを推進し，子どもの発達や成長に合わせた交流の促進，乳幼児や小中学生・高校生の健全育成を図ります。

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
75	児童館運営事業 (児童館機能の充実)	講座・イベント等を通して，0歳～18歳未満の全ての児童の健全な育成を図ります。また，現在利用の少ない中高生を含め，全ての児童と保護者が気軽に利用できる自由な居場所となるよう，機能の充実に取り組みます。	【年間延来館者数】 (H30)14,814人 ⇒ (R6)29,100人 【中高生の年間延来館者数】 (H30)151人 ⇒ (R6)3,900人 【中高生が関わるイベント実施回数】 (H30)2回 ⇒ (R6)24回	子育て支援課
42	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) (1-4の再掲)	保護者が就労等のため昼間留守となる家庭の小学生を対象に，小学校の余裕教室等において，適切な遊びや生活の場を提供し，健全な育成を図ります。	待機児童の解消に向けて施設整備を進めるとともに，市民ニーズを踏まえ利用しやすい環境整備に取り組みます。 【待機児童数】 (H30)46人 ⇒ (R6)0人	子育て支援課
76	放課後子ども教室 推進事業	小学校の図書室や体育館等を活用して，子どもたちの安心・安全な活動場所を設け，学校・地域・家庭との連携のもと，地域住民の参画を得て，勉強やスポーツ・文化活動，交流活動等の取組を進めます。	地域の実情や需要，開設場所や放課後子ども教室のボランティアスタッフの確保等を勘案しながら，適切な実施箇所の確保をめざします。	生涯学習課
77	子ども食堂開設支援事業	子どもの孤食を防止するとともに，安心感や幸福感を味わえる地域の居場所を提供するため，子ども食堂の開設を支援します。	【実施か所数】 (H30)2か所 ⇒ (R6)6か所	子育て支援課

2-6 青少年健全育成の推進

家庭や地域、学校、関係機関が連携・協力して、地域全体で青少年を健やかに育てるための環境づくりに取り組み、青少年の健全育成を推進します。

○ 青少年健全育成事業

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
78 青少年健全育成事業	社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子どもや若者を支援するため、啓発事業や青少年の居場所づくり事業を実施します。	【参加者数】 ・若者居場所づくり事業 (H30)3人 ⇒ (R6)10人	生涯学習課
79 学ぶ力育成事業 (教育支援センター)	不登校児童生徒を対象に、体験活動や学習指導・スポーツを通じて集団生活への適応、情緒の安定を図り、学校生活への復帰や社会的自立を支援します。	不登校児童生徒への支援の充実を図ります。	学校教育課
80 学ぶ力育成事業 (学校ふれあい相談員の配置)	学校に配置する「学校ふれあい相談員」による児童・生徒の悩み等への相談に努めます。	不登校児童生徒への支援の充実を図ります。	学校教育課
81 青少年教育施設管理運営事業	自然体験や集団研修の場・機会を提供することにより、自主性・社会性・協調性の向上を図ります。	【延利用者数】 (H30)5,956人 ⇒ (R6)7,200人	生涯学習課

○ 青少年健全育成団体への支援

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
82 三原市体育協会補助事業	スポーツを通じて集団の中での積極性を養い、体力の向上を図るため、三原市体育協会を通じて、スポーツ少年団等での活動を支援します。	引き続きスポーツ少年団への活動支援を実施します。	スポーツ振興課
83 青少年育成三原市民会議補助事業	青少年が地域行事に参加する取組や、あいさつ・声かけ運動等の活動により、青少年の健全育成に寄与する団体を支援します。	引き続き青少年の健全育成に寄与する団体を支援します。	生涯学習課

基本目標 3 子どもの最善の利益を支える環境づくり

- ・ 児童虐待防止対策を推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。
- ・ 障害のある子どもや、子どもの生活実態調査の結果を踏まえ、ひとり親家庭や貧困家庭などの支援を必要とする子どもや家庭に対して、適切な支援を行います。
- ・ 外国人世帯に属する子どもなどが、子育て支援サービスを適切に受けることができるよう取り組みます。

基本施策

3-1 児童虐待等防止対策の推進

重点

3-2 ひとり親家庭の自立支援

3-3 障害のある子どもへの施策の充実

3-4 生活の困難を抱える家庭と子どもへの支援

評価指標

評価指標		現状 (平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
活動 指標	子ども家庭総合支援拠点設置か所数	0 か所	1 か所
	母子家庭等高等職業訓練促進事業利用者数	12 人	15 人
	障害児通所事業所数	19 か所	21 か所
	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業実施回数	20 回	25 回

3-1 児童虐待等防止対策の推進 重点

子どもに対する虐待を未然に防止するため、児童虐待防止ネットワークの充実を図るとともに、支援拠点の整備と、育児に不安を抱える親などに対する相談活動の充実に取り組みます。

○ 虐待防止のネットワーク

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
84 虐待防止事業 (要保護児童対策 地域協議会)	児童虐待防止等ネットワークの充実により、相談支援活動の拡充を図り、児童虐待の未然防止に努めます。	事業の推進により、虐待防止の体制整備を図ります。	保健福祉課

○ 相談事業

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
85 虐待防止事業 (児童虐待相談事業)	地域に密着した相談の充実を図るとともに、要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発に努めます。	事業の推進により、虐待防止や見守体制の整備を図ります。	保健福祉課
86 虐待防止事業 (家庭児童相談事業)	家庭児童相談員を配置し、家庭における児童養育に関する様々な問題に対する相談支援を実施します。	事業の推進により、虐待防止の相談支援に努めます。	保健福祉課
87 虐待防止事業 (子ども家庭総合 支援拠点)	妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない相談・支援を行う子育て世代包括支援センターに、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもがいる全ての家庭の支援と児童虐待対策の強化を図ります。令和4年までに全市町に設置することが努力義務とされています。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を推進し、相談支援体制の充実に努めます。 ・児童虐待を含む子育て家庭の相談・指導及び関係機関との連絡・調整等を行います。 【設置か所数】 (H3O)Oか所 ⇒ (R6)1か所	保健福祉課
88 女性相談事業	様々な問題を抱えた女性の相談指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者等への暴力(DV)の防止や、同伴する子どもの支援に努めます。	三原市虐待等防止ネットワーク協議会を活用して、知識の向上並びに関係機関との連携強化を図り、配偶者等への暴力(DV)の防止や、DV被害を受けた母子が安全に安心して暮らすための支援に努めます。	社会福祉課

3-2 ひとり親家庭の自立支援

児童扶養手当の支給などの経済的支援を行うとともに、就業についての情報提供、教育訓練、相談支援など、生活困難層の割合が高いひとり親家庭に対する支援の充実に取り組みます。

○ 経済的支援

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
89 児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、国の制度に基づき、手当を支給します。 受給対象者：18歳到達後、最初の3月31日まで（一定以上の障害のある児童は20歳未満まで）の子どもを養育するひとり親家庭の父又は母等で、一定の所得要件に該当する人	国の制度に基づき、適切に手当を支給するとともに、ひとり親となった方へ各種制度の説明を行い、生活の安定と自立のための支援を行います。	子育て支援課
90 ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、保険診療医療費の一部を助成します。 受給対象者：ひとり親家庭等の父又は母及び児童（高校3年生まで※）で、一定の所得要件に該当する人 ※18歳到達後、最初の3月31日まで	引き続き助成するとともに、ひとり親となった方へ各種制度の説明を行うなど、適切に案内します。	子育て支援課
91 ひとり親家庭養育費確保支援事業	ひとり親家庭の養育費確保のため、公正証書の作成や保証会社との養育費保証契約に要する経費の一部を補助します。	ひとり親家庭の生活の安定を図るため周知を行い、事業の定着を目指します。 【問い合わせ件数】 (R4)新規 ⇒ (R6)20件	子育て支援課

○ 就業の支援

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
92 母子・父子自立支援プログラム策定事業	就労を希望する児童扶養手当受給者を対象に、本人の生活状況や就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、相談者に応じた自立支援プログラムを策定し、自立を支援します。	児童扶養手当の現況届や新規申請の際に就労についての面談を行い、未就労者や転職を希望する人に対して、母子・父子自立相談員が支援を行います。 【プログラム策定件数】 (H30)17件 ⇒ (R6)20件	子育て支援課
93 母子家庭等高等職業訓練促進事業	ひとり親家庭の父又は母等が、生活の安定につながる資格取得のため養成機関において1年以上就業する場合に、訓練促進費等を支給することにより、その期間中の生活の不安を解消し、自立の促進を図ります。	資格取得により安定した収入が得られるよう支援します。 【事業利用者数】 (H30)12人 ⇒ (R6)15人	子育て支援課

○ 教育・学習の支援

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
94 母子家庭等自立支援 教育訓練給付事業	雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないひとり親家庭の父又は母等が、指定された教育訓練講座を受講する場合に、事前相談・事前申請を経て、受講料の一部を助成します。	資格取得により安定した収入が得られるよう、引き続き支援します。 【事業利用者数】 (H30)1人 ⇒ (R6)4人	子育て支援課
95 ひとり親家庭学び直し支援事業	ひとり親家庭の学び直し支援として、高等学校卒業程度認定試験のための講座受講費用を補助します。	児童扶養手当の現況届の際の面談や窓口での就労相談により、支援が必要な方へ適切に案内し、就労しやすい環境を整えます。 【事業利用者数】 (H30)未実施 ⇒ (R6)1人	子育て支援課
96 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 (三原市学習広場「わくわく」)	経済的困難等を理由に生じる家庭学習の不足を補い、貧困の連鎖を防止するため、学習支援を行います。 対象者：生活保護世帯及びひとり親世帯の小学4年生～中学3年生	【開催回数】 (H30)20回 ⇒ (R6)25回 【実参加人数】 (H30)8人 ⇒ (R6)15人	社会福祉課

○ 住まいの支援

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
97 母子生活支援施設への措置支援事業	18歳未満の子どもを養育している母子家庭、また何らかの理由で離婚の届出ができない等の母子家庭に準ずる家庭に生活の場を提供し、安心・安全な環境の中で、母子の生活を安定させるため、相談・援助を進めながら自立を支援します。	こども家庭センター等の関係機関と連携し、DVや生活困窮等により住む場所がない母子等に対し、生活の場を提供し、適切な支援を行います。	子育て支援課

○ 相談事業

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
98 母子家庭等自立相談事業	関係機関と連携を図りながら、求職活動や養育費の確保、貸付金、資格取得などに関する相談・支援を実施することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。	児童扶養手当の現況届等の機会を有効に活用し、適切な支援を行います。 【事業利用者数】 (H30)59人 ⇒ (R6)70人	子育て支援課

3-3 障害のある子どもへの施策の充実

障害のある子どもの保護者への相談支援を進めるとともに、保育所・幼稚園、小中学校における受入体制を整備し、障害のある子どもが社会の一員として地域社会で主体的に生き、ともに成長できるような環境整備を推進します。

○ 保護者・支援者を支える

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
99 発達支援事業 (発達障害者支援コーディネーター研修)	子どもの発達について理解を深め、その特性に応じた支援ができるよう、保健師、保育所・幼稚園職員、小中学校教諭と子育て支援に関わる職員のスキルアップを図ります。	引き続き研修を実施し、支援者のスキルアップに努めます。 【研修実施回数】 (H30)4回 ⇒ (R6)2回	保健福祉課
100 障害者相談支援事業	障害のある子どもの保護者に対して、相談に応じ、必要な情報提供やサービス利用の支援を行うとともに、子どもへの関わり方等を助言し、保護者の不安軽減に努めます。	【実施か所数】 ・障害者生活支援センター、 地域生活支援センター (H30)2か所 ⇒ (R6)2か所 ・児童相談支援事業所 (H30)5か所 ⇒ (R6)5か所	社会福祉課
101 学ぶ力育成事業 (就学指導)	発達の遅れや障害のある子どもの就学指導に努めます。	適切な就学指導に努めます。	学校教育課
102 特別児童扶養手当 給付事業	障害のある子どもの福祉の増進を図るため、精神又は身体に障害のある児童を監護する保護者等に対して、国の制度に基づき手当を支給します。 受給対象者：精神又は身体に重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を監護している保護者で、一定の所得要件に該当する人	国の制度に基づき、適切に手当を支給します。	子育て支援課
103 重症心身障害児福祉 年金給付事業	障害のある子どもの福祉の増進を図るため、重症心身障害児を監護する保護者等に対して、年金を支給します。 受給対象者：次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護する保護者等 ・身体障害者1～3級を所持 ・療育手帳(A)又はA又は(B)を所持	制度に基づき、引き続き支給します。	子育て支援課

○ 子どもを支える

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
104	障害児通所事業	障害や発達の遅れのある子どもを対象に、通所施設において、遊び・運動などを通じた様々なプログラムを提供し発達支援を行うなど、地域における療育の場の充実に努めます。	【事業所数】 ・児童発達支援事業所(就学前児童対象) (H30)9か所 ⇒ (R6)10か所 ・放課後等デイサービス事業所(就学児対象) (H30)10か所 ⇒ (R6)11か所	社会福祉課
105	学ぶ力育成事業 (特別支援介助員の配置)	障害のある子どもについて、安心して教育を受けられるよう、小・中・幼において、日常生活の介助・安全確保のための介助員を配置します。	適切な介助員の配置に努めます。	学校教育課
106	障害児保育事業	集団保育が可能な障害児について、保育所や認定こども園で保育します。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての保育所での受入を進めます。 ・障害児拠点事業を推進し、幼児教育・保育の無償化による動向変化等を見据えたうえで、需要の動向を見極めながら継続及び拡充に努めます。 	児童保育課

3-4 生活の困難を抱える家庭と子どもへの支援

ヤングケアラーや外国人世帯、貧困家庭など、生活の困難を抱えた子どもと子育て家庭が適切なサービスを受け、安心して暮らしていくことができるよう支援の充実を図ります。

○ ヤングケアラーに対する支援

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
107 ヤングケアラー支援事業	障害や病気等でケアを要する家族の世話や介護等を行っているヤングケアラーの早期発見、相談支援体制の構築などに取り組みます。	【早期発見に係る研修実施回数】 (R4)5回 ⇒ (R6)5回	子育て支援課 保健福祉課 高齢者福祉課 社会福祉課 学校教育課

○ 外国籍の子どもと子育て家庭に対する支援

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
108 外国籍の子どもと子育て家庭に対する支援事業	増加する外国人家庭が、子育てに関わる情報の受け取りや、教育・保育事業等の子育て支援サービスを適切に受け取ることができるよう取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 日本語を話すことができない妊婦に対して、訪問回数を増やすなど支援の強化に取り組みます。また、産後も円滑に教育・保育施設を利用できるよう定期的な訪問を行います。 各言語の母子手帳や予防接種案内等の配布を行い、情報提供に努めます。 保育施設等で宗教上の理由による除去食を提供します。 	保健福祉課 児童保育課 子育て支援課

○ 学習の支援

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
96 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 (三原市学習広場「わくわく」) (3-2の再掲)	経済的困難等を理由に生じる家庭学習の不足を補い、貧困の連鎖を防止するため、学習支援を行います。 対象者：生活保護世帯及びひとり親世帯の小学4年生～中学3年生	【開催回数】 (H30)20回 ⇒ (R6)25回 【実参加人数】 (H30)8人 ⇒ (R6)15人	社会福祉課

○ 食の支援

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
77 子ども食堂開設支援事業 (2-5の再掲)	子どもの孤食を防止するとともに、安心感や幸福感を味わえる地域の居場所を提供するため、子ども食堂の開設を支援します。	【実施か所数】 (H30)2か所 ⇒ (R6)6か所	子育て支援課

○ 相談事業

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
109 生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けて、評価・分析の実施、プラン作成等の支援や関係機関との連携を行います。	「自立相談支援センターみはら」において、生活や就労などでお困りの方の総合的な支援を行います。	社会福祉課

基本目標 4 仕事と子育てが両立する環境づくり

- ・ 事業者との連携等により，仕事と子育てが両立するよう，取り組めます。
- ・ 父親と母親が協力して子育てに取り組み，子育てに関する負担や不安を軽減できるよう，男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を図るとともに，父親の育児参加を促進します。

基本施策

4-1 仕事と子育ての両立支援と働き方の見直し

4-2 父親と母親が協力して子育てに取り組むための支援

重点

評価指標

評価指標		現状 (平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
意識調査	仕事と生活の調和が取れていると感じている保護者の割合 (小学校入学前)	37.8%	上昇
	仕事と生活の調和が取れていると感じている保護者の割合 (小学生)	49.7%	上昇
	子育てに関し，配偶者・パートナーの協力が少ないと感じて いる保護者の割合（小学校入学前）	17.9%	減少
	子育てに関し，配偶者・パートナーの協力が少ないと感じて いる保護者の割合（小学生）	20.1%	減少
活動指標	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録事業所数	23 社	増加
	広島県男性育児休業等促進宣言企業（育メン休暇応援制度） 登録事業所数	10 社	増加
	育児応援事業（父親参加型イベント）実施回数	1 回	6 回

4-1 仕事と子育ての両立支援と働き方の見直し

職業生活と家庭生活とのバランスが取れた働き方が可能となるよう、事業者と連携した職場環境づくりや意識啓発、セミナーの開催などに取り組みます。

○ 事業者と連携した子育て支援

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課	
110	育児休業制度等の普及啓発	育児休業制度の普及促進のため、各種助成金の周知など、とりわけ男性の育児休業取得について、事業者への働きかけや啓発に努めます。	適切に情報提供を行うとともに、関係部署と連携しながら事業者への啓発に努めます。	商工振興課 人権推進課
111	就労者に関する子育て支援制度等の情報提供・啓発	子どもの看護休暇制度、女性就労者の健康管理など、子育て中の就労者に関わる制度等について、情報提供や啓発に努めます。	適切に情報提供を行うとともに、関係部署と連携しながら事業者への啓発に努めます。	商工振興課 人権推進課
112	男女共同参画講演会等開催事業	男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を促進するため、あらゆる機会を通じて広報活動を推進します。	【実施回数】 ・広報誌等による情報提供、啓発 (H30)3回 ⇒ (R6)4回 ・セミナー、講演会 (H30)6回 ⇒ (R6)7回	人権推進課
113	子育てを応援する企業への支援事業	市内企業に対して、広島県が実施する各種登録制度や奨励金等を周知し、円滑に活用できるよう支援します。	【登録事業所数】 ・広島県仕事と家庭の両立支援企業 (H30)23社 ⇒ (R6)増加 ・広島県男性育児休業等促進宣言企業(育メン休暇応援制度) (H30)10社 ⇒ (R6)増加	商工振興課 子育て支援課
114	セミナー開催・アドバイザー派遣事業	事業者に対して、多様な働き方に対する理解と環境を促すためのセミナーの開催やアドバイザーの派遣を行います。	引き続き実施するとともに、制度の周知に努めます。	商工振興課

○ 女性の活躍支援

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課	
115	女性活躍推進啓発事業	女性活躍推進法に基づく、女性の活躍推進に向けた雇用環境の整備のため、仕事と生活の充実を図りながら働き続けることができるよう、事業者等へ働きかけます。また、男女共同参画に貢献した市民や事業者を表彰し、公表します。	【実施回数等】 ・女性活躍推進経営者セミナー、啓発 (H30)1回 ⇒ (R6)2回 ・男女共同参画社会づくり表彰 (H30)4件応募 ⇒ (R6)5件応募	人権推進課
116	就労支援セミナー開催事業	就労を希望する子育て中の女性などを対象とするセミナーを開催します。	引き続き実施するとともに、制度の周知に努めます。	商工振興課

○ 再就職への支援

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課	
117	再就職への支援事業	ハローワークと連携し、職業紹介、就労情報の提供に努めます。また、就職ガイダンスを開催し、育児等を理由に一旦退職したが、再就職を検討している方と企業とのマッチングを図ります。	継続して実施するとともに、創業支援にも取り組みます。	商工振興課

4-2 父親と母親が協力して子育てに取り組むための支援 重点

家庭において父親と母親が協力して子育てに取り組み、子育てに関する不安や負担を軽減できるよう、男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を図るとともに、父親対象イベントの開催やネットワークづくりなど、父親の育児参加を促進します。

○ 男女共同参画意識の啓発

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課	
112	男女共同参画講演会等開催事業（4-1の再掲）	男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を促進するため、あらゆる機会を通じて広報活動を推進します。	【実施回数】 ・広報誌等による情報提供、啓発（H30）3回 ⇒ （R6）4回 ・セミナー、講演会（H30）6回 ⇒ （R6）7回	人権推進課

○ 父親の育児参加の促進

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課	
118	育児応援事業（父親参加型イベントの開催）	父親の育児参加に対する意識醸成や、母親の負担軽減に向けて、父親と子どもと一緒に参加できるイベントなど、父親対象のイベントを開催します。	【実施回数】 （H30）1回 ⇒ （R6）6回	子育て支援課
119	育児応援事業（父親同士のネットワークづくりの推進）	父親参加型イベントへの参加等をきっかけに、父親同士が子育てに関する悩みを共有するなど、仕事と子育ての両立に向けた父親同士のネットワークづくりを推進します。	事業番号 107「父親参加型イベント」開催時などに積極的な働きかけを行います。 【ネットワーク主催イベント実施回数(累計)】 （H30）0回 ⇒ （R6）3回	子育て支援課
62	育児応援事業（子育てに関する学習機会の提供）（2-1の再掲）	子育て中の保護者を対象に、ワーク・ライフ・バランスの実現や虐待防止等につながる各種講演会・研修会を開催し、子育てに関する学習機会を提供します。	【実施回数】 （H30）2回 ⇒ （R6）6回	子育て支援課

基本目標 5 子育てを地域で支える環境づくり

- ・ 市民（地域）と協働で、情報発信や相談体制の充実などの子ども・子育て支援施策に取り組み、子育てを地域で支えています。
- ・ 子育て家庭同士の地域での交流の場となる拠点の充実や、地域に根差した子育て支援者への支援などにより、地域全体で子育てを支える環境づくりに取り組みます。

基本施策

5-1 子育てに関する情報提供の充実

5-2 地域の子育て支援拠点の充実

重点

5-3 地域での子育てサポートの充実

評価指標

評価指標		現状 (平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
意識調査	地域の方が子育てを支えてくれていると感じている保護者の割合（小学校入学前）	54.0%	上昇
	地域の方が子育てを支えてくれていると感じている保護者の割合（小学生）	50.7%	上昇
	子育てに不安や負担を感じていないと回答した保護者の割合（小学校入学前）	40.2%	上昇
	子育てに不安や負担を感じていないと回答した保護者の割合（小学生）	44.0%	上昇
活動指標	頻繁に活用する情報発信媒体数	2媒体	3媒体
	子育て世代包括支援センター事業（利用者支援事業）相談件数（延べ〔母子保健型〕）	1,435 件	1,500 件
	地域子育て支援サロン利用者数（延べ）	4,340 人	4,800 人

5-1 子育てに関する情報提供の充実

子育てに関する情報が広く行き渡り活用されるよう、子育て支援サービスなどの情報をわかりやすくまとめたガイドブックの発行や、ホームページ・SNSなどを活用した市民参加型の情報発信に取り組みます。

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
120	子育て情報発信事業 (子育てガイドブック等の発行)	各種子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックを作成、提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き年1回発行します。 ・効果的に情報が届くよう、デザイン・サイズ、配布場所の見直しを随時行います。 	子育て支援課
121	子育て情報発信事業 (ホームページ「みはら子育てねっと等」の充実)	市民と子育て支援団体及び行政が、双方向から情報を収集・発信しながらネットワークを形成できる子育て情報について、ホームページによる情報提供を行います。	<p>「みはら子育てねっと」の周知に努め、アクセス数の向上を図ります。</p> <p>【月間アクセス件数】 (R3)24,291件 ⇒ (R6)30,000件</p>	子育て支援課
122	子育て情報発信事業 (SNS等を活用した子育てに関する情報発信)	市民ニーズや携帯電話・SNS等の普及状況を踏まえ、SNS等を活用した市民に「届く」情報発信を行います。	<p>各種媒体の普及状況を分析し、効果的な手法を検討・実施します。</p> <p>【頻繁に活用する情報発信媒体数】 (H30)2媒体 ⇒ (R6)3媒体 ①紙, ②WEB, ③SNS(新)</p>	子育て支援課
123	子育て情報発信事業 (市民参画の子育てに関する情報発信)	市が発信する子育てに関する情報を、各団体や市民個人が、SNSや口コミで拡散する仕組みづくりに取り組みます。	<p>各団体や市民の意見を聞きながら、効果的な仕組みを検討・実施します。</p> <p>【各団体や市民が参画する情報発信媒体数】 (H30)1媒体 ⇒ (R6)2媒体 ①WEB, ②SNS(新)</p>	子育て支援課

5-2 地域の子育て支援拠点の充実 重点

子育て中の親が安心して子育てができるよう、地域子育て支援センターや子育て世代包括支援センター、地域子育て支援サロンなどの拠点の充実を図り、相談体制の確保や、親子の交流・仲間づくりを推進します。

○ 支援拠点の整備・充実

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
124 地域子育て支援センター事業 (地域子育て支援拠点事業)	概ね中学校区に1か所以上を目安に、地域の子育て等に関する情報発信や相談・支援、親子の交流の場の提供、子育てに関する講習会等を実施します。	引き続き実施するとともに、事業の周知に努めます。 ※H31 実施か所数 12か所	児童保育課
125 子育て世代包括支援センター事業 (利用者支援事業) 【母子保健型】	利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談等を行うことにより、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等に関する相談支援・利用支援の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の推進により、相談支援体制の充実に努めます。 ・子育て世代包括支援センター「すくすく」4か所において業務を集約し実施します。 【延相談件数】 (H30) 1,435件 ⇒ (R6) 1,500件	保健福祉課
87 虐待防止事業 (子ども家庭総合支援拠点) (3-1の再掲)	妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない相談・支援を行う子育て世代包括支援センターに、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもがいる全ての家庭の支援と児童虐待対策の強化を図ります。令和4年までに全市町に設置することが努力義務とされています。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を推進し、相談支援体制の充実に努めます。 ・子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童虐待を含む相談及びひとり親家庭の相談・支援を行います。 【設置か所数】 (H30) 0か所 ⇒ (R6) 1か所	保健福祉課
126 地域子育て支援サロン推進事業	地域全体で子育てを支援する環境づくりのため、身近な地域の中で、子育て親子同士や世代を超えた仲間づくりや交流を行う場として、地域子育て支援サロンの設置を促進するとともに、継続して運営できるように支援します。	【実施か所数】 (H30) 15か所 ⇒ (R6) 17か所 【年間延利用者数】 (H30) 4,340人 ⇒ (R6) 4,800人	子育て支援課
77 子ども食堂開設支援事業 (2-5の再掲)	子どもの孤食を防止するとともに、安心感や幸福感を味わえる地域の居場所を提供するため、子ども食堂の開設を支援します。	【実施か所数】 (H30) 2か所 ⇒ (R6) 6か所	子育て支援課

○ 施設の開放

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
127 保育所・認定こども園の園庭開放事業	保育所・認定こども園に入所していない親子に園庭を開放し、遊びの場の提供や保護者・子どもたちとの交流の機会を提供し、支援に努めます。	継続して実施します。	児童保育課

5-3 地域での子育てサポートの充実

地域全体での子ども・子育て支援を推進するため、関係組織・団体の育成強化を図りながら、支援活動を行う団体や個人のネットワーク化、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員などのボランティアの確保などにより、地域の支援体制を整備します。

○ 地域人材の活用

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
38 ファミリー・サポート・センター事業 (1-4の再掲)	子育ての援助が必要な人（依頼会員）に対して、援助ができる人（提供会員）を紹介し、地域住民同士の相互援助活動を促進します。事前の会員登録が必要です。	利用しやすい制度となるよう、援助ができる人（提供会員）を増やすための取組や、制度の周知、マッチングしやすい環境づくりに努めます。 【年間延利用件数】 (H30)701件 ⇒ (R6)850件 【年間実利用者数】 (H30)20人 ⇒ (R6)60人	子育て支援課
128 民生委員・児童委員活動事業	関係機関と連携しながら、民生委員・児童委員、主任児童委員による、子育てや児童、ひとり親家庭等に関する相談、援助活動の充実を図ります。	関係機関との連携・協力を密にし、地域住民からの子育ての不安などに対し、相談・援助を行います。	高齢者福祉課
129 母子保健推進員活動事業	保護者が地域で安心して子育てができるよう、母子保健事業・訪問等を通じた支援活動の充実を図ります。	事業の推進により、子育て支援の充実を図ります。 【母子保健推進員の人数】 (H30)60人 ⇒ (R6)60人	保健福祉課
130 子育て支援に関わる団体・個人の活動支援事業	子育て支援に関わる団体や個人の交流の促進や活動の充実を図るため、ネットワークづくりを支援します。	各団体や市民の意見を聞きながら、効果的な仕組みを検討・実施します。 【新たに形成されるネットワーク数】 (R6)2か所	子育て支援課

第5章 子どもの貧困対策

第1節 子どもの貧困の状況・国の動向

第2節 本市における子どもの貧困の状況

第3節 本市における子どもの貧困対策

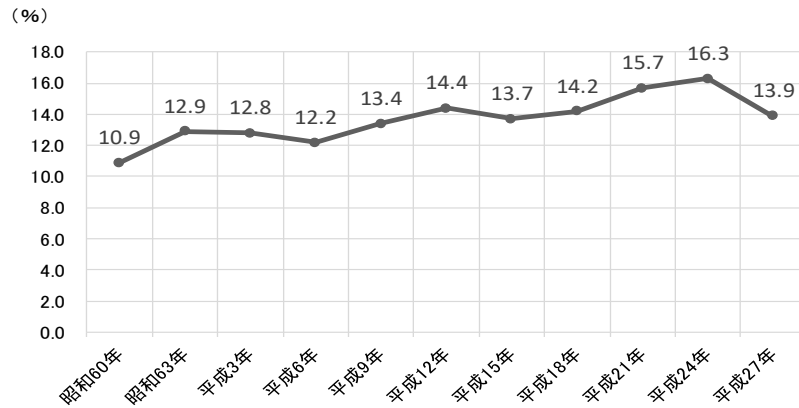
本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画の役割を持っています。子どもの貧困に関する国の動向や、本市における子どもの貧困対策についてまとめます。

第1節 子どもの貧困の状況・国の動向

1 日本の子どもの貧困率

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、昭和60（1985）年に10.9%だった子どもの相対的貧困率（以下「貧困率」という。）は年々増え続け、平成24（2012）年には16.3%にまで増加しました。平成27（2015）年には13.9%と改善されましたが、未だに約7人に1人の子どもが貧困の状況にあると報告されています。

● 子どもの貧困率



※厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」

相対的貧困

世帯の所得がその国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態のこと

国際的に見ても、日本の子どもの貧困率は厳しい状況にあります。日本の子どもの貧困率は、OECD（経済協力開発機構）加盟国34か国の中で10番目に高く、OECDの平均値を上回っています。

● 国際的に見た子どもの貧困率

順位	国名	割合 (%)
1	デンマーク	3.7
2	フィンランド	3.9
	:	
	OECD 平均	13.3
	:	
25	日本	15.7
	:	
34	イスラエル	28.5

※（OECD（2014）Family database “Child poverty”）（日本の数値は平成21年）

2 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行

子どもの貧困問題に対しては、国全体での取組が必要であることから、平成 25（2013）年6月 26 日に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）（以下「子どもの貧困対策法」という。）が公布され、平成 26（2014）年1月 17 日から施行されました。

また、令和元（2019）年6月 19 日には同法の一部を改正する法律（令和元年法律第 41 号）が公布され、同年9月7日に施行されました。

（1）子どもの貧困対策法の目的と基本理念

子どもの貧困対策法の目的と基本理念は次のとおりです。

○目的（第1条）

- ・子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されないようにする。
- ・全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにする。
- ・子どもの貧困の解消に向けて、児童権利条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

○基本理念（第2条）

- ・社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ・子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずること。
- ・背景に様々な社会的な要因があることを踏まえること。
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと。

※下線部分は令和元（2019）年改正による主な変更部分

（2）子供の貧困対策に関する大綱

子どもの貧困対策法第8条で、「政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない。」とされており、平成 26（2014）年8月 29 日に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しました。

大綱は、社会経済情勢の変化、子どもの貧困に関する状況の変化などを踏まえ、概ね5年を目途に見直しを検討することとされており、令和元（2019）年 11 月 29 日に新たな大綱が閣議決定されました。

大綱には、子どもの貧困対策として取り組むべき重点施策として、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援の4つが掲げられています。

子供の貧困対策に関する大綱

～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～

○重点施策

1 教育の支援

「幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上」、「地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築」、「高等学校等における修学継続のための支援」、「大学等進学に対する教育機会の提供」、「特に配慮を要する子供への支援」、「教育費負担の軽減」、「地域における学習支援等」、「その他の教育支援」

2 生活の安定に資するための支援

「親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援」、「保護者の生活支援」、「子供の生活支援」、「子供の就労支援」、「住宅に関する支援」、「児童養護施設退所者等に関する支援」、「支援体制の強化」

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

「職業生活の安定と向上のための支援」、「ひとり親に対する就労支援」、「ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援」

4 経済的支援

「児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施」、「養育費の確保の推進」、「教育費負担の軽減」

※子供の貧困対策に関する大綱では「子ども」は「子供」と表記されている

(3) 地方公共団体の責務

子どもの貧困対策法第4条で、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされています。

また、令和元（2019）年の改正で、「市町村は、大綱を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。（第9条第2項）」とされ、市町村計画の策定が努力義務となりました。

第2節 本市における子どもの貧困の状況

平成29（2017）年に「三原市子どもの生活実態調査」を実施し、本市の子どもの貧困の実態把握を行いました。

その結果、生活困窮層にあると思われる小学校5年生の家庭は9.0%、生活困難層にあると思われる小学校5年生の家庭は26.8%、中学校2年生の家庭は生活困窮層が8.2%、生活困難層が25.5%となっており、支援が必要と考えられる子どもと子育て家庭の存在が明らかになりました。

また、ひとり親家庭において生活困難層の割合が高いこと、貧困などの家庭生活の状況が、学び、生活、健康、自己肯定感や将来の夢など様々な面で子どもに影響を及ぼしていることがわかりました。

※ 詳細は、P.33～40を参照

第3節 本市における子どもの貧困対策

子どもの生活実態調査の結果からもわかるとおり、本市においても「子どもの貧困対策に関する施策の充実」に取り組む必要があります。

本計画の第2章第4節で、特に取り組むべき課題を次のとおり整理しています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ ひとり親家庭への支援○ 子どもの居場所の充実、食・学習の支援 |
|---|

※ 詳細は、P.45～46を参照

このことを踏まえ、本市の子どもの貧困対策として重点的に取り組む分野を設定します。

また、子どもの貧困対策に関する施策は、様々な分野に及ぶことから、市役所内の関係課が連携し、子どもの貧困対策に取り組みます。

連携体制：三原市生活困窮者自立支援制度等庁内連絡調整会議

1 重点的に取り組む分野

特に取り組むべき課題に対応し、本市における子どもの貧困対策を効果的なものとするため、次の3つについて重点的に取り組みます。

また、今後の国の動向などを勘案し、必要な施策を随時検討していきます。

(1) 支援の必要な家庭の早期発見と相談支援の充実

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業などを活用して、乳幼児と保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援の必要な家庭の早期発見に努めるとともに、養育支援訪問事業に加え、子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談・支援体制の充実を図ります。

また、相対的な貧困などによる問題は一見しただけでは把握しにくく、教育機関はもとより、地域に根差した市民活動などによる「気づき」や「支え合い」も重要であることから、地域の支え合いを推進するため、民生委員・児童委員などとの連携を深め、地域における早期発見と支援体制の充実を推進していきます。

(2) ひとり親家庭に対する情報提供と相談支援の充実

子どもの生活実態調査の結果からも、ひとり親家庭において生活困難層の割合が高いことがわかっています。また、貧困の状況にある子どもやその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続き方法がわからない、積極的に利用しづらいなどの状況が見られます。

そのため、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成などの申請や現況届提出の機会などを活用し、ひとり親家庭が直面している問題を把握し、必要な支援の情報を適切に提供するとともに、母子・父子自立相談員のスキルアップを図り、相談支援の充実に努めます。

(3) 子どもの居場所の充実

子どもの生活実態調査では、生活困窮層の子どもは、非生活困難層の子どもより平日の放課後を一人で過ごす割合が高い結果となっています。

放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実、子ども食堂の開設支援を継続して実施するとともに、令和2(2020)年度に移転する児童館の機能充実を図り、生活の困難を抱える子どもや中高生などが自由に利用できる居場所を提供することで、子どもの孤立を抑制します。

2 子どもの貧困対策に関する施策

子どもの貧困対策は、経済的な困窮状態にある家庭やその家族のみを対象とするのではなく、本市の全ての子どもと子育て家庭を念頭において、多様な施策を総合的に展開していく必要があります。

国が閣議決定した「子供の貧困対策に関する大綱」の4つの重点施策に沿って、第4章の施策を整理し、事業を再掲することで、貧困の連鎖を断ち切るため、子どもの貧困対策として推進していきます。

(1) 教育の支援

家庭の経済状況などにかかわらず、教育の機会均等が図られるよう、学習の支援や、就学の援助、学資の援助などにより、教育負担の軽減を図ります。

○学習の支援

事業名	事業内容	担当課
96 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 (三原市学習広場「わくわく」)	経済的困難等を理由に生じる家庭学習の不足を補い、貧困の連鎖を防止するため、学習支援を行います。 対象者：生活保護世帯及びひとり親世帯の小学4年生～中学3年生	社会福祉課

○教育負担の軽減

事業名	事業内容	担当課
45 奨学金貸付事業	教育の機会均等を図るため、高等学校・高等専門学校生への奨学金貸付を実施します。	学校教育課
46 就学援助事業	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学校教育に必要な学用品や学校給食費等を援助します。	学校教育課
95 ひとり親家庭学び直し支援事業	ひとり親家庭の学び直し支援として、高等学校卒業程度認定試験のための講座受講費用を補助します。	子育て支援課

(2) 生活の安定に資するための支援

貧困の状況にある家庭や子どもが、社会的に孤立して必要な支援を受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことがないように、親の妊娠・出産期からの相談支援を実施するとともに、子どもとその保護者との交流の機会などにつながる居場所の充実を図ります。

また、保育の確保、食育、子どもの就労、住居の支援など、生活に関係する様々な支援を行います。

○早期の状況把握・対応

事業名	事業内容	担当課
4 健康診査事業 (妊婦健康診査事業)	妊娠中・産後の健康管理を充実するため、妊産婦健康診査の公費助成を実施します。	保健福祉課
5 健康診査事業 (乳幼児健康診査事業)	子どもの健やかな発達を支援するため、1歳6か月・3歳児の集団健康診査と4か月・10か月児の医療機関による個別健康診査を実施します。また、聴覚障害の早期発見のため、新生児聴覚検査を実施します。	保健福祉課
9 訪問事業 (妊産婦・乳幼児訪問事業)	妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、妊産婦の身体的・精神的状況や子育てサポート体制、乳幼児の成長発達状況の確認を行い、子育て方法やサービスの情報提供等を実施します。	保健福祉課
10 訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、栄養状態や子育て状況の確認、健診や予防接種等の子育てサービスの情報提供等を行いながら、子育て相談を実施します。	保健福祉課
11 訪問事業 (養育支援訪問事業)	子どもや養育者の状況、サポート体制や経済状況等において、集中的又は中長期的な状況確認や、保健指導・他機関連携が必要な家庭を訪問し、切れ目なく育児の支援を実施します。	保健福祉課
13 保健指導事業 (妊産婦・乳幼児相談事業)	妊産婦・乳幼児を対象に、育児相談や教室等を開催し、母子の心身の健康管理及び順調な発達支援に努めます。	保健福祉課

○相談体制の充実

事業名	事業内容	担当課
86 虐待防止事業 (家庭児童相談事業)	家庭児童相談員を配置し、家庭における児童養育に関する様々な問題に対する相談支援を実施します。	保健福祉課
87 虐待防止事業 (子ども家庭総合支援拠点)	妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない相談・支援を行う子育て世代包括支援センターに、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもがいる全ての家庭の支援と児童虐待対策の強化を図ります。令和4年までに全市町に設置することが努力義務とされています。	保健福祉課
88 女性相談事業	様々な問題を抱えた女性の相談指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者等への暴力(DV)の防止や、同伴する子どもの支援に努めます。	社会福祉課

事業名		事業内容	担当課
109	生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けて、評価・分析の実施、プラン作成等の支援や関係機関との連携を行います。	社会福祉課
124	地域子育て支援センター事業 (地域子育て支援拠点事業)	概ね中学校区に1か所以上を目安に、地域の子育て等に関する情報発信や相談・支援、親子の交流の場の提供、子育てに関する講習会等を実施します。	児童保育課
125	子育て世代包括支援センター事業 (利用者支援事業) 【母子保健型】	利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談等を行うことにより、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等に関する相談支援・利用支援の充実に努めます。	保健福祉課
126	地域子育て支援サロン推進事業	地域全体で子育てを支援する環境づくりのため、身近な地域の中で、子育て親子同士や世代を超えた仲間づくりや交流を行う場として、地域子育て支援サロンの設置を促進するとともに、継続して運営できるよう支援します。	子育て支援課
128	民生委員・児童委員活動事業	関係機関と連携しながら、民生委員・児童委員、主任児童委員による、子育てや児童、ひとり親家庭等に関する相談、援助活動の充実を図ります。	高齢者福祉課
129	母子保健推進員活動事業	保護者が地域で安心して子育てができるよう、母子保健事業・訪問等を通じた支援活動の充実を図ります。	保健福祉課

○保護者の生活支援（保育などの確保）

事業名		事業内容	担当課
25	通常保育事業 (認可保育所及び認定こども園)	保育が必要な児童（2号、3号）には、保育所及び認定こども園で保育サービスを提供し、教育が必要な児童（1号）には認定こども園で教育サービスを提供します。	児童保育課
26	延長保育事業	通常の保育時間を超えて保育サービスを提供します。	児童保育課
27	預かり保育事業	認定こども園において教育が必要な児童（1号）を預かる保育サービスを提供します。	児童保育課
29	休日保育事業	日曜、祝日に保育サービスを提供します。	児童保育課
33	小規模保育事業	0歳児～2歳児の保育の量的拡充を図るため、定員6～19人までの小規模で家庭的な雰囲気のもと保育します。	児童保育課
34	事業所内保育事業	0歳児～2歳児の保育の量的拡充を図るため、民間事業所内に設置している事業所内保育施設で、地域の児童を保育します。	児童保育課
37	一時預かり事業	保育所等に入所していない児童を対象に、保護者の冠婚葬祭、傷病等の緊急的・一時的な保育や、認定こども園に在籍する満3歳以上の1号認定子どもで、教育時間の前後又は長期休業日等に当該施設において一時的に保育します。	児童保育課
38	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助が必要な人（依頼会員）に対して、援助ができる人（提供会員）を紹介し、地域住民同士の相互援助活動を促進します。事前の会員登録が必要です。	子育て支援課

事業名		事業内容	担当課
39	病児・病後児保育事業	病気の回復期にあり、集団保育の実施が困難な児童を対象に、その期間中、保育所等の専用スペースで一時的に預かります。	児童保育課
40	ショートステイ事業	保護者が疾病等の理由により家庭での児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に養育します。宿泊を伴う事業です。(原則7日以内)	子育て支援課
42	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等のため昼間留守となる家庭の小学生を対象に、小学校の余裕教室等において、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	子育て支援課

○子どもの生活支援（居場所の充実）

事業名		事業内容	担当課
72	児童館運営事業 (児童館機能の充実)	講座・イベント等を通して、0歳～18歳未満の全ての児童の健全な育成を図ります。また、現在利用の少ない中高生を含め、全ての児童と保護者が気軽に利用できる自由な居場所となるよう、機能の充実に取り組みます。	子育て支援課
42	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等のため昼間留守となる家庭の小学生を対象に、小学校の余裕教室等において、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	子育て支援課
76	放課後子ども教室推進事業	小学校の図書室や体育館等を活用して、子どもたちの安心・安全な活動場所を設け、学校・地域・家庭との連携のもと、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を進めます。	生涯学習課
77	子ども食堂開設支援事業	子どもの孤食を防止するとともに、安心感や幸福感を味わえる地域の居場所を提供するため、子ども食堂の開設を支援します。	子育て支援課

○子どもの生活支援（食育の推進）

事業名		事業内容	担当課
64	乳幼児のための食生活啓発事業	乳幼児の栄養についての話と調理実習を行い、各家庭において栄養バランスの取れた望ましい食生活の普及啓発に努めます。	児童保育課
65	食育推進事業 (親子食育教室)	親子のふれあいや調理実習、食育講話やクイズを通じた食育の推進と健康づくりのための教室を開催します。	保健福祉課
66	食育推進事業 (ヘルスサポーター事業)	中学生・高校生に対し、食を通じた健康づくりの実践者となるよう、情報発信や体験学習機会を提供します。	保健福祉課
67	食育推進事業 (レシピコンテスト)	高校生を対象に、“自分で作る朝ごはん”のレシピを募集し、自らメニューを考え実際に作る機会を提供します。入賞作品を活用して、食に対する関心を高める機会を提供します。	保健福祉課
68	食育推進事業 (クッキング保育)	保育所及び認定こども園の児童を対象に、食育年間計画に基づきクッキング保育を実施します。菜園活動を通して、育てることから調理まで体験することで、食への関心と意欲、食べ物への感謝の心を培います。また、保護者を対象に試食会を実施し、食への理解と関心を深めます。	児童保育課

○子どもの就労支援

事業名		事業内容	担当課
70	Jデスクみはら事業	若者の市内への就職意識を高めるため、企業情報誌を作成し、市内の中学生、高校生等へ配布します。	商工振興課

○住宅の支援

事業名		事業内容	担当課
97	母子生活支援施設への措置支援事業	18歳未満の子どもを養育している母子家庭、また何らかの理由で離婚の届出ができない等の母子家庭に準ずる家庭に生活の場を提供し、安心・安全な環境の中で、母と子の生活を安定させるため、相談・援助を進めながら自立を支援します。	子育て支援課

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

子どもの安定した生活環境を確保するためには、保護者の就労による安定的な収入の確保が求められます。子育て世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、職を得るため、所得の増大に資するための就労支援を行います。

また、生活困難層の割合が高いひとり親家庭の自立支援を行います。

○ひとり親家庭の親への就労支援

事業名		事業内容	担当課
92	母子・父子自立支援プログラム策定事業	就労を希望する児童扶養手当受給者を対象に、本人の生活状況や就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、相談者に応じた自立支援プログラムを策定し、自立を支援します。	子育て支援課
93	母子家庭等高等職業訓練促進事業	ひとり親家庭の父又は母等が、生活の安定につながる資格取得のため養成機関において1年以上就業する場合に、訓練促進費等を支給することにより、その期間中の生活の不安を解消し、自立の促進を図ります。	子育て支援課
94	母子家庭等自立支援教育訓練給付事業	雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないひとり親家庭の父又は母等が、指定された教育訓練講座を受講する場合に、事前相談・事前申請を経て、受講料の一部を助成します。	子育て支援課

○ひとり親家庭の親の学び直し支援

事業名		事業内容	担当課
95	ひとり親家庭学び直し支援事業	ひとり親家庭の学び直し支援として、高等学校卒業程度認定試験のための講座受講費用を補助します。	子育て支援課

○ふたり親世帯を含む就労機会の確保

事業名		事業内容	担当課
117	再就職への支援事業	ハローワークと連携し、職業紹介、就労情報の提供に努めます。また、就職ガイダンスを開催し、育児等を理由に一旦退職したが、再就職を検討している方と企業とのマッチングを図ります。	商工振興課

(4) 経済的支援

子育て世帯に対し、保護者の就労状況や健康状態にかかわらず、日々の生活を安定させ、不安なく子育てができるよう、手当の給付や医療費助成などの経済的な支援を行います。

事業名		事業内容	担当課
43	児童手当給付事業	子どもを養育している家庭の生活安定と次世代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、国の制度に基づき、手当を支給します。 受給対象者：中学校卒業まで (15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方	子育て支援課
89	児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、国の制度に基づき、手当を支給します。 受給対象者：18歳到達後、最初の3月31日まで(一定以上の障害のある児童は20歳未満まで)の子どもを養育するひとり親家庭の父又は母等で、一定の所得要件に該当する人	子育て支援課
23	乳幼児等医療費助成事業	子どもの疾病の早期発見・治療の促進と、家庭の経済的負担の軽減を図るため、保険診療医療費の一部を助成します。	子育て支援課
90	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、保険診療医療費の一部を助成します。 受給対象者：ひとり親家庭等の父又は母及び児童(高校3年生まで※)で、一定の所得要件に該当する人 ※18歳到達後、最初の3月31日まで	子育て支援課
48	予防接種事業 (小児インフルエンザ予防接種費補助事業)	生活保護世帯と市民税非課税世帯に属する0歳から中学生までの子どもに対し、季節性インフルエンザ予防接種費の助成を行います。	保健福祉課
91	ひとり親家庭養育費確保支援事業	ひとり親家庭の養育費確保のため、公正証書の作成や保証会社との養育費保証契約に要する経費の一部を補助します。	子育て支援課

※教育負担の軽減は、「(1) 教育の支援」に記載のとおり

第6章 子ども・子育て支援事業に係る 量の見込み等

第1節 教育・保育提供区域の設定

第2節 幼児期の教育・保育

第3節 地域子ども・子育て支援事業

第4節 新・放課後子ども総合プランへの対応

子ども・子育て支援法に基づき、本計画期間における、教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み（利用に関するニーズ量）」と「確保方策（量の見込みに対応する確保量と実施時期）」を示します。

第1節 教育・保育提供区域の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画には、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業についての、5年間の「量の見込み（利用に関するニーズ量）」と「確保方策（量の見込みに対応する確保量と実施時期）」を定めることとなっています。

本市では、平成30（2018）年度に実施した子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート結果や、今後の人口推計、これまでの各事業の利用実績を踏まえ、5年間の「量の見込み」を算出し、それに対応する「確保方策」を定めます。

なお、教育・保育事業については、市内を5つの区域に分け、計画的に提供体制を確保していきます。

● 5区域

1	東部	第一中学校区・第二中学校区
2	西部	第五中学校区・本郷中学校区
3	南部	第四中学校区・幸崎中学校区
4	北部	久井中学校区・大和中学校区
5	中部	第三中学校区・宮浦中学校区



第2節 幼児期の教育・保育

就労形態の多様化や母親の就労意向の増加などによる保育ニーズを見込むとともに、現在の教育・保育の利用状況や今後の利用希望を踏まえた子どもの受入体制を確保します。

1 東部

区分	令和2(2020)年度				令和3(2021)年度				令和4(2022)年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	631	199	60	215	595	187	56	200	572	180	53	188
②確保方策	896	275	58	210	896	275	58	210	896	275	58	210
認定こども園	160	149	22	99	160	149	22	99	160	149	22	99
幼稚園	736	—	—	—	736	—	—	—	736	—	—	—
保育所	—	126	26	83	—	126	26	83	—	126	26	83
地域型保育事業	—	—	10	28	—	—	10	28	—	—	10	28
②-①	265	76	▲2	▲5	301	88	2	10	324	95	5	22

区分	令和5(2023)年度				令和6(2024)年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	550	172	50	178	515	161	47	168
②確保方策	896	275	58	210	896	275	58	210
認定こども園	160	149	22	99	160	149	22	99
幼稚園	736	—	—	—	736	—	—	—
保育所	—	126	26	83	—	126	26	83
地域型保育事業	—	—	10	28	—	—	10	28
②-①	346	103	8	32	381	114	11	42

区分	令和5(2023)年度【見直し後】				令和6(2024)年度【見直し後】			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	446	257	46	166	418	254	48	157
②確保方策	716	257	46	190	646	317	49	199
認定こども園	160	143	19	88	240	203	22	97
幼稚園	556	—	—	—	406	—	—	—
保育所	—	114	18	73	—	114	18	73
地域型保育事業	—	—	9	29	—	—	9	29
②-①	250	0	0	24	228	63	1	42

(単位：人)

2 西部

区分	令和2(2020)年度				令和3(2021)年度				令和4(2022)年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	151	225	61	177	142	213	58	165	137	204	53	156
②確保方策	264	303	55	214	264	303	55	214	264	303	55	214
認定こども園	30	88	18	64	30	88	18	64	30	88	18	64
幼稚園	234	—	—	—	234	—	—	—	234	—	—	—
保育所	—	215	33	142	—	215	33	142	—	215	33	142
地域型保育事業	—	—	4	8	—	—	4	8	—	—	4	8
②-①	113	78	▲6	37	122	90	▲3	49	127	99	2	58

区分	令和5(2023)年度				令和6(2024)年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	131	197	50	147	123	184	47	138
②確保方策	264	303	55	214	264	303	55	214
認定こども園	30	88	18	64	30	88	18	64
幼稚園	234	—	—	—	234	—	—	—
保育所	—	215	33	142	—	215	33	142
地域型保育事業	—	—	4	8	—	—	4	8
②-①	133	106	5	67	141	119	8	76

区分	令和5(2023)年度【見直し後】				令和6(2024)年度【見直し後】			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	84	282	51	134	78	286	49	118
②確保方策	214	303	55	214	214	303	55	214
認定こども園	30	88	18	64	30	88	18	64
幼稚園	184	—	—	—	184	—	—	—
保育所	—	215	33	142	—	215	33	142
地域型保育事業	—	—	4	8	—	—	4	8
②-①	130	21	4	80	136	17	6	96

(単位：人)

3 南部

区分	令和2(2020)年度				令和3(2021)年度				令和4(2022)年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	12	35	2	35	12	33	2	32	11	32	2	31
②確保方策	37	42	10	33	37	42	10	33	37	42	10	33
認定こども園	5	22	5	13	5	22	5	13	5	22	5	13
幼稚園	32	—	—	—	32	—	—	—	32	—	—	—
保育所	—	20	5	20	—	20	5	20	—	20	5	20
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①	25	7	8	▲2	25	9	8	1	26	10	8	2

区分	令和5(2023)年度				令和6(2024)年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	11	31	2	29	10	29	2	27
②確保方策	37	42	10	33	37	42	10	33
認定こども園	5	22	5	13	5	22	5	13
幼稚園	32	—	—	—	32	—	—	—
保育所	—	20	5	20	—	20	5	20
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①	26	11	8	4	27	13	8	6

区分	令和5(2023)年度【見直し後】				令和6(2024)年度【見直し後】			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	4	31	8	18	3	30	7	14
②確保方策	29	42	10	33	29	42	10	33
認定こども園	5	22	5	13	5	22	5	13
幼稚園	24	—	—	—	24	—	—	—
保育所	—	20	5	20	—	20	5	20
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①	25	11	2	15	26	12	3	19

(単位：人)

4 北部

区分	令和2(2020)年度				令和3(2021)年度				令和4(2022)年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	72	101	11	54	68	95	11	51	65	91	10	48
②確保方策	100	125	20	80	100	125	20	80	100	125	20	80
認定こども園	100	125	20	80	100	125	20	80	100	125	20	80
幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保育所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①	28	24	9	26	32	30	9	29	35	34	10	32

区分	令和5(2023)年度				令和6(2024)年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	63	88	10	45	58	82	9	42
②確保方策	100	125	20	80	100	125	20	80
認定こども園	100	125	20	80	100	125	20	80
幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—
保育所	—	—	—	—	—	—	—	—
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①	37	37	10	35	42	43	11	38

区分	令和5(2023)年度【見直し後】				令和6(2024)年度【見直し後】			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	16	108	17	37	13	94	17	44
②確保方策	100	125	20	80	100	125	20	80
認定こども園	100	125	20	80	100	125	20	80
幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—
保育所	—	—	—	—	—	—	—	—
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①	84	17	3	43	87	31	3	36

(単位：人)

5 中部

区分	令和2(2020)年度				令和3(2021)年度				令和4(2022)年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	159	371	90	294	150	351	85	274	144	337	80	258
②確保方策	320	355	77	243	320	355	86	274	320	355	86	274
認定こども園	40	173	41	116	40	173	41	116	40	173	41	116
幼稚園	280	—	—	—	280	—	—	—	280	—	—	—
保育所	—	182	27	105	—	182	27	105	—	182	27	105
地域型保育事業	—	—	9	22	—	—	18	53	—	—	18	53
②-①	161	▲16	▲13	▲51	170	4	1	0	176	18	6	16

区分	令和5(2023)年度				令和6(2024)年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	139	324	75	243	129	303	72	229
②確保方策	320	355	86	274	320	355	86	274
認定こども園	40	173	41	116	40	173	41	116
幼稚園	280	—	—	—	280	—	—	—
保育所	—	182	27	105	—	182	27	105
地域型保育事業	—	—	18	53	—	—	18	53
②-①	181	31	11	31	191	52	14	45

区分	令和5(2023)年度【見直し後】				令和6(2024)年度【見直し後】			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	83	288	74	185	70	275	71	172
②確保方策	155	383	91	268	131	395	97	271
認定こども園	40	173	41	116	83	232	50	139
幼稚園	115	—	—	—	48	—	—	—
保育所	—	210	38	112	—	163	35	92
地域型保育事業	—	—	12	40	—	—	12	40
②-①	72	95	17	83	61	120	26	99

(単位：人)

【市全域】

区分	令和2(2020)年度				令和3(2021)年度				令和4(2022)年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	1,025	931	224	775	967	879	212	722	929	844	198	681
②確保方策	1,617	1,100	220	780	1,617	1,100	229	811	1,617	1,100	229	811
認定こども園	335	557	106	372	335	557	106	372	335	557	106	372
幼稚園	1,282	—	—	—	1,282	—	—	—	1,282	—	—	—
保育所	—	543	91	350	—	543	91	350	—	543	91	350
地域型保育事業	—	—	23	58	—	—	32	89	—	—	32	89
②-①	592	169	▲4	5	650	221	17	89	688	256	31	130

区分	令和5(2023)年度				令和6(2024)年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	894	812	187	642	835	759	177	604
②確保方策	1,617	1,100	229	811	1,617	1,100	229	811
認定こども園	335	557	106	372	335	557	106	372
幼稚園	1,282	—	—	—	1,282	—	—	—
保育所	—	543	91	350	—	543	91	350
地域型保育事業	—	—	32	89	—	—	32	89
②-①	723	288	42	169	782	341	52	207

区分	令和5(2023)年度【見直し後】				令和6(2024)年度【見直し後】			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ	3~5歳 教育 ニーズ	3~5歳 保育 ニーズ	0歳 保育 ニーズ	1-2歳 保育 ニーズ
①量の見込み	653	966	196	540	582	939	192	505
②確保方策	1,124	1,110	222	785	1,120	1,182	231	797
認定こども園	335	551	103	361	458	670	115	393
幼稚園	879	—	—	—	662	—	—	—
保育所	—	559	94	347	—	512	91	327
地域型保育事業	—	—	25	77	—	—	25	77
②-①	561	144	26	245	538	243	39	292

(単位：人)

【実施の方針】

幼児教育・保育の無償化による動向変化を見据えたうえで、未入所児童及び待機児童〇人に向けて、保育人材の確保に取り組み、事業者間調整を行い、受け皿の確保に努めます。

また、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続を推進するための研修の実施や、広島県が実施する幼児教育アドバイザー訪問事業の活用などにより、幼児教育・保育の質の確保と向上に努めます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業 【区域：市全域】

子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、医療、福祉などの関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言などの必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行う事業です。

本市では、平成28(2016)年度から、基本型と母子保健型との併設型「子育て世代包括支援センター すくすく」を開設し、本事業に取り組んでいます。

子どもとその家庭及び妊産婦などを対象とした総合的な支援と児童虐待の未然防止を担う「子ども家庭総合支援拠点」(*)を設置することとしており、これまでの基本型のうち、子育て支援に係る施設や事業などの利用のつなぎに関する部分を母子保健型として併せて実施することとし、一体的な相談支援に取り組めます。

※子ども家庭総合支援拠点とは、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした総合的な支援と児童虐待の未然防止を担うもの。

	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1

(単位：か所)

【見直し後】

	令和2(2020)年	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年	令和6(2024)年
①量の見込み	-	-	-	4	4
②確保方策	-	-	-	4	4
基本型・特定型	-	-	-	0	0
母子保健型	-	-	-	4	4

【実施の方針】

「子育て世代包括支援センター すくすく」において、基本型の機能は母子保健型で取り組むこととし、新たに「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、相談支援体制の機能強化を図ります。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業） 【区域：5区域】

保育所利用者を対象に、通常の保育時間を超えて保育サービスを提供する事業です。

保育所利用者が対象となるため、教育・保育事業と同様に、5区域で量の見込みを算出し、提供体制を確保します。

利用割合は増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれます。

1 東部

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	162	160	161	161	159
②確保方策	188	188	188	188	188
②-①	26	28	27	27	29

(単位：人)

【見直し後】

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	-	-	-	149	146
②確保方策	-	-	-	188	188
②-①	-	-	-	39	42

(単位：人)

2 西部

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	175	174	174	174	171
②確保方策	251	251	251	251	251
②-①	76	77	77	77	80

(単位：人)

【見直し後】

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	-	-	-	210	206
②確保方策	-	-	-	251	251
②-①	-	-	-	41	45

(単位：人)

3 南部

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	35	35	35	35	34
②確保方策	40	40	40	40	40
②-①	5	5	5	5	6

(単位：人)

【見直し後】

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	-	-	-	33	32
②確保方策	-	-	-	40	40
②-①	-	-	-	7	8

(単位：人)

4 北部

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	23	23	23	23	22
②確保方策	60	60	60	60	60
②-①	37	37	37	37	38

(単位：人)

【見直し後】

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	-	-	-	41	41
②確保方策	-	-	-	60	60
②-①	-	-	-	19	19

(単位：人)

5 中部

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	275	273	273	274	269
②確保方策	381	381	381	381	381
②-①	106	108	108	107	112

(単位：人)

【見直し後】

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	-	-	-	234	230
②確保方策	-	-	-	381	381
②-①	-	-	-	147	151

(単位：人)

【市全域】

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	670	665	666	667	655
②確保方策	920	920	920	920	920
②-①	250	255	254	253	265

(単位：人)

【見直し後】

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	-	-	-	667	655
②確保方策	-	-	-	920	920
②-①	-	-	-	253	265

(単位：人)

【実施の方針】

実施か所数の増加について、幼児教育・保育の無償化による動向変化などを見据え、需要の動向を見極めながら検討していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【区域：市全域】

保護者が就労などの理由により昼間家庭にいない小学生を対象に、小学校の余
裕教室などで適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

利用割合は増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれます。

		令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度
①量の 見込み	1年生	378	403	367	353	372
	2年生	315	287	297	263	246
	3年生	301	313	294	312	284
	4年生	158	162	171	162	175
	5年生	78	85	92	100	99
	6年生	29	31	35	38	42
	計	1,259	1,281	1,256	1,228	1,218
②確保方策		1,441	1,561	1,561	1,561	1,561
②-①		182	280	305	333	343

(単位：人)

【実施の方針】

第1期計画期間中には、市内の全放課後児童クラブの対象学年を小学校6年生ま
でに拡充するため施設整備を進めましたが、現在も待機児童が発生している学校区
があります。今後も待機児童の発生状況を見極めながら、必要な整備を行います。

(4) 地域子育て支援拠点事業 【区域：市全域】

地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子を対象に交流の場を提供し、子育てに関する情報提供、育児相談、助言その他の援助を行う事業です。本市では、保育所や認定こども園、商業施設において実施しています。

アンケートで「今は利用していないが、今後利用したい」と回答した保護者の割合を勘案して、量の見込みを算出しています。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	36,654	36,654	36,654	36,654	36,654
②確保方策	36,654	36,654	36,654	36,654	36,654
②-①	0	0	0	0	0

(単位：人) ※延利用者数

【実施の方針】

現在実施している12か所で継続して実施するとともに、多くの人に利用してもらえるよう事業の周知に努めます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言などの援助を行う事業です。

量の見込みは、各年度の0歳児の推計人口としています。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み	502	475	446	421	398
実施体制	実施機関：三原市保健福祉部保健福祉課 実施体制：保健師，母子保健推進委員で実施				

(単位：人) ※延訪問人数

【見直し後】

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み	—	—	—	405	387
実施体制	実施機関：三原市保健福祉部保健福祉課 実施体制：保健師，母子保健推進委員で実施				

(単位：人) ※延訪問人数

【実施の方針】

訪問率100%を目標に取り組みます。

(6) 養育支援訪問事業 【区域：市全域】

子どもや養育者の状況、サポート体制や経済状況などにおいて、集中的又は中長期的に状況確認や、保健指導・他機関連携が必要な家庭を訪問し、育児の支援を行う事業です。

需要発生量が予測しにくい事業であり、これまでの平均利用割合から量の見込みを算出しています。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み	67	64	62	59	57
実施体制	実施機関：三原市保健福祉部保健福祉課 実施体制：保健師，母子保健推進委員で実施				

(単位：人) ※延訪問人数

【見直し後】

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み	-	-	-	21	21
実施体制	実施機関：三原市保健福祉部保健福祉課 実施体制：保健師，母子保健推進委員で実施				

(単位：人) ※延訪問人数

【実施の方針】

養育支援者支援率 100%を目標に取り組みます。

(7) 一時預かり事業 【区域：市全域】

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳幼児について、保育所や認定こども園などにおいて一時的に預かる事業です。
 幼児教育・保育の無償化などの影響により、利用ニーズの増加が見込まれます。

①幼稚園型 【区域：市全域】

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	6,383	6,847	7,323	7,751	7,994
②確保方策	6,383	6,847	7,323	7,751	7,994
②-①	0	0	0	0	0

(単位：人) ※延利用者数

【見直し後】

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	—	—	—	19,976	20,654
②確保方策	—	—	—	19,976	20,654
②-①	—	—	—	0	0

(単位：人) ※延利用者数

②幼稚園型を除く(保育所等) 【区域：市全域】

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	17,705	18,992	20,312	21,498	22,172
②確保方策	17,705	18,992	20,312	21,498	22,172
②-①	0	0	0	0	0

(単位：人) ※延利用者数

【見直し後】

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	—	—	—	7,351	7,600
②確保方策	—	—	—	7,351	7,600
②-①	—	—	—	0	0

(単位：人) ※延利用者数

【実施の方針】

幼児教育・保育の無償化による動向変化などを見据えたうえで、需要の動向を見極めながら継続及び充実に努めます。

(8) 病児・病後児保育事業 【区域：市全域】

病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が困難な子どもについて、保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育する事業です。

需要発生量が予測しにくい事業であり、これまでの利用実績から量の見込みを算出しています。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	741	696	663	632	593
②確保方策	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
②-①	2,859	2,904	2,937	2,968	3,007

(単位：人) ※延利用者数

【見直し後】

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	—	—	—	596	561
②確保方策	—	—	—	3,600	3,600
②-①	—	—	—	3,004	3,039

(単位：人) ※延利用者数

【実施の方針】

幼児教育・保育の無償化の動向を見据えたうえで、需要の動向を見極めながら継続に努めます。

(9) ファミリー・サポート・センター事業 【区域：市全域】

子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

アンケート結果からも、身近な地域に必要とされている活動であり、平成30(2018)年度実績からの増加を目標に、量の見込みを設定しています。(P.51)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み	850	850	850	850	850
②確保方策	850	850	850	850	850
②-①	0	0	0	0	0

(単位：件) ※延利用件数

【実施の方針】

利用しやすい制度となるよう、援助ができる人（提供会員）を増やすための取組や、制度の周知に努めます。

(10) 妊婦健康診査事業 【区域：市全域】

妊婦が定期的に行う健康診査の費用を助成する事業です。妊婦の健康の保持と増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施します。

これまでの利用実績から量の見込みを算出しています。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み	7,420	7,021	6,592	6,222	5,882
実施体制	実施場所：広島県内外医療機関及び助産所 実施体制：医療機関委託、委託医療機関以外は補助				

(単位：回) ※延受診回数

【見直し後】

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
量の見込み	—	—	—	5,994	5,728
実施体制	実施場所：広島県内外医療機関及び助産所 実施体制：医療機関委託、委託医療機関以外は補助				

(単位：回) ※延受診回数

【実施の方針】

受診率の向上を目標に取り組みます。

(11) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などで宿泊を伴う保育を行う事業です。

本市ではこれまで実績がありません。

【実施の方針】

利用ニーズの把握に努め、関係機関と連携して適切に実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。

【実施の方針】

国の制度に基づき実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業です。

【実施の方針】

新規事業者の参入があった場合は、制度の導入について検討します。

第4節 新・放課後子ども総合プランへの対応

国においては、次世代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の計画的な整備を推進することを目的に、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本市においても、「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨にのっとり、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」に取り組みます。

● 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込みと目標整備量

	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度
量の見込み	1,259人	1,281人	1,256人	1,228人	1,218人
目標整備量	1,441人	1,561人	1,561人	1,561人	1,561人

※学年ごとの量の見込みなどの詳細は、P.119に記載

● 一体型※の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5(2023)年度に達成されるべき目標事業量

⇒ 同一小学校内で放課後児童クラブと放課後子ども教室が実施されている全ての箇所に関し、放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室のプログラムへ参加することについて地域の実情に応じた適切な調整を、放課後児童クラブ所管課の子育て支援課と放課後子ども教室所管課の教育委員会生涯学習課で連携して取り組みます。

※同一の小学校内で放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を実施し、放課後児童クラブの児童を含めた全ての児童が、放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものをいいます。

● 放課後子ども教室の令和5(2023)年度までの実施計画

⇒ 地域の実情や需要、開設場所や放課後子ども教室のボランティアスタッフの確保などを勘案しながら、適切な実施箇所の確保をめざします。

● 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策、及び、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

⇒ 放課後児童クラブ所管課の子育て支援課と放課後子ども教室所管課の教育委員会生涯学習課で随時打合わせの機会を設定し、実施状況や課題などの情報の共有を図り、適切な手法での事業実施に努めます。

- 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策
 - ⇒ 学校教育からの滑らかな接続にあたり、放課後子ども教室が利用している校庭・体育館・特別教室や、余裕教室の活用について、学校教育活動や他の社会教育活動との調整の必要性を踏まえ、学校が施設提供できる箇所の判断、運用ルールの設定が可能となるような情報を提供し、取組を図ります。
- 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
 - ⇒ 特別な配慮を要する児童の受入にあたっては、当該児童が安心して過ごすことができるよう、関係者の情報共有や研修等による資質の向上に努めます。
- 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
 - ⇒ 市民ニーズを勘案し、利用しやすい環境整備に努めます。
- 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
 - ⇒ 放課後児童クラブ運営指針（平成 27〔2015〕年 4 月厚生労働省策定）に基づき、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童との関わりを通して社会性を習得できるよう、放課後児童支援員への研修等による資質の向上に努め、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを推進します。
- 放課後児童クラブの育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策
 - ⇒ 育成支援の内容について、放課後児童クラブ入会説明会において周知するとともに、定期的に保護者へ配付する「クラブだより」を活用し、周知を推進します。

第7章 計画の推進体制等

第1節 計画の推進と連携の強化

第2節 計画の進行管理

本計画の理念を実現し、施策を効果的かつ確実に進めていくために、その推進体制や進行管理についてまとめます。

第1節 計画の推進と連携の強化

本計画の基本理念「みんなで支える子育て応援都市・みはら ～未来を担うすべての子どものために、つどう・つながる・ささえあう～」の実現のためには、行政だけでなく、市民、地域、事業者などの関係者（機関）が互いに協力し、本市の子ども・子育て支援を進めていく必要があります。

計画の推進にあたっては、関係者（機関）や、学識経験者、教育・保育・医療などの子ども・子育て支援に従事する方、子育て当事者である保護者などで構成する「三原市子ども・子育て会議」での意見を聞きながら進めていきます。

また、地域で活動する市民への支援などを通して、本市の子ども・子育て支援を推進する人材の育成にも取り組むとともに、地域で活動する団体との連携を深め、団体同士の交流を促進するなど、地域でのサポート体制を強化していきます。

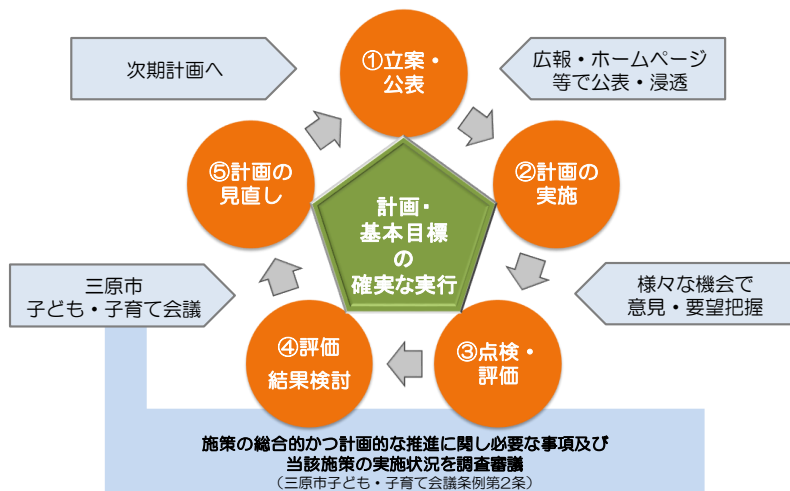
国においては、令和5（2023）年4月に、「こども家庭庁」が創設されます。本市においても、「こども家庭庁」の取組に合わせ、すべての子どもや保護者が安心の中で成長し、子育てできる環境づくりを進めていきます。

第2節 計画の進行管理

本計画の進捗状況については、定期的に点検・評価することが重要です。基本目標ごとの活動指標と各事業の進捗状況について、「三原市子ども・子育て会議」において年度ごとに点検・評価を行います。

また、次期（第3期）計画の策定にあたっては、意識調査を行い、基本目標ごとの評価指標の達成状況などを分析し、必要な施策を検討していきます。

なお、評価の段階で、本計画の内容が実態と大きく乖離し、著しく供給量が不足することが予想される場合などには、必要に応じて中間年の見直しを検討します。



資料編

- 1 三原市子ども・子育て会議条例
- 2 三原市子ども・子育て会議委員名簿
- 3 計画の策定経過
- 4 用語解説

1 三原市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 8 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、三原市における子ども・子育て支援に係る施策の推進に関し調査審議等をするため、三原市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること。
- (3) 三原市子ども・子育て支援事業計画に関し、意見を述べること。
- (4) 三原市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうち部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(三原市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 三原市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年三原市条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(最初の会議の招集)

- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。

2 三原市子ども・子育て会議委員名簿

平成 29(2017)年 11 月以降の委員（敬称略, 順不同）

区 分	所 属	氏 名	任 期
子どもの 保護者	三原市PTA連合会	川口 三穂	平成 29 (2017) 年 11 月 ～令和元 (2019) 年 10 月
		花田 章浩	令和元 (2019) 年 11 月～
	三原市公立幼稚園PTA連合会	河原 真奈	平成 29 (2017) 年 11 月 ～令和元 (2019) 年 10 月
		小坂家 香織	令和元 (2019) 年 11 月～
	三原市立円一保育所保護者会	藤本 幸三	平成 29 (2017) 年 11 月 ～平成 31 (2019) 年 3 月
		古川 大造	平成 31 年 (2019) 年 4 月～
	市民公募委員	山田谷 真学	平成 29 (2017) 年 11 月～
		中司 真由美	平成 29 (2017) 年 11 月 ～令和元 (2019) 年 10 月
		山崎 香織	令和元 (2019) 年 11 月～
		村上 朋子	令和元 (2019) 年 11 月～
事業主を 代表する者	広島経済同友会三原支部	原 邦高	平成 29 (2017) 年 11 月 ～令和元 (2019) 年 10 月
		保道 昌征	令和元 (2019) 年 11 月～
労働者を 代表する者	連合広島三原地域協議会	岸田 正樹	平成 29 (2017) 年 11 月～
子ども・子 育て支援に 関し学識経 験のある者	公立大学法人県立広島大学	西村 いづみ	平成 29 (2017) 年 11 月 ～平成 31 (2019) 年 3 月
		◎田中 聡子	平成 31 年 (2019) 年 4 月～
	三原市医師会	木原 幹夫	平成 29 (2017) 年 11 月～
	三原市小学校長会	古本 節郎	平成 29 (2017) 年 11 月 ～平成 31 (2019) 年 3 月
		竹本 玲子	平成 31 年 (2019) 年 4 月～
	三原市中学校長会	岡野 哲朗	平成 29 (2017) 年 11 月 ～平成 31 (2019) 年 3 月
池田 彰夫		平成 31 年 (2019) 年 4 月～	

◎会長 ○副会長(令和3年10月31日までの任期期間中)

区 分	所 属	氏 名	任 期
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	三原市私立幼稚園協会	亀山 啓司	平成 29 (2017) 年 11 月～
	三原市保育連盟	○眞田 右文	平成 29 (2017) 年 11 月～
	みらい子育てネット・みはら	門田 和美	平成 29 (2017) 年 11 月～平成 31 (2019) 年 3 月
	三原市身体障害者福祉協会連合会	平田 シゲ子	平成 29 (2017) 年 11 月～令和元 (2019) 年 10 月
		花垣 春海	令和元 (2019) 年 11 月～
その他市長が適当と認める者	三原市社会福祉協議会	本田 博昭	平成 29 (2017) 年 11 月～平成 30 (2018) 年 3 月
		西田 俊明	平成 30 (2018) 年 4 月～
	三原市民生委員児童委員連合協議会	大浦 映文子	平成 29 (2017) 年 11 月～
	三原青年会議所	勝村 晋	平成 29 (2017) 年 11 月～平成 30 (2018) 年 12 月
		森川 浩一	平成 31 (2019) 年 1 月～令和元 (2019) 年 12 月
		石井 覚道	令和 2 (2020) 年 1 月～

3 計画の策定経過

(1) 三原市子ども・子育て会議の開催状況

	開催日程	主な審議内容
平成30年度 第1回	平成30(2018)年 11月14日	<ul style="list-style-type: none">第1期計画の進捗状況について第2期計画の策定スケジュールについて第2期計画策定のためのアンケートについて
平成30年度 第2回	平成31(2019)年 3月20日	<ul style="list-style-type: none">第2期計画の策定スケジュールについて第2期計画策定のためのアンケート結果について
平成31年度 第1回	令和元(2019)年 8月9日	<ul style="list-style-type: none">第1期計画の進捗状況について第2期計画の骨子案について第2期計画の子ども・子育て支援事業に係る量の見込みについて第2期計画の策定スケジュールについて幼稚園、保育所等適正配置検討部会の設置について
平成31年度 第2回	令和元(2019)年 10月30日	<ul style="list-style-type: none">第2期計画の素案について第2期計画の子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策について
平成31年度 第3回	令和元(2019)年 11月28日	<ul style="list-style-type: none">幼稚園、保育所等適正配置検討部会の報告について第2期計画の素案について
平成31年度 第4回	令和2(2020)年 2月20日	<ul style="list-style-type: none">第2期計画のパブリックコメント実施結果について第2期計画の最終案について

(2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート

○調査期間：平成30(2018)年11月29日～12月17日

※概要は、P.21に記載

(3) パブリックコメント(意見募集)

○実施期間：令和2(2020)年1月6日～2月5日

○意見数：5件

4 用語解説

子ども・子育て支援新制度 <p>平成 24(2012)年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度。「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という考え方を基本に, そのうえで, 幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため, 平成 27(2015)年4月にスタートした。</p>
子ども・子育て関連3法 <p>待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として, 就学前の子どもの教育・保育及び地域子ども・子育て支援に係る新たな制度を実施するための「子ども・子育て支援法」を核とした3つの法。</p> <ol style="list-style-type: none">①「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号)②「就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 66 号)③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(平成 24 年法律第 67 号)
子ども・子育て会議 <p>子ども・子育て支援法第 77 条第1項に規定する, 市町村が設置する「審議会その他の合議制の機関」のこと。</p>
教育・保育施設 <p>幼稚園・認定こども園(幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設)・保育所。</p>
認定こども園 <p>就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備え, 都道府県知事から認定を受けている教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の機能や特性を併せ持つ。</p>
地域型保育事業 <p>少人数(原則 19 人以下)の単位で, 主に3歳未満の乳幼児を預かる事業。家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の4つの事業がある。</p>
1号認定子ども <p>満3歳以上の, 学校教育のみ(保育の必要性なし)の認定を受けた就学前の子ども。</p>
2号認定子ども <p>満3歳以上の, 保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども。</p>
3号認定子ども <p>満3歳未満の, 保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども。</p>
次世代育成対策推進法 <p>急速な少子化の進行等を踏まえ, 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の形成に資するために, 国・地方公共団体・事業主に必要な措置を講ずることを定めた法律(平成 17〔2005〕年4月1日施行)。</p>
次世代育成支援行動計画 <p>「次世代育成対策推進法」に基づき, 次世代育成を計画的に推進するため策定する計画。市町村による行動計画と, 企業による一般事業主行動計画がある。平成 27(2015)年度以降, 市町村の計画策定は任意とされている。</p>

みはら子育て応援プラン

(第2期三原市子ども・子育て支援事業計画)

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

発行年月：令和2(2020)年3月(令和4(2022)年度見直し)

発行：三原市

編集：三原市 保健福祉部 子育て支援課

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

電話：0848-67-6045(直通)

F A X：0848-64-2130

三原市ホームページ

city.mihara.hiroshima.jp



三原市の子育て情報サイト『みはら子育てねっと』

mihara.ikuji365.net





わしも
できることから
スタートじゃ!